

秋 田 県 公 文 書 館

研究紀要

第 22 号

論 文

秋田藩発給文書二題 一元禄期の文書をめぐってー ……鈴木 満… 1

報 告

佐竹北家伝来文書覚書 一付『秋田藩家蔵文書目録』の原本データの補正ー
……………鈴木 満… 19

出羽一国御絵図(正保出羽国絵図控)複製について ……古 文 書 班… 33

史料紹介

「郡方見回役加勢勤中日記」(文政九年) …………… 40

平成 28 年 3 月

秋田藩発給文書二題

―元禄期の文書をめぐって―

鈴木 満

序 章 問題の所在

私は「戸村家文書目録」⁽¹⁾作成の過程において、秋田藩発給文書の古文書学的研究の欠如という現状に直面した。目録で最低限必要な項目は、史料名である。古代・中世文書同様に古文書学研究の成果に基づいた史料名をつけようとしても、依拠すべきまとまった研究成果がないのである。そこで目録作成に必要な範囲で秋田藩発給文書を古文書学的に検討し、目録を刊行した。そして古文書学的考察の一部を公にした。⁽²⁾

ついで私は、元禄期に始まり、幕末期まで断続的に行われた秋田藩文書所（記録所）による文書改に関する発給文書の変遷をとりあげた。⁽³⁾かつて「秋田藩家蔵文書」成立の問題をとりあげたことがある。⁽⁴⁾しかし対象が享保期までにとどまったので、それ以降の時期を検討しなければならなかった。加えて文書改に関する発給文書への古文書学的な考察が欠如しており、この点からの再検討をしなければならなかった。

ばならなかった。

小論では、右の続編として秋田藩発給文書を古文書学的視点から考察する。具体的には、次の二つの問題を取りあげる。

第一に行うのは、家老発給文書である。かつて秋田藩家老自筆御用状をとりあげたが、事のきっかけは戸村家文書目録作成にあった。そのため戸村家文書が多くを占める幕末期が中心となった。愚見では自筆御用状の発生を享保末年としたが、この問題を再考したい。

第二に行うのは、秋田藩の知行地給与等関係文書の古文書学的検討である。かかる文書は戸村家文書にも少なからず残っており、秋田藩主の黒印状もあれば、秋田藩金蔵が発給したものもある。これらを「戸村家文書目録」でもとりあげ、史料名を検討した。たとえば金蔵が代知を給与した文書を代知給与状と命名する、そういう方法もある。しかし「戸村家文書目録」では命名の根拠を用途に求めない方針だったので、異なる命名をしている。そこでまずは戸村家文書にもとづいて、目録で行った金蔵発給文書の命名の根拠を述べ、

金蔵発給文書を検討し、明らかにしうる特色を述べる。ついで他の佐竹家中の文書も含めて金蔵発給文書の発生・意義・展開等を考察したい。⁽⁵⁾

第一章 秋田藩家老自筆御用状をめぐって

第一節 自筆御用状

さきに私は、秋田藩家老自筆御用状の初見を享保一七年（一七三二）七月一二日とした。さらにさかのぼると思われる史料を当館東山文庫中から見出した。⁽⁶⁾ この史料の外題は、次のとおりである。

享保八年

自筆御用状

癸卯正月十六日ヨリ

以下、右の史料を「自筆御用状」とよぶ。

「自筆御用状」は、宇右衛門・帯刀連署文書一六通、うち一通は大学充、残りは市太夫・甚右衛門・大学充で、正月一六日から二月二六日までを月日順に収録している。まずは外題の享保八年（一七二三）を採用できるかを検討しておこう。

差出書の宇右衛門・帯刀は秋田藩家老の渋江格光・宇都宮典綱で、充書の市太夫・甚右衛門・大学は家老小野岡義伯・大越貞国・今宮義透である。内容から渋江・宇都宮、そして秋田藩主佐竹義峰は

江戸、小野岡・大越・今宮は久保田にいたと判断される。享保七年（二七二二）暮れ、渋江と宇都宮、そして義峰は江戸にいたから、⁽⁷⁾ 外題の年でもよい。

本文は、文章の挿入や抹消が多くある。推敲のあとを忠実に写したのではなく、草稿をまとめたものである。筆者は、渋江もしくは宇都宮であろうが、確定できないとしておく。

様式面で収録文書を見ると、充書は「様」ではなく、「殿」である。しかし差出書と充書は幕末期の秋田藩家老自筆御用状のように「姓通称」ではなく、「通称」である。また差出書に執筆者であることをしめす「自筆」の記載はない。

このように、「自筆御用状」の文書は、様式上、後の自筆御用状と相違がある。

しかし、まづかつて述べたように、元文期までの自筆御用状は幕末期と異なっており、様式上の問題は難点にならない。

また「自筆御用状」所収文書のなかには、書き出しに「以自筆致啓達候」という、後の自筆御用状にみられる文言がある。この文言から、「自筆御用状」所収文書は後の自筆御用状につながるものであると考えられる。

さらに二月三日付の連署文書に「杉山五右衛門不行跡之義二付、拙者共存寄之趣、旧臘十三日帯刀自筆にて申達候処、去月八日甚右衛門殿御自筆にて」とある。「拙者共存寄之趣」とあるから、「旧臘十三日帯刀自筆」は宇都宮と渋江の連署文書で、宇都宮が執筆者と

いう意味であろう。ということは、他の文書にみえる、たとえば「旧臘廿六日甚右衛門御自筆」のような「某殿御自筆」も、久保田の家老の連署文書のなかの執筆者が某であるという意味であろう。

以上のことから「自筆御用状控」に収録されているのは、江戸と久保田の家老間でやりとりされた「自筆」とよばれる文書である。その系譜は、自筆御用状につながる文書であろう。

このようにして自筆御用状を享保一七年（一七三二）から一〇年ほどさかのぼることができた。

第二節 元禄期の秋田藩発給文書

かつて述べたように、正徳年間には自筆御用状はみられないとした。この点を再考したい。

かつて述べたように、自筆御用状をはじめとする家老発給文書は、家老の日記や家老の家に伝来した史料以外から見いだしにくい。たとえば、当館では昨年度より『岡本元朝日記』の刊行を開始した。昨年度刊行の第一巻は、記主岡本元朝が家老ではないためか、自筆御用状と思われる記事がみられない。

今年度末刊行予定の第二巻は元禄一四年（一七〇二）一〇月一日からだが、同月六日、元朝は家老に就任する。それにともない、元朝と居所の異なる家老との通行文書に関する記載が見られるようになる。

まず元禄一五年（一七〇二）正月一日条に「去月廿三日戌ノ刻江

戸出足之御飛脚、今日四ツ時前着いたし候、権太夫殿連状五通参候、内宅通自筆」とある。幕末期の家老の日記、たとえば当館刊行の『宇都宮孟綱日記』第三卷嘉永二年（一八四九）正月一日条の「申十二月廿八日江戸出足御飛脚、正月十日申刻参着、御用状七通内宅通自筆」のような、ステロタイプの記事を参照すれば、連状は幕末期の家老発給の御用状と同じと解され、江戸の家老小野崎通貞が発給した文書五通のうち、一通は通貞が執筆した秋田藩家老自筆御用状という意味であろう。⁽⁸⁾元禄一四年（一七〇二）二月二十八日条の「今日連状十八通内四通権太夫殿自筆也」の「自筆」もまた同様と解されよう。

また同年一二月晦日条に「銅山（中略）之儀ニ付権太夫殿へ同役を連状ハ半右衛門自筆ニて書候」とある。「同役を連状」とは、久保田の家老の連署状という意味であろう。「半右衛門自筆ニて書候」とあるから、家老梅津忠昭が執筆することである。翌年正月三・四・七日条によれば、忠昭は正月三日に秋田藩主佐竹義処の意を受けて執筆し、その翌日、状箱に入れ、七日に飛脚が久保田を発つている。

このように、元禄末年には久保田から江戸に送付する家老発給文書において、一人の家老が執筆する連署状があった。内書は佐竹義和が藩主になるまで発生しないし、その前身である自分状は後に述べるように、元禄末年、別にあるから、自筆御用状の系譜につながる文書といつてよいだろう。

だとすれば、正徳年間に自筆御用状がないとする、かつての卑見は誤りなのだろうか。愚見の根拠は、戸村義輔が家老在職中に発給した文書の控で、都合三種類ある⁽¹⁰⁾。これらを改めてとりあげてみると、「自筆御用状控」のように家老同士の通交文書ではなく、家老以外に発給した文書を収録したものである。これらだけでは、正徳年間に自筆御用状がないとする論拠になりえない。むしろ『岡本元朝日記』を根拠に、自筆御用状の発生を享保期としたのは失考であるとしなければならない。

こうした誤りは、自筆御用状ばかりではない。かつて「自分状」の初見を宝暦七年（一七五七）とした。しかし『岡本元朝日記』第二卷元禄一五年（一七〇二）正月四日条には、「拙者自分状権大夫殿へ二通」とある。内書の前身である自分状であろう。『岡本元朝日記』での「自分状」の初見は、第一卷元禄一二年（一六九九）六月二六日条の秋田藩家老足田定盛に披露状と自分状を送付した旨の記事である。したがって自分状は元禄一二年（一六九九）までさかのぼると訂正しなければならない。

かつて述べたように、秋田藩主佐竹義敦期の家老発給文書には、自筆御用状と自分状がある。ともに家老全員の連署文書であるが、前者は公式の事柄、後者は内々の事柄に用いられた。しかし元禄一五年（一七〇二）正月四日条の自分状は、元朝が単独で発給したものである。したがって義敦期同様の用途による使い分けを直接物語るわけではない。とはいえ元禄期に義敦期の発給文書の萌芽が認

められるのである。

義敦期と同様の文書として、次のようなものがある。『岡本元朝日記』第一卷元禄八年（一六九五）一二月二六日条に、「今朝六ツ時宇佐美久太夫奉ニて手紙来、今日御能御座候間登城可仕旨也」とある。秋田藩主佐竹義処の仰せを受けた召登城の文書であるが、「手紙」とよばれている。そして宇佐美は秋田藩膳番である。⁽¹¹⁾幕末期の膳番も藩主の意向による召登城の文書、すなわち秋田藩膳番奉書を発給しているが、これも「手紙」とよばれている。⁽¹²⁾元禄期の「手紙」が、義敦期以降の膳番奉書⁽¹³⁾と同じ様式だったかは明らかではない。しかし元禄期の膳番は、後の膳番と同様に藩主の意向を受けて奉書を発給しており、召登城の文書が「手紙」とよばれていた、この点は間違いない。

もし元禄末年の原本が発見され、様式に相違があつたとしても。様式が異なるから、文書名を別にすることもできる。しかし膳番が藩主及びその家族の意向を受けて発給する文書であるから、秋田藩膳番奉書と命名して差し支えない。

以上のように自筆御用状を手がかりに、さらに自分状・膳番奉書もとあげてみた。すると元禄期の発給文書が幕末期のそれと様式上まったく同じといえないが、系譜的につながることが明らかにになった。

かつて戸村家文書を素材として秋田藩家老発給文書を考えた際、画期として享保末年をあげた。しかし元禄期の史料への目配りが不

足していたのは認めなければならない。

第二章 秋田藩金蔵発給文書

第一節 戸村家文書から

1 文書名と様式

「戸村家文書目録」の解題で述べたように、佐竹家中で横手城代をつとめ、秋田藩家老を輩出した戸村家の末裔に伝来した文書には、戸村家同様に秋田藩家老を送り出した疋田家伝来文書が混在している。正文として残っている知行地関係文書で戸村家充は明治期の一通にとどまり、⁽¹⁴⁾他は疋田家充である。

右の知行地関係文書のなかで、「戸村家文書目録」において秋田藩金蔵渡状と命名した文書がある。すべて疋田家充である。

秋田藩金蔵渡状には、次のような共通点がある。第一に、冒頭の一行目が「覚」とあり、書き止めが「以上」である。第二に、日付がたとえば「文化六年巳七月五日」のように「年号プラス十二支プラス月日」である。第三に金蔵渡状は「御朱印」とよばれていることから明らかなように、朱印が捺されている。しかし朱印は、差出書に捺されない。つまりこういうことである。たとえば文書所や記録所の青印書は印文が「秋田史館」とあるが役所の印というべきもので、日下の差出書に捺している。金蔵渡状の朱印はこれとは性格が異なる、すなわち朱印は捺すが、署名や花押のかわりではないの

である。この点は、後述する。第四に、差出書は日下にあり、「御金蔵」と記し、秋田藩金蔵発給であることを明示している。第五に、村ごとに当高を記し、それらを「相渡」す旨の文言がある。

秋田藩金蔵渡状という命名は、右の第四及び第五に基づいている。それに対して、当時よばれた名称に即した方がよいと見方がある。第三で指摘したように、当時「御朱印」とよばれているから、秋田藩金蔵朱印状と命名してもよさそうではある。しかし朱印の使用法が他の朱印状、といっても秋田藩発給文書には朱印状がないから、黒印状や青印状が比較の対象となるが、これらとは明らかに異なる。したがって印判状の一つである朱印状であるかのような命名は無用の誤解を招き、ふさわしいものではない。

戸村家文書の秋田藩金蔵渡状と命名した文書をまとめると、表のようになる。これによれば、用途は旧知返付・加増・代知給与で、家中に知行地を与える場合に発給される文書である。

秋田藩金蔵渡状の様式を用途ごとにみると、代知給与と、それ以外では異なる。代知給与の様式は、次の通りである。

「様式A」

覚

一、当高某石某斗某升某合

某村

一、同高某石某斗某升某合

某村

右当高某石某斗某升某合（当高の合計）

右、（中略）、当某（十二支）年々相渡申候、以上、

表. 戸村家文書の秋田藩金蔵渡状

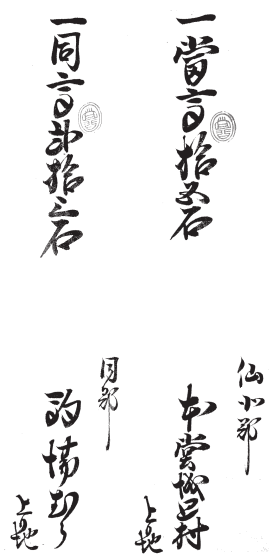
No.	資料番号	年 月 日	用 途	当 高
1	AT317-30- 1	安永 9 年(1780) 7 月 21 日	旧知返付	1 5 9 石
2	AT317-30- 2	寛政 3 年(1791) 7 月 22 日	旧知返付	3 0 0 石
3	AT317-30- 3	寛政 6 年(1794) 7 月 8 日	代知給与	1 5 8 石
4	AT317-30- 5	享和元年(1801) 7 月 5 日	加増	2 0 0 石
5	AT317-30- 7	文化 6 年(1809) 7 月 5 日	代知給与	1 斗 3 升 2 合
6	AT317-30- 8	文化 8 年(1811) 7 月 5 日	代知給与	3 升 9 合
7	AT317-30- 9	文化 8 年(1811) 7 月 5 日	代知給与	7 斗 3 升 2 合
8	AT317-30-11	文化 9 年(1812) 7 月 6 日	代知給与	2 升
9	AT317-30-10	文化 9 年(1812) 10 月 6 日	代知給与	3 斗 5 升 2 合
10	AT317-30-12	文化 10 年(1813) 7 月 6 日	代知給与	5 升 2 合
11	AT317-30-13	文化 11 年(1814) 7 月 5 日	代知給与	7 升
12	AT317-30-14	文化 12 年(1815) 7 月 5 日	代知給与	6 斗 1 升
13	AT317-30-15	文化 12 年(1815) 7 月 5 日	代知給与	1 石 1 斗 2 升 9 合
14	AT317-30-16	文化 13 年(1816) 7 月 5 日	代知給与	3 斗 5 升 1 合
15	AT317-34- 1	文化 14 年(1817) 7 月 22 日	代知給与	2 斗 8 升 1 合
16	AT317-34- 2	文政元年(1818) 7 月 6 日	代知給与	1 升 9 合
17	AT317-34- 3	文政元年(1818) 7 月 6 日	代知給与	1 石 4 斗 7 升 8 合
18	AT317-34- 4	文政 2 年(1819) 7 月 4 日	代知給与	3 石 2 升 3 合
19	AT317-34- 5	文政 2 年(1819) 7 月 4 日	代知給与	5 升 4 合
20	AT317-30-17	文政 3 年(1820) 7 月 3 日	代知給与	4 升 3 合
21	AT317-30-18	文政 3 年(1820) 12 月 26 日	代知給与	1 石 1 斗 4 升 7 合
22	AT317-30-19	文政 4 年(1821) 7 月 4 日	代知給与	4 斗 4 升 9 合
23	AT317-30-20	文政 5 年(1822) 7 月 2 日	加増	3 0 0 石
24	AT317-30-21	文政 6 年(1823) 7 月 2 日	代知給与	4 升 4 合
25	AT317-30-22	文政 7 年(1824) 7 月 2 日	代知給与	1 石 3 斗 1 升 2 合
26	AT317-30-23	文政 8 年(1825) 7 月 20 日	代知給与	1 升 8 合
27	AT317-30-24	文政 9 年(1826) 7 月 2 日	代知給与	1 升 4 合
28	AT317-30-25	文政 10 年(1827) 7 月 2 日	加増	5 0 0 石
29	AT317-30-26	文政 10 年(1827) 7 月 2 日	代知給与	1 升 6 合
30	AT317-30-27	文政 10 年(1827) 7 月 2 日	代知給与	4 升 7 合
31	AT317-30-28	文政 11 年(1828) 7 月 2 日	代知給与	5 合
32	AT317-30-29	文政 11 年(1828) 7 月 2 日	代知給与	1 6 7 石 9 斗 4 升 1 合
33	AT317-30-30	文政 12 年(1829) 7 月 3 日	代知給与	7 石 3 斗 2 升 3 合
34	AT317-30-32	文政 12 年(1829) 7 月 4 日	加増	2 0 0 石
35	AT317-30-33	文政 12 年(1829) 7 月 4 日	代知給与	1 斗 5 升 3 合
36	AT317-30-31	文政 13 年(1830) 7 月 2 日	代知給与	4 石
37	AT317-30-34	天保 2 年(1831) 7 月 2 日	代知給与	3 斗 7 升 3 合
38	AT317-30-35	天保 2 年(1831) 7 月 2 日	代知給与	1 斗 4 升 7 合
39	AT317-30-36	天保 3 年(1832) 7 月 5 日	代知給与	9 升 4 合
40	AT317-30-37	天保 4 年(1833) 7 月 2 日	代知給与	3 升
41	AT317-31- 1	天保 6 年(1835) 7 月 6 日	代知給与	1 石 1 斗 2 升 2 合
42	AT317-31- 2	天保 7 年(1836) 7 月 5 日	代知給与	7 斗 4 升 8 合
43	AT317-31- 3	天保 8 年(1837) 7 月 4 日	代知給与	2 石 8 斗 3 升 7 合
44	AT317-31- 4	天保 10 年(1839) 7 月 5 日	代知給与	2 升 1 合
45	AT317-31- 5	天保 11 年(1840) 7 月 4 日	代知給与	2 升 6 合
46	AT317-31- 6	天保 14 年(1843) 7 月 2 日	代知給与	5 斗 3 升 2 合
47	AT317-31- 7	弘化 4 年(1847) 7 月 5 日	代知給与	3 合
48	AT317-31- 8	嘉永 2 年(1849) 7 月 4 日	代知給与	8 升 4 合
49	AT317-31- 9	嘉永 3 年(1850) 7 月 4 日	代知給与	5 升 1 合
50	AT317-31-10	嘉永 4 年(1851) 7 月 4 日	代知給与	1 升 5 合
51	AT317-31-11	嘉永 7 年(1854) 7 月 10 日	代知給与	1 斗 2 升
52	AT317-31-12	安政 2 年(1855) 7 月 2 日	代知給与	3 合
53	AT317-31-13	安政 4 年(1857) 7 月 2 日	代知給与	3 石 9 斗 1 升 2 合
54	AT317-31-14	安政 6 年(1859) 7 月 2 日	代知給与	1 升 1 合
55	AT317-31-15	万延元年(1860) 7 月 2 日	代知給与	2 升 4 合
56	AT317-31-16	慶応 4 年(1868) 8 月 2 日	代知給与	6 升 9 合
57	AT317-31-17	明治 2 年(1869) 7 月 25 日	旧知返付	1 0 0 石

年号十二支月日 御金蔵

姓通称殿

印判状の一つである朱印状であれば、朱印は差出書に記されるが、金蔵渡状では左の「写真1」（表の29）のように、「当高某石某斗某升某合」の行に朱印を捺す。

〔写真1〕



長文に及ぶ場合には、紙を継ぐ。継目にも同じ朱印を捺すが、通常の継目印と異なり、文書の裏ではなく、左の「写真2」（表の29）のように、表の上部に捺すのである。

〔写真2〕



このように金蔵渡状は、朱印の捺し方が特殊である。しかし朱印が捺された文書であるから、他の文書を区別するもつとも簡単な呼び方が「御朱印」なのであろう。

だがくりかえしになるが、金蔵渡状の朱印は、花押や署名のかわりではない。用例としては「御朱印」だが、それを根拠に秋田藩金蔵朱印状と命名してはならない。ある様式の文書を朱印状と命名する場合には、古文書学上、朱印状とよばれる他の文書と同一の基準でなければならぬのである。

〔様式A〕は、二つの村である。村が一つの場合、当高の合計を記す行はなく、「当高某石某斗某升某合 某村」のように、一つ打ちがない。

旧知返付・加増の様式は、次の通りである。

〔様式B〕

覚

高某石某斗某升某合

此配当

姓通称

一、当高某石某斗某升某合

某村

一、当高某石某斗某升某合

某村

右当高某石某斗某升某合（当高の合計）

右、（中略）、相渡候間、当某（十二支）年方物成小役銀受

納可有之候、以上、

年号十二支月日 御金蔵

朱印の捺し方は「様式A」と同じだから、再説しない。

二つの様式を比較すると、充書の位置が異なる。「様式A」の充書は日付の次の行だが、「様式B」の充書は後にとりあがる知行地

に関する同時期の秋田藩主黒印状と同じである。

右の相違を重視して、様式ごとに異なる命名ができないわけではない。しかし充書の位置等の相違はあっても、金蔵が知行地を渡すという点は共通していること、朱印の捺し方も同じであること、「戸村家文書目録」では極力史料名を細分化しない方針であること、これらの理由で史料名は秋田藩金蔵渡状と一本化し、そのなかに二つの類型があるとして処理することにした。

2 旧知返付・加増における秋田藩金蔵渡状の特質

表によれば、秋田藩金蔵渡状で多くを占めるのは代知給与である。しかし関連する史料を戸村家文書から見いだせない。よってこの項では、代知給与を考察の対象からはずす。

知行地加増の場合、まず34には戸村家文書に関連史料がある。それは、文政一二年（一八二九）二月二七日付の、新知二〇〇石を下す旨を記した疋田厚綱充秋田藩主佐竹義厚書付である。⁽¹⁶⁾ それを受けて34は新知二〇〇石の村々とその高を具体的にしめたものと解される。34の封紙に、本文とは別筆で、金蔵役から手交された旨の記載がある。

右の事例は、佐竹義厚家譜⁽¹⁷⁾にも見える。家譜は義厚書付の日付にかけて厚綱に二〇〇石を賜うとしている。二〇〇石は、金蔵渡状と同じ、したがって当高である。

28も関係史料がある。文政九年（一八三〇）九月一二日付の、五〇〇石加増等を決定した厚綱充義厚自筆書付である。⁽¹⁸⁾ 義厚家譜もこ

の日に五〇〇石加増されたと記されている。28は、34と同様、義厚書付を受けて発給されたのであろう。28の封紙によれば、金蔵渡状は金蔵役より手交されたとある。五〇〇石は当高である。

23に関連する史料を戸村家文書から見いだせない。しかし義厚家譜文政四年（一八二一）一〇月一九日条に、疋田厚綱への三〇〇石加増の記事がある。28・34同様に、一〇月一九日、厚綱に加増が伝えられ、後に23が発給されたのであろう。三〇〇石は当高である。

以上のことから義厚期における知行地の加増は、次の手順で行われた。まず家中に加増する旨が伝えられる。この時、関連する文書が手交されることもある。この段階は、加増する当高を示すだけである。その後、金蔵渡状が発給され、知行地が確定するのである。

ここまで述べたことは、義厚期にとどまるのであろうか。さかのぼって佐竹義和期をとりあげたい。

表の2は、義和家譜及びその引証本である御亀鑑ともに寛政三年（二七九二）年七月三日条に疋田定常への三〇〇石返付の記事があるが、この三〇〇石は2の金蔵渡状と同じ高だから当高である。⁽¹⁹⁾ 義厚期の加増と同様に、まず定常に旧知返付が伝えられ、後に金蔵渡状が発給されたのである。

表の4は、義和家譜及び御亀鑑享和元年（一八〇二）二月二二日条に厚綱の二〇〇石加増の記事があり、二〇〇石が当高である点も同じである。⁽²⁰⁾ また疋田家が作成した系図⁽²¹⁾も、二〇〇石加増を家譜や御亀鑑と同じ日付にしている。これまでの例と同様に、はじめ厚綱

に増加が伝えられ、後に金蔵渡状が発給されたのであろう。

以上、戸村家文書を手がかりに、金蔵渡状及び関連史料を検討したところ、佐竹義和・義厚期において、家中の旧知返付・加増は、家中に当高の合計が伝えられ、後に具体的な村ごとの当高を記した金蔵渡状が金蔵から発給される、という手順であることが明らかにになった。そして家譜及びその引証本、家中が作成する系図での旧知返付・加増の日付は、金蔵渡状ではなく、それに先だって行われた藩主等から伝えられた時である。これが公式の旧知返付・加増の日付である。家譜・引証本・系図には具体的にどの村かはなく、当高の総計のみが記される。

金蔵渡状が手交され、知行地からの収納が可能になる。しかし事後の事務手続文書と位置づけられており、金蔵渡状に関する情報は家譜・引証本・系図といった公式の記録に残すものではなかったのである。

第二節 秋田藩金蔵渡状の発生と展開

1 発生と系譜

前節では素材を戸村家文書にしぼったが、本節では当館が所蔵及び採訪した史料を含めて秋田藩金蔵渡状を検討したい。⁽²²⁾そこでまず秋田藩金蔵渡状の発生をとりあげてみたい。

管見によれば、金蔵渡状の初見は元禄一〇年（一六九七）八月一七日付である。⁽²³⁾臼井三折・鎌田道輦に対して、知行地を当高一五〇

石づつを給与したものである。『岡本元朝日記』第一卷元禄一〇年（二六九七）八月一日条によれば、その前日、両名に一五〇石づつ下される旨が告げられたとある。元朝日記に見える家中の高も、金蔵渡状と一致するから当高である。

右の事例は、前節で述べた、旧知返付・加増の当該家中への伝達、そして具体的な知行地を記した金蔵渡状を作成、という手順の初見ともいえる。金蔵渡状で多くを占める代知給与の初見は、元禄一三年（一七〇〇）八月二三日である。⁽²⁴⁾元禄期に佐竹義和・義厚期と同様の用途である金蔵渡状を見いだせるのである。

金蔵渡状の他に、家中への知行関係文書として、次に掲げる秋田藩主佐竹義処黒印状がある。⁽²⁵⁾

貳百石	六ツ成	根田四郎右衛門
内八拾石八斗六升六合		八丁野目村
同拾三石貳斗		乱橋村之内
同九斗六升六合		中村之内
同五拾四石九斗六升八合		石成村之内
同三拾九石六斗八合		板見内村之内
同拾石三斗九升貳合		金沢西根村之内
同貳拾石	開	八丁野目村之内

元禄四年十二月二日（黒印）

右のような藩主黒印状は、「御判紙」とよばれている。

「御判紙」は、右のように本文がなく、発給の目的がわからない。秋田藩主佐竹某知行目録という命名も考えられる。しかし知行地充行状に副えられる目録ではなく、誤解を招くので採用しなかった。

「知行黒印状」も考えられたが、「戸村家文書目録」では「秋田藩主佐竹某黒印状」と命名した。以下、藩主姓名黒印状もしくは藩主黒印状とよぶ。

戸村家文書には、寛政一〇年（一七九八）二月一五日付足田定常充、文化四年（一八〇七）六月一五日付定常の子厚綱充の佐竹義和黒印状が二通伝来している。⁽²⁶⁾この二通から藩主黒印状は、藩主の代替わりに発給されるものではないことがわかる。

また定常は、寛政一二年（一八〇〇）十二月一三日に没している。その子厚綱は翌年七月五日に秋田藩家老に任じられているから、家督は承認されていると考えられる。したがって藩主黒印状は、継目安堵でもないだろう。

藩主黒印状は、次のような手順で発給される。家中の側で知行地の増減等の変更で新たな藩主黒印状が必要と判断すると、願書に新規の藩主黒印状の下書を添えて提出する。それに基づき藩主黒印状が発給される。⁽²⁷⁾藩主黒印状は、家中の申請に従って新たに知行地を「安堵」するものである。

金蔵渡状の初見が元禄期であること、元禄期の藩主黒印状が確認できること、これらから元禄期には藩主黒印状が知行地の「安堵」、金蔵渡状が知行地の割当を担当していた。二つの文書は、幕末期に

至るまで発給され、それぞれの役割もかわらないのである。

金蔵渡状発生以前、知行地加増の文書として、次に掲げるような秋田藩主佐竹義隆青印状が発給されている。⁽²⁸⁾

加増 六ツ成
式百石 内百石 増内川連
内百石 同所内三ツ梨
寛永拾三年子 人見又右衛門

八月五日（青印）

右の青印状には、「加増」という注記がある。しかし前年二月一日付の義隆青印状には、このような注記がなく、用途がわからない。藩主青印状は、藩主黒印状同様に本文がないため、知行地給与か、知行地「安堵」かわからないのである。

注記のない青印状の用途を明らかにする手がかりを与えると考えられるのが、青柳監物充慶安四年（一六五一）二月二三日義隆青印状である。⁽³⁰⁾この青印状も本文がなく、用途は記されていないが、ここに記された高の合計五〇石は、監物の末裔に充てられたと考えられる延享五年（一七四八）三月一日秋田藩主佐竹義峰黒印状⁽³¹⁾の高の合計とほぼ一致する。また文化三年（一八〇六）三月作成の「新調青柳氏系図」⁽³²⁾によれば、佐竹氏に従って常陸国から秋田に移った青柳氏の知行高は代々五〇石である。ここから青柳氏充義隆青印状は、知行地「安堵」であろう。それは、用途を記さない義隆青印状一般にいえることであろう。

右に述べたことが正しいとすれば、寛永末年、すなわち義隆が襲

封して間もない時期、藩主青印状が知行地給与と「安堵」を扱っていた。ところが元禄期になると、藩主青印状は消滅している。そして知行地「安堵」には藩主黒印状、知行地給与には金蔵渡状が発給される。つまり藩主青印状は、用途に応じて藩主黒印状と金蔵渡状に分化したのである。分化の時期は確定できないが、「佐竹家中家蔵文書」⁽³³⁾において、知行地に関わる義隆期の文書を「青印書」⁽³⁴⁾と記しているから、義処期ではあろうか。

「安堵」・旧知返付・加増、そしてここでは具体例をあげなかったが新知に関する文書は、右に述べたように理解してよいであろう。しかし代知給与も同様かといえるかは疑問が残る。

そこで表の事例に戻る。表は佐竹家中のなかで大身である足田氏だが、代知給与の高をみると、3の計は一五八石、32の計は一六七石九斗四升一合である。一〇〇石を超えるのはこれだけである。この他をみると、五石以上一〇石未満は33のみで、残り四七の事例の件数のみをあげると、一石以上五石未満が九、一斗以上一石未満が一三、一斗未満が二五である。要するに一斗未満がもつとも多く、半数を占めるのである。

代知給与の藩主青印状、または藩主黒印状の実例を見いだせない。史料の欠如は事実のそれと限らないが、藩主青印状を頻繁に発給して小規模の代知給与を行ったとは考えにくい。

金蔵渡状の残存例のほとんどを占める代知給与の初見が加増よりも遅いのは、現実がそのまま反映されているのではないだろうか。

つまり頻繁な代知給与は、旧知返付・知行地加増の金蔵渡状の登場後に行われるようになったと考えるのである。

2 意義と展開

旧知返付や加増、要するに知行地の給与は、藩主と家中の主従関係における藩主の恩恵的行為だから、様式としてふさわしいのは藩主の意志を直接示す文書である。ところが秋田藩では藩主青印状から秋田藩金蔵渡状に移行した。

金蔵は慶長・寛永の検地帳をはじめ、秋田・下野領の村ごとの検地帳等の台帳を保管・管理していた。⁽³⁵⁾金蔵渡状の発生により、金蔵は給人の知行地割り当てまでも行うようになった。それにとりなう藩主発給文書の消滅は、文書のうえで知行地給与を主従関係の象徴ではなく、実務的なものにしたといえる。その結果、次の三つのことをもたらしたと考えられる。

第一に藩主は給与する知行地の当高を示すにとどまり、具体的な知行地の割り当ては金蔵の判断による事務手続となった、それゆえ代知は、藩主への異議でなく、藩主の意向の実行に転化する、したがって代知の要求がより容易になった、このように考えられる。藩の側も、借知などによって給人経済が逼迫しているから、給人保護のため、代知を認めざるを得ない状況にあったが、金蔵渡状の登場で藩主文書を頻発せず、給人の要求にこたえられるし、政策上必要とする、給分から蔵分、及びその逆への変更が容易になる。かくして一石、いな一斗も満たない小規模な代知給与が少なからず行われ

るようになったのであろう。

第二に、表をよれば、金蔵渡状の日付は七月が多くを占めるが、対象を拡大しても、同様である。⁽³⁶⁾ 金蔵は、家中への旧知返付・知行地加増の申し渡しや代知の要求渡状を受け、機械的に事務処理を行って金蔵渡状を発給するのではなく、現実の収納時期を考慮に入れて行っているのだろう。

代知給与の場合、複数の家中にあてられた同日の金蔵渡状がある。⁽³⁷⁾ このことから、家中の要望等を金蔵でとりまとめた後に事務手続きが行われたと考えられる。

旧知返付・加増は代知給与に比べると実例が乏しいが、さきにあげた金蔵渡状の初見では元禄一〇年（一六九七）七月二十九日に申し渡され、同年八月一七日に金蔵渡状が発給されている。申し渡しから金蔵渡状の発給までが短い例は他にもあるから、知行地の迅速な引き渡しをするべく、実際の引き渡しを念頭に置いて、申し渡しが行われる場合があったようにも受け取れる。

ところが表の疋田家の場合、前節でみた旧知返付・加増を申し渡された日と金蔵渡状の日付を改めてとりあげると、表の2は、申し渡しが寛政三年（一七九一）七月三日、金蔵渡状の日付が同年月二二日で、この間隔は金蔵渡状の初見とほぼ同じである。これは、旧知返付である。しかし表の4は、申し渡しは享和元年（一八〇一）二月二二日、金蔵渡状の日付が同年七月五日、表の34は、申し渡しは文政一二年（一八二九）二月二七日、金蔵渡状の日付が同年七月

四日と、約五ヶ月の間隔がある。また表の23は、申し渡しは文政四年（一八二一）一〇月一九日、金蔵渡状の日付が翌年七月二日、表の28は、申し渡しは文政九年（一八三〇）九月一二日、金蔵渡状の日付が翌年七月二日と、約一〇ヶ月もの間隔がある。これらは、加増である。この事実から、次のことが指摘できる。

知行地給与は、主従関係における主君の側の恩恵的行為である。したがって直ちに収納できるかが問題ではない。とはいえ与える地が実際になれば、知行地給与はできない。しかし金蔵渡状の発生にともない、知行地給与の本来の性格がより鮮明なたちであられるようになったといえる。

第三に藩主青印状が金蔵渡状に移行した結果、金蔵発給文書が藩主発給文書と相並んだかのである。もともと金蔵渡状は事務手続き文書で、藩主の家譜や家中の系図に記されないものではあるが、家中に対して具体的な権利内容を示している文書で、家中にとつては残すべき文書として位置づけられる。

しかし大友一雄氏によれば、知行関係の藩主発給文書を紛失等した場合、お咎めなしの再発給だったものが、享保期になると、厳罰に処すべしという主張が登場するようになった。そして文化九年（一八一二）成立の「刑罰式」⁽³⁹⁾で罰則が記されているとする。⁽⁴⁰⁾

「刑罰式」の理解は、卑見と大友氏では異なる。その背景にある問題は注（40）で述べたので、ここでは結論を述べる。「刑罰式」における「知行御判紙」と「御朱印」は、大友説が想定するような

藩主の花押文書と印判文書ではない。「知行御判紙」はさきに引用した元禄四年（一六九二）二月二日秋田藩主佐竹義処黒印状のような藩主黒印状で、「御朱印」は金蔵渡状である。

金蔵渡状の紛失等も、藩主発給文書と同じく処罰の対象にならなかったであろう。ところが「刑罰式」では藩主黒印状の紛失・焼失・盗難を改易、金蔵渡状の紛失等は蟄居と格差をつけた。藩が発給する各種文書で、藩主黒印状だけ唯一藩主が家中との主従関係にもとづいて発給される権利文書だからであろう。

さて金蔵渡状の様式は前節で述べたが、本節で戸村家文書以外の実例が加わったので、二点ほど補足をしたい。まずは金蔵渡状の初見⁽⁴¹⁾を掲げる。

覚

一、当高百五拾石

薄井三折

一、同高百五拾石

鎌田道鉄

右高合三百石

此分地

佐藤忠左衛門上り地之内
一、当高百六拾石

御代官芹田惣助

戸村熊千代上り地之内

貝沢村

一、同高九拾石

同 石井市兵衛
高梨子村

高山八郎右衛門上り地
一、同高五拾石

同 芹田惣助
田沢村

右高百三百石

右之通当丑之年より御配当地ニ相渡候間、物成諸役銀共ニ受納可有之候、以上、

元禄十年丑ノ八月十七日 御金蔵

第一に右に引用した史料では、誰からの上り地かまで明記している⁽⁴²⁾。しかし元禄一三年（一七〇〇）八月二三日付の金蔵渡状では、上り地か否かの記載もない。宝永五年（一七〇八）六月二五日付の金蔵渡状⁽⁴³⁾以後、「当高某石某斗某升某合 某村」の「某村」の下に小さく「上り地」もしくは「御開」と注記するようになり、幕末に至る。

第二に右の史料では給与する村の代官を「御代官姓通称」という形式で記している。この記載法は寛政九年（一七九七）の金蔵渡状⁽⁴⁵⁾までである。ところが翌年になると「本御代官姓通称」⁽⁴⁶⁾にかわる。そして寛政一一年（一七九九）になると、「某郡」となり⁽⁴⁷⁾、幕末に至る。

このような変化をもたらしたのは、寛政一〇年（一七九八）二月晦日の代官廃止と郡方吟味役設置であろう⁽⁴⁸⁾。つまり代官廃止が記載法変更の契機となったのだろう。ただしこの年の金蔵渡状は「本御代官姓通称」とあるから、代官との関係がたちになくなったわけではないようである。そして代官にかわって設置された郡方吟味役が幕末期まで存続したため、記載法が固定されるのである⁽⁴⁹⁾。

終章 むすびにかえて

小論では、秋田藩家老自筆御用状と秋田藩金蔵渡状、二つの秋田

藩発給文書を取りあげた。期せずして「岡本元朝日記」が問題解明の手がかりとなった。

もつとも元朝の日記は、文書をそのまま引用していない。そのため発給文書の様式の解明には向かない。しかしそうした記録でも、取り上げ方次第で古文書学研究に資するのである。小論は、元朝日記翻刻刊行事業の副産物ともいえる。

かつて家老発給文書を取り上げた際に、享保期を秋田藩文書史の一つの画期とした。罪科申渡状としての秋田藩条目の様式が確立するのが享保末年である、それが一つの根拠となりえると考えたのである。この場合、文書史において、佐竹義格と義峰の間に断絶があるのとらえられる。

しかしさきに文書改関係文書を検討したところ、義峰期は義格期の延長とした方が適切であった。罪科申渡状にみられる様式の確立も同様にとらえることができる。このように考えを改め、自筆御用状を取りあげたのである。すると秋田藩主佐竹義処期に、その様式は不明だが、自筆御用状・自分状・秋田藩膳番奉書といった秋田藩主佐竹義敦期と同様とみられる文書が見いだせたのである。

ついで秋田藩金蔵渡状を取りあげたが、秋田藩知行関係文書にも言及することとなった。元禄期の知行地関係文書は、幕末期まで続くことが明らかになった。

だが自筆御用状同様に金蔵渡状も発生時期をしぼりこめなかった。今後史料調査を進め、確実な徴証の発見につとめなければなら

ないが、現段階で解明の手がかりはないだろうか。

ここで想起されるのが文書改において、知行関係文書が「佐竹家中家蔵文書」に写されたのは、原則として秋田藩主佐竹義隆期までだったことである。⁽⁵⁰⁾したがって家中が文書改で提出し、「佐竹家中家蔵文書」に写されていれば、秋田藩文書所（記録所）青印書に記されているように、義隆期までの知行関係文書、たとえば藩主青印状は紛失・焼失しても処罰されず、願い出れば、文書所（記録所）から写を下付された。⁽⁵¹⁾しかし義処期以後の知行地関係文書は、その可能性がはじめからないのである。

このように知行地関係文書に関して、義隆期までとそれ以降では異なる。歴史的な文書にするか否かの基準において、義隆期と義処期の間に明確な差が認められるのである。

こうしてみると、秋田藩藩政文書史上、義処期が一つの画期として浮かび上がってくる。けれども後に決めた基準にすぎないから、金蔵渡状の発生を義処期とできないとする見方はあるだろう。とすれば、秋田藩藩政文書史を初代秋田藩主佐竹義宣期からの検討する必要がある。

さて小論の出発点は、冒頭で述べたように、目録作成にあたって最低限必要な情報である史料名の命名である。

詳しくいえば、近世史料に関して、いわゆる表題をとるという方法がある。たとえば願書の場合には、冒頭の「乍恐以書付」云々を史料名とする。また書状の場合には「書状（〇〇につき）」とする。

さらに冒頭に「覚」とある文書は、「覚（〇〇につき）」とする方法をさすようである。

当館で古代・中世史料を収集の対象にしないなら、そうした命名法も可能である。近世文書で久しくとられた方法を敢えて否定することはないだろう。

しかし当館では中世史料を所蔵しているし、「佐竹家中家蔵文書」のように、中世文書を多く写している史料がある。これらの中世史料をすべて表題をとる方式に改めるのは、意味のない作業である。それゆえ近世史料も中世史料との整合性を持たせるために、古文書を模索しなければならない、具体的には書状は「書状（〇〇につき）」ではなく、「差出人姓名書状」でなければならない、そのように考えるのである。

小論は古文書学の成果によった史料名とするための作業であるが、不十分な点が多いだろう。秋田藩藩政文書史研究の捨て石になれば、幸いである。

（古文書班 すずき みつる）

注

（1）秋田県公文書館所蔵古文書目録第9集資料群目録4秋田藩関係文書
IV、秋田県公文書館、二〇一四。

（2）拙稿「戸村家文書について―秋田藩藩政文書史研究の一視角―」（『秋

田県公文書館研究紀要』二〇、二〇一四）。私がアーカイブズ学ではなく、古文書学とするのは、もっぱら古文書を対象としており、古文書学の範疇で十分だからである。

（3）拙稿「佐竹家中家蔵文書」と文書改関係文書」（『秋田県公文書館研究紀要』二二、二〇一五）。

（4）拙稿「秋田藩家蔵文書」考」（『秋大史学』四四号、一九九八）。

（5）小論で当館の所蔵・寄託・採訪史料を引用する場合、所蔵・寄託史料は原則として史料群名と資料番号のみを記すところ、採訪史料はこれらに当館の写真帳である旨を加えて、所蔵史料と区別した。

（6）「東山文庫」AH三二一九。

（7）「御日記書抜」享保七年（二七三二）二月二十九日条（「郷土資料（A記号）」A三二二五―二五）等。

（8）秋田藩家老間の発給文書は、拙稿「戸村家文書について―秋田藩藩政文書史研究の一視角―」を参照。『岡本元朝日記』第二卷元禄一四年（一七〇一）二月一六日条に「今日御飛脚立候故、連状為書候」とあって、家老が執筆しない家老連署状があったようだが、幕末期の家老御用状と同じ様式かは明らかではない。

（9）拙稿「戸村家文書について―秋田藩藩政文書史研究の一視角―」。

（10）「戸村家文書」AT三二二五・五・八四〇。

（11）『岡本元朝日記』第一卷元禄一〇年（二六九七）十一月二七日条。たとえば「岡忠昌日記」慶応三年（一八六七）一月二二日条（「岡文庫」岡四二二二）及び「戸村家文書」AT三二二五二八―一。

（13）秋田藩主佐竹義敦期の秋田藩膳番奉書の実例として、「戸村家文書」AT七八七―二。この史料は、幕末期と同じ様式である。

（14）「戸村家文書」AT三二七―一三〇五。その写が「戸村家文書」AT三二七―一三〇三。

（15）後に掲げる表の2は、封紙に「御判紙」とあり、内容は旧知返付である。しかし旧知返付である表の57では「御朱印」とよばれている。秋田藩金蔵渡状の場合、用途によって「御判紙」と「御朱印」の呼

び分けがあったといえないようである。金蔵渡状は「御朱印」とよばれているが、旧知返付の場合、「御判紙」とよばれることもあったとするのが適切であろう。

- (16) 「戸村家文書」A T三一七―一六。
- (17) 佐竹氏歴代の家譜は、原武男氏校訂『佐竹家譜』（一九八九、東洋書院）による。
- (18) 「戸村家文書」A T三一七―一一。
- (19) 御亀鑑は、『御亀鑑』第六卷秋府一（秋田県公文書館、一九九四）による。
- (20) 御亀鑑は、『御亀鑑』第七卷秋府二（秋田県公文書館、一九九五）による。
- (21) 「郷土資料（A記号）」A二八八・三―四九―五。
- (22) 秋田藩金蔵渡状を中心に代知について論じたものとして、半田和彦氏「代知と上り地」（『秋大史学』五八、二〇一一）がある。氏独自の理解を多く含む貴重な論考であるが、古文書学的な関心があるとはいえない。
- (23) 「大館市立中央図書館所蔵真崎文庫」M一〇八四（当館写真帳）。
- (24) 「東山文庫」A H三一七―一二。この史料を半田和彦氏前掲論文では須田家伝来としているようである。しかし小野岡九右衛門充である。東山文庫に須田家充の秋田藩金蔵渡状が伝来しているのは半田氏の指摘通りだが、須田家充は宝暦以降である。東山文庫の元禄・宝永・正徳期の金蔵渡状は、小野岡氏充である。
- (25) 「根田家文書」根田二一。
- (26) 「戸村家文書」A T三一七―三〇―四・六。
- (27) 秋田藩主黒印状の発給に関しては、大友一雄氏「近世の文字社会と身分序列―秋田藩を事例に―」（『歴史評論』六五三、二〇〇四）及び筆者が管見に及んだ事例による。
- (28) 「佐竹文庫」A S三一七―一五―一。
- (29) 「根田家文書」根田二〇。
- (30) 「郷土資料（A記号）」A二八八・三―一五―一。
- (31) 「郷土資料（A記号）」A二八八・三―一五―二。
- (32) 「郷土資料（A記号）」A二八八・二―四―一。
- (33) 「佐竹家中家蔵文書」の意味は、拙稿「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」を参照。
- (34) たとえば「秋田藩家蔵文書」三二（「郷土資料（A記号）」A二八〇―六九―三）所収の佐竹義隆発給の知行地関係文書。
- (35) 菊池保男氏「館蔵史料の伝来と再整理についての覚え書き」（『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、一九九五）。
- (36) 秋田藩金蔵渡状は、表の五七通の他に、二八八通見出した。都合三四五通あわせると、七月は約九〇・四パーセントである。一九世紀はおおむね七月だが、一八世紀には六月や八月が少なからずある。六〇八月ならば、約九八・六パーセントである。おおまかにみると、金蔵渡状発給は、次第に七月に固定化されてゆく。たとえば表の一九世紀の分では、七月が九四・四パーセントを占めている。だが三四五通といっても、須田家一〇〇通（「東山文庫」）・疋田家五七通（「戸村家文書」）・佐竹南家四七通（「国文学研究資料館佐竹南家文書・当館写真帳」）のように、特定の家中に伝来する史料群が占める比重が高い。こうした残存傾向から、七月以外の金蔵渡状は、その事例が例外なのか、その年が例外なのかの判断が必要である。そのためさらなる網羅的収集が不可欠である。小論で調査したのはすべて当館所蔵及び寄託史料、そして写真帳だが、半田和彦氏前掲論文によれば、秋田県立博物館・秋田市立佐竹史料館等にも金蔵渡状がある。この他に、もと佐竹家中の子孫にも伝存している場合がある。

七月以外に秋田藩金蔵渡状が発給されたとして、表の56をあげる。慶応四年（一八六八）の金蔵渡状は、この他に三通、「根田家文書」根田三四、「金光家文書」金光二一、「大館市立中央図書館所蔵真崎文庫」M一〇八三（当館写真帳）がある。四通すべて八月二日で

あるから、この日にまとめて金蔵渡状が発給されたとしてよいであろう。慶応三年（一八六七）の金蔵渡状は見いだせないが、慶応二年（一八六六）は「吉田」三〇―と「吉沢」一七九があり、二つとも七月二日である。慶応四年（一八六八）は、いわゆる戊辰戦争があった年で、それが事務処理が例年に比べて遅れた原因といえる。と同時に秋田が本格的に戦場になる前に知行地割当業務が完了したともいえる。

(37) さしあたり前注の慶応二年（一八六六）及び四年（一八六八）、注（47）をあげておく。

(38) 「根田家文書」根田三〇―二は旧知返付に関する文政元年（一八一八）七月二九日秋田藩金蔵渡状だが、佐竹義厚家譜によれば、同年同月一七日に申し渡されている。また「根田家文書」根田三一―三天保二年（一八三一）七月二日金蔵渡状も旧知返付だが、義厚家譜によれば、同年六月一〇日に申し渡されている。この二つは、申し渡しから金蔵渡状発給までの間隔が短い例としてよいであろう。

(39) 『秋田県史』資料近世上二四一。

(40) 本文であげた「刑罰式」や藩主発給文書紛失等への厳罰化について、大友一雄氏前掲論文がとりあげている。大友氏は、「刑罰式」での罰則が文書の内容ではなく、藩主の花押・印章の違いを基準に制定されているとし、花押や印章とは如何なる存在であるのか、その確認が必要だと問題を提起している。

大友氏は、「知行御判紙」も「御朱印」も等しく藩主発給文書としていいる。しかし「刑罰式」成立の頃、藩主の署名と花押のある「知行御判紙」や藩主の直状形式の朱印状は見あたらない。また知行充行では御判紙・青印状・朱印状が用いられたとするが、どのような様式の文書で、時期や身分その他の違いがあるのかも大友説ではわからない。つまり大友説には、秋田藩発給文書論が不在である。

大友氏は自らの研究をアーカイブズ学研究の取り組みとする。大友論文は藩主発給文書紛失等への厳罰化等々の的確な指摘のある貴重

な業績であるが、アーカイブズ学においても古文書学を軽視してはならないことを明確に示している。そして大友氏の研究は非常に優れているゆえに、アーカイブズ学には発給文書史をとらえられないという致命的な欠点により鮮明になったといえよう。古文書学研究による秋田藩発給文書論の確立が必要である。

(41) 大館市立中央図書館所蔵真崎文庫「M一〇八四（当館写真帳）」。

(42) 『岡本元朝日記』第一巻元禄八年（一六九五）九月二六日条によれば、佐藤英信の末期養子であった佐藤清信は八〇〇石、同年一月九日条によれば、戸村熊千代の跡目となった弟鳥千代は六〇〇石、それぞれ召し上げられている。

(43) 「東山文庫」AH三二七―一二。

(44) 「東山文庫」AH三二七―一四。

(45) 「東山文庫」AH三一七―三八―一・七及びAH三二七―四五―九。

(46) 「東山文庫」AH三一七―三八―一二・一三、「桐沢家資料」桐沢一〇〇五。

(47) 「東山文庫」AH三一七―四五―八―三・七、「根田家文書」根田二八―四。

(48) 代官を廃止して郡方吟味役を設置した史料の紹介として、金森正也氏「『寛政七卯年より同十一巳年迄 御用留書』―寛政七年の郡奉行設置―」（『秋田県公文書館研究紀要』一六、二〇一〇）がある。これによれば、寛政一〇年（一七九八）の「御朱印之儀は、今年ハ村限ニ本代官と相認差出申候」とある。なお郡奉行や郡方吟味役は、金森氏『秋田藩の政治と社会』第二・四章（無明舎出版、一九九二）を参照。

(49) 注（36）で述べたように、小論では秋田藩金蔵渡状の収集が不十分である。そのため次のような未解決の問題が残されている。

まず「東山文庫」AH三二七―二八―一は写であるが、加増の金蔵渡状であるにもかかわらず、日付の次の行にも充書がある。このような用途からみれば「様式B」であるはずであるが、「様式A」の

要素が混在している史料をどのように扱うかという問題。

次に金蔵渡状に関連する史料として、発給をはたらきかける願書、渡状を受けて作成される請書がある。たとえば「吉沢家文書」吉沢一三三文政六年（一八二三）八月二一日付の請書控は、「吉沢家文書」吉沢一三二同年七月三日金蔵渡状を受けて作成されたものである。藩主黒印状にも同様の文書がある。しかし実例が多いとはいえない。また佐竹家中伝来文書には願書や請書の控が残されるが、正文は残らず、控は正文に忠実とは限らない。古文書学的に検討する場合、正文の実例がある程度残っている方がよいという考えから、小論ではとりあげなかったが、今後解明していかなければならない。拙稿「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」。

(50) 「佐竹家中家蔵文書」で佐竹義隆発給の知行関係文書の下限は、「秋田藩家蔵文書」三九大友正木家蔵文書寛文一一年七月二三日付である（「郷土資料（A記号）」A二八〇―六九―三九）。この冊が明和

期に始まり寛政期に終了する文書改の成果であることは、伊藤勝美氏「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」（『秋田県公文書館研究紀要』第三号、一九九七）で指摘されている。

佐竹北家伝来文書覚書

―付『秋田藩家蔵文書目録』の原本データの補正―

鈴木 満

はじめに

昨年度、佐竹北家の末裔佐竹敬久氏が仙北市立角館樺細工伝承館に寄託した史料の調査を行った。佐竹敬久氏が伝承館に寄託した史料群を、仮に佐竹敬久氏寄託史料とよぶ。

当館には、佐竹北家文書と命名されている佐竹北家伝来史料がある⁽¹⁾。佐竹敬久氏寄託史料の調査は、佐竹北家伝来史料の全貌を明らかにするうえで不可欠である。時間的都合ですべての史料を調査できなかったが、佐竹北家伝来史料に関する新たな知見を得ることができた。

小論では、まず佐竹敬久氏寄託史料調査以前に知られていた佐竹北家文書にはない佐竹北家伝来史料を概観しておく。そのうえで佐竹敬久氏寄託史料を紹介したい。⁽²⁾

この章では、佐竹北家文書にはない北家伝来史料を明らかにする。その手がかりとなるのは、秋田藩文書所（記録所）が佐竹北家に家蔵を命じた史料である。

佐竹北家文書に見えない佐竹北家伝来史料として、「秋田藩家蔵文書」三佐竹義命家蔵文書⁽³⁾に収録されている次の八通がある。これは、第一期文書改で秋田藩文書所が佐竹北家家蔵と判断した文書である。

- ①九月二日豊臣秀吉朱印状
- ②十一月二八日豊臣秀吉朱印状
- ③八月六日足利義昭御内書
- ④十一月二〇日足利義昭御内書
- ⑤二月一七日上杉謙信書状
- ⑥九月二二日佐竹義昭書状

⑦ 閏五月五日笠間綱家書状

⑧ 五月八日眞壁氏幹書状

「秋田藩家蔵文書」三の文書目録によれば、⑥は大山義次、⑦は佐竹義都家臣小貫頼央、⑧は眞壁安幹が旧蔵者である。文書所は、⑦を元禄二年（二六九九）八月、⑧を元禄十五年（一七〇二）、佐竹北家の家蔵としている。⑥を佐竹北家家蔵と認定した時期は不明である。佐竹北家の父祖にあてられたと文書所が判断したためだろうが、第一期にこうした理由での家蔵者変更が少なからずある。⁽⁷⁾「御文書并御書物帳目録受取渡目録」によれば、元禄一〇年（二六九七）、義命の父義明が次の史料を献上した。

⑨ 佐竹北系図

この史料をとりあげる理由は後述するが、献上しているから⑨の原本は佐竹北家文書にはない。

下つて第二期文書改において、その成果である「秋田藩家蔵文書」三一佐竹義躬家蔵文書に次の二通が収録されている。これらも佐竹北家文書にはない。

⑩ 正月二日佐竹義宣書状

⑪ 一〇月二四日佐竹義隆書状

義躬充秋田藩記録所被仰渡控によれば、佐竹北家が記録所に提出したのは右の二通である。第二期文書改は第一期未提出分を対象とするから、佐竹北家は原則通りの対応をしているが、第一期に⑩・⑪を提出しない理由はわからない。第二期文書改において、佐竹北

家は家蔵すべき史料の増減はなかった。

その後、佐竹北家の文書改は確認できない。

ところで「秋田藩家蔵文書」六〇に、⁽¹¹⁾「此本書北家ノ所蔵、乾徳公ノ自書タルヤ否ヲ知ラス、依テ模写メ他日之考ヲマツ」という朱書のある、次の史料が収録されている。

⑫ 三月一三日佐竹義苗書状

「秋田藩家蔵文書」六〇には文書改以外の成果も含まれており、⁽¹²⁾⑫もその一つである。秋田藩において「所蔵」は、「旧蔵」を意味する場合がある。⁽¹³⁾しかし朱書によれば、⑫は家蔵者認定と無関係に写している。したがって家蔵と認定されていない史料だから「所蔵」にしたと解したい。⑫は、佐竹北家文書にない。

以上、佐竹北家文書にない佐竹北家伝来史料を二点確認できた。これらで佐竹敬久氏寄託史料以外から原本を確認できるもの、及び佐竹敬久氏寄託史料の調査でも原本を確認できない史料をあげる。

まず⑥・⑧の原本は、確認できない。

次に⑨は、大正期、佐竹家に所蔵されていた。⁽¹⁴⁾佐竹家伝来史料は、東京都千秋文庫と当館佐竹文庫に分蔵されているが、どちらにも⑨の原本を見いだせない。他に所蔵されている写本三本を確認できる。

一つは、⑨の原本が佐竹家に所蔵されていた頃、東京帝国大学史料編纂所（現東京大学史料編纂所、以下、現在の機関名で表記する）が作成した謄写本、「佐竹家旧記」九所収「佐竹世譜」⁽¹⁵⁾である。編纂所本とよぶ。謄写本とは原本の書体・体裁などに留意しながらで

ある。見取り写したもので、敷き写しの影写本には及ばないが、原本に忠実な写本と考えられる。⁽¹⁶⁾

残り二つの写本は、当館古内家文書・東山文庫⁽¹⁸⁾所蔵である。古内家文書本・東山文庫本とよぶ。

古内家文書本は外題に、

佐竹御系図但北家所蔵

御納戸記録

諸家御証文

とあり、三つの史料の合冊である。⑨の写は「佐竹御系図但北家所蔵」で、外題裏に「佐竹代々系図抜付京都管領之事」とある。宝永六年（一七〇九）六月に文書所が佐竹北家に下付した写を祖本とする。⁽¹⁹⁾⑨の写が佐竹北家伝来史料にあったことがわかるが、佐竹北家文書に見あたらない。

東山文庫本は、奥書によれば、元文二年（一七三七）六月一日、佐竹家中伊達峰宗が書写したものである。外題に「北本 全 佐竹氏代々故実」、内題に「佐竹代々故実北本抜書」とある。表紙裏の貼紙に「此書ハ北左衛門義明所蔵之本也、元禄十年四月義明献之」とあつて、義明が献上したものを祖本としたようである。

ところが、たとえば編纂所本の本文冒頭の一行目は「八幡殿ノ御第」だが、東山文庫本は「佐竹御代々北本抜書」である。また東山文庫本は、「源威抄」から引用した部分や末尾の京都執事補任次第を省略している。これらから東山文庫本は、書写者が文言等を取捨

選択しながら任意に写したもののようである。

次に⑩・⑪の原本は、角館の郷土史家吉成直太郎の収集史料である当館所蔵吉成文庫にある。⁽²⁰⁾⑩・⑪の原本は折紙で、末尾の充書まで上半分におさまっている。

⑩は、吉成文庫にもとづく翻刻がないので、本文を掲げる。小論で掲げる史料は、常用漢字の使用を原則とし、行替えは原文通りとする。

来廿日より三戸之

普請申付候、拾九

日二人夫慥奉行

被相登、廿日より普請

可被致之候、百石二

三人役二候、恐々謹言、

（慶長七年）

正月二日 義宣（花押）

（佐竹義憲）
又七郎殿

⑪は、未翻刻史料である。吉成文庫の本文は、次のとおりである。

以上

其元久々被相

詰太儀ニ存候、

（梅津忠広カ）
先立内蔵允上候

時分鉄放之菱

喰老進候、然者

手前之者取候

(徳川頼宣カ)

鶴取帳太納言様へ

差上候、定而於

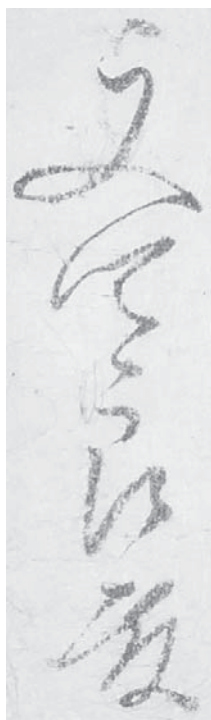
其元ニ可有御

覽候、恐々謹言

十月廿四日 義隆(花押)

(佐竹義明)
又四郎殿

吉成文庫の原本と「秋田藩家蔵文書」三二 佐竹義躬家蔵文書と比較すると、第一に「秋田藩家蔵文書」三二には「以上」がない。書写の際の脱落であろう。第二に「秋田藩家蔵文書」三二は、充書を「又四郎」と読めるように写している。しかし正文である吉成文庫では、左の写真のように「文四郎」と読める。



吉成文庫で充書の起筆のように見える「点」を「秋田藩家蔵文書」三二では写されていない。そのため第一のように「秋田藩家蔵文書」三二の書き落としと解せそうではある。

しかし充書の起筆のように思われる「点」は、次に続くところが

ないように見える。また墨色が他と異なるようにも見える。さらに「文四郎」では、該当する人物を佐竹家中から見いだせない。これから、起筆のように見える「点」は後に加えられたものと判断し、佐竹北家の義明の通称である「又四郎」としたい。

次に⑫の原本の所在は、不明である。⑫は活字化されていないので、「秋田藩家蔵文書」六〇にもとづき本文を掲げる。

一筆令啓候、御自分

弥無異被有之由、

珍重事候、我等事、

去十日久保田発駕、

昨晚大曲一宿、今晚

浅舞江参候、打続

天氣迄好令放鷹候、

仍以鉄炮留之候、

菱喰一遣之候、将亦

(佐竹義明)
又四郎儀、大曲迄

被参其元之様子委細

令直達候、尚期後音候、

恐々謹言、

(元禄二年) 佐修理
三月十三日 義苗(花押影)

(義隆)
佐竹主計殿

右の史料の年次を元禄一二年(一六九九)としたのは、義苗の名

で秋田に下った唯一の年だからである。ところが佐竹義処家譜⁽²¹⁾元禄一二年（一六九九）三月二六日条では義苗の久保田発駕を三月一五日とする。しかし佐竹義命日記⁽²²⁾元禄一二年（一六九九）三月一日条に「今日 若殿様久保田御立被遊候」、同年同月一二日条に「若殿様（中略）大曲之御休へハ暮比御着ニ候、我等事上下着し暮前ニ出候」のように、右の書状と一致する記事がある。

二

東京大学史料編纂所は、佐竹北家の末裔である佐竹義尚の所蔵史料を採訪し、明治三二年（一八九九）、影写本「佐竹義尚文書」⁽²³⁾を作成している。「佐竹義尚文書」には、①②④⑥の五通が収録されている。前章で述べたように、⑥の原本は、所在不明である。

冒頭で述べたように、仙北市の角館樺細工伝承館の佐竹敬久氏寄託史料を調査した。蓋に「足利將軍辞令書井上杉豊臣数通」と墨書されている文箱である。

文箱には、①②⑤⑦の六通の原本がある。これらは、それぞれ封紙がある。そして封紙にはウハ書きがあり、すべて本文と別筆である。封紙は、文書改の際に新たに加えられたのであろう。

①・②は、同一封紙におさめられている。ウハ書きに「秀吉公御内書 両通」とある。佐竹敬久氏寄託史料の豊臣秀吉朱印状二通は

ともに折紙で、末尾の充書まで上半分におさまっている。

かつて指摘したように「秋田藩家蔵文書」以下の文書改の成果である「佐竹家中家蔵文書」は文書の形態に無関心である。⁽²⁴⁾それゆえ「秋田藩家蔵文書」「三佐竹義命家蔵文書」では折紙であるかがわからない。ところが原本に忠実な敷き写しであるはずの「佐竹義尚文書」でも折紙ではなく、糸印の部分を写していない。

①・②は既知の史料であるが、佐竹敬久氏寄託史料にもとづき活字化されているものを見いだせないで、佐竹敬久氏寄託史料の本文はすべて掲げる。

書状披見候、仍其許之

様子申越之趣聞召候、

然而北条事何様ニも可

任上意之旨種々懇望

仕候条、御赦免候、即為

礼儀今度差上北条

美濃守候、就其八州之儀

頓被差下、御上使面々

分領堺目等可被仰付候、

猶上洛之刻可被仰聞候、

委細石田治部少輔可申候也、

（天正一六年）（豊臣秀吉）
九月二日（朱印）

（義斯）
佐竹左衛門尉とのへ

(義久)
佐竹中務少輔とのへ

今度北条事致表

裏、不恐天命、不顧

恥辱、無道之仕立、不及

是非題目候、然者来春

早々被出御馬、可被加

御誅伐之条可成其意候、

(北条)
氏直不届次第被書頭、

対北条被成御朱印候、其

写為覚悟被遣之候、於彼

面諸事可被仰付候、猶天徳寺・

(三成)
石田治部少輔可申候也、

(豊臣秀吉)
(天正一六年)
十一月廿八日 (朱印)

(義斯)
佐竹左衛門尉とのへ

③は、封紙ウハ書きに「光源院義輝公御証文壹通」とある。佐竹敬久氏寄託史料の本文は、次のとおりである。

官途事、任左衛門督

(藤長)
訖、委細者一色式部少輔

可申候也、

(足利義昭)
八月六日 (花押)

(義斯)
佐竹又七郎とのへ

「秋田藩家蔵文書」三佐竹義命家蔵文書には、充書の上に「上包

ノ充所又此ノ如シ」という朱書がある。しかし「佐竹義尚文書」及び佐竹敬久氏寄託史料には、「上包」が残っていない。

④は、封紙ウハ書きに「靈陽院義昭公御証文壹通」とある。佐竹敬久氏寄託史料の本文は次のとおりである。

就京都慮之儀、

為可被散無念令退座、

相催諸国不日可出張候、

(義重)
因茲対佐竹次郎遣内書、

差下森坊候、此節可馳走

段、得其意、加意見者可為

神妙、猶藤孝可申候也、

(足利義昭)
十一月廿日 (花押)

(七カ、佐竹義斯)
佐竹又四郎とのへ

⑤は、封紙ウハ書きに「上杉謙信ヨリノ御状壹通」とある。佐竹敬久氏寄託史料の本文は、次のとおりである。

内々従当方可申届处、遮而自義重預音問祝着候、

(佐竹)
殊色々入魂之趣、令得其意、大慶此事候、仍秀綱被

(小山)
開居城、義重被頼入候哉、雖無申迄候、被加懇意候様、義重へ

諷諫於憑入可為快悦候、何様近日以使可申合候条、

令期其節候、恐々謹言、

二月十七日 謙信 (花押)

(義斯)
佐竹左衛門佐殿

この文書は、東京大学史料編纂所の影写本「河原田文書」⁽²⁵⁾に収録されている。「河原田文書」は河原田治亮所蔵文書で、④一点のみである。「佐竹義尚文書」と同じ時期に影写本が作成されているが、採訪時、佐竹北家も河原田家も角館居住である。

とすれば、影写本が作成された明治三二年（一八九九）以前、⑤は佐竹北家から河原田家の所蔵となった。仙北市立角館樺細工伝承館中田達男館長によれば、伝承館開館の昭和五三年（一九七八）に寄託されているから、それ以前に再び佐竹北家の所蔵となった。

⑦は、封紙ウハ書きに「笠間綱家書 壹通」とある。佐竹敬久氏寄託史料の本文は、次のとおりである。

今般以代官使者申達候処、雖不始儀候、被入御念之由、過当之至存候、就中以御書付被仰越候、本望之至令存候、再度如申述候、奉対御当方毛頭不存疎儀条、如何様近日可申達候、将又西表之御調儀者御長陣付而先以被相窺之由、無御余儀令存候、奥口之儀追日如思召之由御肝要令存候、余事重而可申達候間、令略候、恐々謹言、

（天正一六年九）
壬五月五日

笠間
綱家（花押）

北殿

御宿所

⑦は、「佐竹義尚文書」にみえない。またさきに述べたように、⑦は佐竹義都家臣小貫頼央が所持していた。文書所では、充書の「北殿」を佐竹北家と判断したのであろう。しかし①く⑤のように、佐竹北家当主を「北殿」としていない。佐竹義重充ではあるまいか。この他に文箱には、次の史料がある。

⑬ 宝永七年六月日秋田藩文書所青印書

⑭ 三月二七日佐竹義命書上草稿二通

⑮ いわゆる太閤印を三つ捺した紙片

⑬は、封紙のウハ書きに「御青印書老通」とある。宝永七年（七一〇）、文書所は家中に証文としての青印書を所持させるべく一斉に青印書を発給している。⁽²⁶⁾⑬はその一通である。当館所蔵の文書所発給文書青印集に控が残されているが、未翻刻史料である。佐竹敬久氏寄託史料の本文は、次のとおりである。

（義命）
佐竹主計

一、太閤豊臣秀吉公朱印書式通、

一、贈左大臣源義輝公書老通、

一、権大納言源義昭卿書老通、

一、上杉越後守輝虎入道謙信書老通、

一、源真公御書老通 本大山因幡義次、所蔵

一、笠間綱家書老通 本佐竹義都臣小貫忠右衛門、所蔵也、依筋目被返付之

一、真壁右衛門大夫平氏幹書老通 本真壁甚太夫被

所蔵也、依筋目返付之、

右伝来之文書たる事顕然也、仍

委細写之御記録被載置訖、向後

火災・紛失等於有之者、以御序御写

拝領、可被備後代之龜鑑もの也、

宝永七年六月日
(秋田史館の印文)
(青印)

⑭は、佐竹義命が文書所を主宰した岡本元朝に提出した書上の草稿である。二通の文書を一紙に記しているが、書き切れないために二通目の日付・差出書・充書は紙背に記されている。⑭には、封紙がない。

佐竹敬久氏寄託史料の本文は、次のとおりである。欠損部分の推定は当館郷土資料（A記号）の「元禄家伝文書」⁽²⁸⁾とよばれる史料群にある⑭の正文を参照した。草稿である⑭はもちろん、正文も未翻刻史料である。

覚

一、秀吉公
(御内書 両通カ)

一、光源院義輝公御証文 一通

一、靈陽院義昭公御書 一通

一、上杉謙信ヨリノ御状 一通

右之通此度本書差出候、以上

合五通 三月廿七日 佐竹又四郎
(義命)
(岡本又太郎殿)

覚

一、証文四通

小野崎平兵衛

一、同 四通

矢野三郎兵衛

右之通此度本書指出申候、^上

一、同 壹通

矢野隼人

一、同 貳通

矢野主税

■ ■ 最前

右三通、先立而由緒書を以申立候通、

先祖ニ而本書紛失申候故、写指上候、

承伝候通先達而書付指上候、依之

此度本書指出不申□、以上、^(候カ)

三月廿七日

佐竹又四郎

(元朝)
岡本又太郎殿

右の釈文を補足すると、義命文書提出分の「右之通」から家人文書提出分の冒頭の「覚」までの四行（抹消した「合五通」は除く）、及び矢野隼人提出文書の行、都合五行は小字で書かれている。後者は脱落したのを補ったと解せる。前者は、「合五通」と記したのを抹消して書いており、はじめ義命と家人分をあわせて一通の文書にするつもりだったようである。だから二つの文書が一紙に記されているのではないだろうか。それを改めて、義命と家人分は別の文書にしたのではないだろうか。

一通目は、義命提出文書分の書上の草稿である。義命は、文書所に①〜⑤を提出したと解される。

二通目は、義命家人の提出文書の書上の草稿である。こちらは、「証文○通」のように、総数を記すだけである。

⑭には年次がないが、正文も同様である。⑭に「此度本書差出候」とあり、佐竹北家及び家人は、⑭に先だつて写を提出したと読み取れる。それを裏付けるように「元禄家伝文書」には③の写がある⁽³⁰⁾。また家人の場合、由緒書の写を提出したところ、所持しているものをそのまま出せと指示されたようである。

元禄一〇年（一六九七）八月、元朝が登用され、文書改が実施されることになる。提出用に作成した写ではなく、所持しているものをそのまま提出させることとした⁽³¹⁾。かかる方針により、所持している史料の提出を指示されたので、⑭が作成されたのである。

右の条件にあう年次を検討すると、元朝は元禄一二年（一六九八）一二月、佐竹義明に、「先頃写ニ而被差出候証文本書可被差出候」、「御家来所持仕候由、最前申上候、此度本書差出候様ニ可仰付候」と伝えている⁽³²⁾。文書を提出した家人及びその文書数は、⑭と同じである。

翌年八月、元朝は提出した文書、すなわち⑭に見える五通の文書の家蔵を認め、写した旨を義命に伝達している⁽³³⁾。元禄一二年（一六九九）、義命は文書所に所持している文書を提出している。

佐竹義命日記に次のような関連する記事がある。すなわち元禄一二年（一六九九）三月二三日条に、「廿七日ニ我等証文本書并小野崎平兵衛・矢野三郎兵衛証文も久保田へ歩行甚内を以屋敷名兵衛所迄指越、名兵衛又太郎へ持参申候筈ニ申越候、其書付など今日金

右衛門を呼為書申候」とある。また同年同月二六日条に、「明日歩行甚内窪田へ二下男付指越候用事ハ、我等家之証文之本書又太郎所へ指出し候ニ付遣し、（中略）、小野崎平兵衛・矢野三郎兵衛証文本書も出し申候、兩人共々四通筒出し候、我等ハ五通二候、二通ハ京都公方より之御書、同二通ハ秀吉太閤様より之御内書、同老通ハ長尾謙信より之御状二候、名兵衛所迄指越、名兵衛持参、又太郎へ承合、役所へ持参申候も又太郎所ニ納候も何之道又太郎指図次第と申遣し候、証文之請取手形ハ取申候へと申越候」とある。

義命の日記から、次のことを導き出せる。第一に、⑭の日付は、角館から文書を届ける使者を派遣する日である。第二に、角館の所預と組下支配である佐竹北家は、伝来文書五通、すなわち①～⑤を角館で保管していた。第三に、二三日条の「其書付」が⑭をさすとするれば、⑭の筆者が明らかになる。第四に、「証文之請取手形ハ取申候へと申越候」から、佐竹北家は所持している史料提出に慎重であつたことがうかがえる。

以上のことから⑭の年次は、二通とも元禄一二年（一六九九）である。「元禄家伝文書」の正文も同様である。

⑮は、封紙にウハ書きに「大閤秀吉公御印」とある。同じ朱印を三つ捺した紙片。中央に「関白」、右に「寿比南山」、左に「福如東海」とあり、いわゆる太閤印といわれているものである。しかしこれを押印した文書は、発見されていないようである。

佐竹敬久氏寄託史料は、文箱以外にもある。しかし冒頭に述べた

ように、時間的都合で調査できなかった。他日に行いたい。

おわりに

佐竹北家文書にみえない佐竹北家伝来史料と現状をまとめると、表1のとおりである。No.は小論の①～⑮そのままで、佐竹義命書上草稿は二通あり、別の文書だから、枝番を新たに付した。また⑨は、編纂所本の外題を採用した。

秋田藩の文書改で佐竹北家家蔵と認定したのは一〇通で、すべて佐竹北家文書にないが、八通の原本、うち六通が佐竹敬久氏寄託史料、二通が当館吉成文庫に現存していた。⑩・⑪のように他家に流出した、⑮のようにいったん他家に流出した後に再び佐竹北家の所蔵となった史料が明らかになった。

佐竹北家伝来史料をとりあげる場合、検討しなければならないのは、江戸初期の佐竹北家断絶に際しての史料の移動である。慶長一九年（一六一四）、佐竹義廉が嗣子なきまま早世したため、佐竹義宣の弟義直が佐竹北家をついでいる。その後、義直は義宣の養子となるが、佐竹北家の当主は寛永五年（一六二八）に高倉家から養子にはいった佐竹義隣をむかえるまででない。①～⑤・⑨・⑩は、義廉までの史料である。これらは義隣の子義明・孫義命が所持していたから、義隣から相伝したのであろう。

佐竹北家の家人の場合、義廉早世後、義直に仕え、寛永三年（一六二六）に義直が廃嫡されると義宣の直臣となり、義隣が佐竹北家当主となると義隣に仕える⁽³⁴⁾。史料も家人同様の経緯を経て義隣に伝来したといえるのか、解明しなければならない課題であらう。

さて今回の佐竹敬久氏寄託史料調査の目的の一つは、「佐竹家中家蔵文書」の原本の探索である。それはかつて当館が編集した「秋田藩家蔵文書目録」⁽³⁵⁾の原本所在データの補正を意図している。表1は、その成果であるともいえる。

この機会に現段階で気がついた範囲内ではあるが、「秋田藩家蔵文書目録」刊行後に見いだした原本、原本がない場合は東京大学史料編纂所が忠実に写した影写本があるものをまとめたのが表2である⁽³⁶⁾。データは、整理番号・史料名・所蔵者・所蔵機関にとどめた。表2は先人の貴重な成果によっているものがほとんどではあるが、いちいち明記しなかった。この点、関係者各位のご了承をお願いする次第である。

表2は、筆者が折にふれてメモしたものをまとめている。館蔵史料調査はなお十分といえず、見落としした先学の成果もあるだろうし、誤りや追加すべき情報が多くあると思われる。ご指摘いただければ幸いである。

なお千秋文庫所蔵「御文書」六冊及び「佐竹家中家蔵文書」に含まれる当館所蔵史料の原本所在データも用意している。しかし「御文書」は当館所蔵史料ではない。また「御文書」及びその他の冊は

一点一点の文書目録がなく、原本所在データだけを提示しても意味がない。これらの理由から掲載を見合わせた。

最後に、角館樺細工伝承館との連絡調整にあたられた当館戸嶋明専門員、貴重な史料の閲覧を許された角館樺細工伝承館中田達男館長に、この場を借りて厚くお礼を申し上げる。

(古文書班 すぎき みつる)

注

- (1) 佐竹北家文書の概要は、さしあたり『佐竹北家文書目録』(秋田県公文書館所蔵古文書目録第8集資料群目録3 秋田藩関係文書Ⅲ、二〇一二)の解題と佐藤隆氏「佐竹北家文書・佐竹西家文書について」(『秋田県公文書館研究紀要』一八、二〇一二)。佐藤論文は旧蔵機関である図書館の整理の問題点をとりあげているが、佐竹北家文書の全点数で約六割を占める、当館が「北家御日記」と命名した佐竹北家日記の記主を特定していないことへの言及がない。それは、当館の整理でも記主の特定をしなかったからであろう。なお佐藤論文によれば、佐竹北家文書は、昭和二十七年(一九五二)に佐竹北家から直接旧蔵機関である秋田県立図書館(当時秋田県立秋田図書館)に至った史料と、昭和六三年(一九八八)に図書館が古書肆から購入した史料があるという。個々の史料がどちらのルートであるかは、図書館編『佐竹文庫目録参』(一九五七)及び『佐竹文庫目録四』角館佐竹家旧蔵文書追加分(一九八七、この分は秋田県歴史資料目録第二六集にも掲載)でわかる。

(2) 小論で当館所蔵史料は、原則として史料群名と資料番号のみを掲げるにとどめる。

(3) 「郷土資料(A記号)」A二八〇―六九一三。

(4) 第一期文書改、後述する第二期文書改、そしてその他の文書改については、拙稿『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書』(『秋田県公文書館研究紀要』二二、二〇一五)。

(5) 「佐竹文庫」AS二八〇―三一。

(6) 『真壁町史料』中世編I改訂版一二五。

(7) 第一期文書改での家蔵者変更の概要とその理由は、拙稿「『秋田藩家蔵文書』考」(『秋大史学』四四号、一九九八)。

(8) 「佐竹文庫」AS〇二九一。

(9) 「郷土資料(A記号)」A二八〇―六九一三一。

(10) 「佐竹文庫」AS二八〇―三一。

(11) 「郷土資料(A記号)」A二八〇―六九一六〇。

(12) 拙稿「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」。

(13) たとえば注(8)史料。

(14) 「郷土資料(混架)」七―三八九。これによれば、佐竹家には佐竹義明が献上したものと、その写があった。この二つは「佐竹世譜」とある。注(8)史料と史料名が異なるが、献上者と筆者が一致するから、同一史料である。天保三年(一八三二)六月、秋田藩記録所が作成した「御蔵書目録」乾(佐竹西家文書)AO〇二九一―(一)では、「北本佐竹世譜」とある。これらから「佐竹世譜」が原題で、注(8)史料の「佐竹北系図」が誤りであると解せそうである。しかし後にとりあげる諸本とも外題が一致しないのは不審である。⑨の史料名が各種史料で一致しないのは、原題がなく、「佐竹世譜」が後に付けられたためではないだろうか。

(15) 請求記号二〇七五―一五〇―九。

(16) 東京大学史料編纂所の影写本・謄写本・写本の区別は、新田英治氏「古文書の採訪と編纂」(『書の日本史』第九巻、平凡社、一九七六)

を参照。

- (17) 「古内家文書」 古内三三。
- (18) 「東山文庫」 AH二八八―三。
- (19) 「佐竹文庫」 AS二八〇―三―一九所収佐竹義命充宝永六年（一七〇九）六月日秋田藩文書所青印書控も参照。この史料では「御当家古来之御系図」とある。
- (20) ⑩は「吉成文庫」 吉成五七七、⑪は「吉成文庫」 吉成五七六。
- (21) 「佐竹文庫」 AS二八八―一―一七。
- (22) 「佐竹北家文書」 AK二二―一―一六三。
- (23) 請求記号三〇七・二四―一―一二。
- (24) 「佐竹家中家蔵文書」は、拙稿「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」。
- (25) 請求記号三〇七・二四―一―一三。
- (26) 宝永七年（一七一〇）の青印書発給の意義は、拙稿「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」。
- (27) 「佐竹文庫」 AS二八〇―三―一六。
- (28) 「元禄家伝文書」については、秋田県歴史資料目録第一三集（秋田県立秋田図書館、一九七七）の解題を参照。この他に「元禄家伝文書」をとりあげたものとして、加藤昌宏氏『「元禄家伝文書」に関する一考察』（『秋田県公文書館研究紀要』六、二〇〇〇）、佐藤隆氏「秋田藩の系図史料について―系図史料の整理と系図目録の編集―」（『秋田県公文書館研究紀要』七、二〇〇一）がある。
- (29) 「郷土資料（A記号）」 A二八八・二―一八六八・一八六九。
- (30) 「郷土資料（A記号）」 A二八八・二―一八五七。
- (31) 拙稿「『秋田藩家蔵文書』考」及び「『佐竹家中家蔵文書』と文書改関係文書」。卑見と異なる理解を述べたものとして、伊藤勝美氏『「秋田藩家蔵文書」の成立の過程』（『秋田県公文書館研究紀要』三、一九九七）・加藤昌宏氏前掲論文がある。問題の核心は元禄一〇年（一六九七）八月日の秋田藩被仰渡の解釈にあるが、再説しな

い。なお伊藤・加藤論文及び拙稿は、『国典類抄』第一四卷嘉部二（秋田県立秋田図書館、一九八三）三五〇～三五二頁所引史料を利用しているが、「佐竹西家文書」AO二八〇―四で脱文等を補うことができる。

- (32) 「佐竹文庫」 AS二八八・二―六八―一―一八。
- (33) 「佐竹文庫」 AS二八〇―三―一。これと「佐竹文庫」AS二八八・二―六八―一―二に、家人分に関する秋田藩文書所被仰渡控が収録されているが、認定文書数が⑩と合わない。
- (34) 及川亘・加藤昌宏・金子拓氏編『佐竹義宣書状集―梅津憲忠宛』（東京大学史料編纂所研究成果報告書、二〇一三）御書六七・六八・七二、「郷土資料（A記号）」A二八八・二―一八六七。第一期に秋田藩文書所が編纂した「陪臣系図」（「郷土資料（A記号）」A二八八・二―五八〇―二八）では佐竹義直（陪臣系図ではすべて「義継」とある）に仕え、廃嫡後、佐竹義隣に仕えたとする。
- (35) 所蔵古文書目録第2集、秋田県公文書館、一九九七。
- (36) 「秋田藩家蔵文書」二二・向政之家蔵文書（「郷土資料（A記号）」A二八〇―六九―二二）九月一八日本多正信披露状は、千秋文庫所蔵「御文書」二（古記録一―一三）にも収録されている。「御文書」には、「向右近差上之」とある。向右近は、政之の兄守政である。正信披露状の原本が「千秋文庫所蔵佐竹古文書」三六四（東洋書院、一九九三）にあるから、守政の時に向家から召し上げられ、廃藩置県後、佐竹家に伝来したのであろう。正信披露状が政之家蔵文書に収録されているのは、文書所のミスであろう。よって正信披露状は表2から除いている。

表 1. 佐竹北家伝来史料と現状

No.	史料名	家蔵	影謄写本	所蔵者等	備 考
①	豊臣秀吉朱印状	3-1	佐竹義尚	佐竹敬久	①と②は同一封紙。折紙。 仙北市立角館樺細工伝承館寄託。
②	豊臣秀吉朱印状	3-2	佐竹義尚	佐竹敬久	①と②は同一封紙。折紙。 仙北市立角館樺細工伝承館寄託。
③	足利義昭御内書	3-3	佐竹義尚	佐竹敬久	封紙は足利義輝文書とする。 仙北市立角館樺細工伝承館寄託。
④	足利義昭御内書	3-4	佐竹義尚	佐竹敬久	仙北市立角館樺細工伝承館寄託。
⑤	上杉謙信書状	3-5	河原田治亮	佐竹敬久	仙北市立角館樺細工伝承館寄託。
⑥	佐竹義昭書状	3-6	佐竹義尚	所在不明	大山義次旧蔵。 仙北市立角館樺細工伝承館寄託。
⑦	笠間綱家書状	3-7		佐竹敬久	小貫頼央旧蔵。
⑧	真壁氏幹書状	3-8		所在不明	真壁安幹旧蔵。
⑨	佐竹世譜		佐竹義生	所在不明	元禄10年(1697)、佐竹義明が献上。 廃藩置県後、佐竹家に伝来。 宝永6年(1709)6月、秋田藩文書 所が佐竹北家に下付した写あるも 所在不明。
⑩	佐竹義宣書状	31-1		吉成文庫	折紙。秋田県公文書館所蔵。
⑪	佐竹義隆書状	31-2		吉成文庫	折紙。秋田県公文書館所蔵。
⑫	佐竹義苗書状	60-4		所在不明	
⑬	秋田藩文書所青印書			佐竹敬久	仙北市立角館樺細工伝承館寄託。
⑭-1	佐竹義命書上草稿			佐竹敬久	⑭-1・2は一紙に記されている。 佐竹義命が提出した文書分。 正文が秋田県公文書館郷土資料 (A記号)にあり。 仙北市立角館樺細工伝承館寄託。
⑭-2	佐竹義命書上草稿			佐竹敬久	⑭-1・2は一紙に記されている。 佐竹義命の家人提出文書分。 正文が秋田県公文書館郷土資料 (A記号)にあり。 仙北市立角館樺細工伝承館寄託。
⑮	伝太閤印押印紙片			佐竹敬久	仙北市立角館樺細工伝承館寄託。

※「家蔵」は、「秋田藩家蔵文書目録」の整理番号。

「影謄写本」は、東京大学史料編纂所探訪時の所蔵者。

表 2 の追記 (3校に際して)

整理番号 3 4 - 3 ・ 6 ～ 9 … 東京大学史料編纂所影写本 渋江文書

整理番号 4 8 - 3 8 ～ 4 1 ・ 4 2 ～ 5 0 … 東京大学史料編纂所影写本 福田文書

整理番号 4 9 - 5 1 ・ 5 2 … 東京大学史料編纂所影写本 金文書

整理番号 6 8 - 7 ・ 9 … 東京大学史料編纂所影写本 誓願寺文書

表2. 「秋田藩家蔵文書目録」原本等所在データ追加分

No.	史料名	家蔵	所蔵者・所蔵機関等
1	豊臣秀吉朱印状	3- 1	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
2	豊臣秀吉朱印状	3- 2	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
3	足利義昭御内書	3- 3	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
4	足利義昭御内書	3- 4	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
5	上杉謙信書状	3- 5	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
6	笠間綱家書状	3- 7	佐竹敬久氏所蔵仙北市立角館樺細工伝承館寄託
7	佐竹義昭判物	5- 1	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
8	佐竹義篤謄状	7- 21	東京大学史料編纂所影写本所三男氏持参文書
9	佐竹義篤謄状	7- 22	東京大学史料編纂所影写本所三男氏持参文書
10	足利高基書状	12- 27	東京大学史料編纂所影写本真壁文書
11	足利高基書状	12- 29	東京大学史料編纂所影写本真壁文書
12	佐竹義宣書状	12- 70	東京大学史料編纂所影写本真壁文書
13	常州田数目録案	12-111	東京大学史料編纂所影写本所三男氏持参文書
14	足利晴氏書状断簡	12-116	東京大学史料編纂所影写本真壁文書
15	斯波詮持書下	13- 24	秋田県公文書館佐竹文庫
16	梅津憲忠書状	19- 4	秋田県公文書館佐竹文庫
17	梅津憲忠書状	19- 5	秋田県公文書館佐竹文庫
18	梅津憲忠書状	19- 6	東京大学史料編纂所影写本佐竹文書
19	梅津憲忠書状	19- 7	秋田県公文書館佐竹文庫
20	梅津憲忠書状	19- 9	秋田県公文書館佐竹文庫
21	梅津憲忠書状	19- 10	秋田県公文書館佐竹文庫
22	梅津憲忠書状	19- 11	秋田県公文書館佐竹文庫
23	梅津憲忠書状	19- 12	秋田県公文書館佐竹文庫
24	梅津憲忠書状	19- 13	秋田県公文書館佐竹文庫
25	梅津憲忠書状	19- 14	秋田県公文書館佐竹文庫
26	梅津憲忠書状	19- 15	秋田県公文書館佐竹文庫
27	梅津憲忠書状	19- 16	秋田県公文書館佐竹文庫
28	梅津憲忠書状	19- 17	秋田県公文書館佐竹文庫
29	梅津憲忠書状	19- 18	秋田県公文書館佐竹文庫
30	梅津憲忠書状	19- 19	秋田県公文書館佐竹文庫
31	梅津憲忠書状	19- 20	秋田県公文書館佐竹文庫
32	梅津廉忠書状	19- 24	東京大学史料編纂所影写本佐竹文書
33	梅津政景書状	19- 25	東京大学史料編纂所影写本佐竹文書
34	佐竹義宣書状	31- 1	秋田県公文書館吉成文庫
35	佐竹義隆書状	31- 2	秋田県公文書館吉成文庫
36	光聚院書状	31- 38	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
37	光聚院書状	31- 40	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
38	光聚院書状	31- 41	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
39	光聚院書状	31- 42	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
40	松平長矩書状	31- 43	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
41	酒井忠勝書状	31- 45	国文学研究資料館出羽国雄勝郡湯沢佐竹南家文書
42	明智光秀朱印状	34- 56	男鹿市歴史資料収蔵庫
43	佐竹義宣書状	37- 8	秋田県公文書館佐竹文庫
44	佐竹義処書状	37- 15	秋田県公文書館佐竹文庫
45	佐竹義長書状	37- 20	秋田県公文書館佐竹文庫
46	某覚書写	42- 77	秋田県公文書館東山文庫
47	佐竹義重官途状	43- 61	秋田県公文書館佐竹文庫
48	蘆雪斎意汲判物	43- 62	秋田県公文書館佐竹文庫
49	小野寺義道書状	46- 44	鍋倉道彦氏所蔵
50	佐竹義宣知行行状	52- 10	秋田県公文書館平沢家文書
51	小野寺保道名字書出	53- 42	秋田県公文書館東山文庫
52	小野寺保道名字書出	53- 43	秋田県公文書館東山文庫

※「家蔵」の数字は、「秋田藩家蔵文書目録」の整理番号。

※「秋田藩家蔵文書目録」刊行時、平沢家文書は当館寄託だったが、平成25年度(2013)に寄贈していただいた。その分は、表2に含んでいない。表2の50は、寄託史料にない分で、当館が新たに受け入れた分である。

出羽一國御絵図（正保出羽國絵図控）複製について

古文書班

はじめに

当館には出羽一國御絵図とよばれる、正保出羽國絵図控（「国絵図控」と略記）の原寸大複製がある。平成二六年一〇月二五日、秋田テルサにおいて開催された「読書のつどい二〇一四秋」で、はじめて一般に公開したものである。以下、複製作成に至った経緯、公開後の問題点等を述べてみよう。

一 複製作成の理由

複製作成の理由は、国絵図控の原本が大きすぎて展示・閲覧できないことにあった。

国絵図控は、東西五・三五メートル、南北十二・二五メートル。現在は、軸装されている。しかし破損が等間隔であるから、はじめ

南北に、ついで東西に折られていたものだったようである。軸装した結果、折り目の破損の拡大は止められたと思われる。

だが約五メートルの軸はエレベーターに入らないし、階段も通れない。貴重書庫に収納する、貴重書庫から外に運ぶ、それだけのためにクレーンを準備しなければならない。

原本を直接調査するのは困難だが、かわりに画像データをデジタルアーカイブや当館閲覧室絵図モニターで公開している。しかし提供しているデータでは、文字情報が読み取れないというご批判がある。研究に使用できるほど詳細な画像ではないのは、その通りである。

絵図モニターの国絵図控はJPEGファイルで、東西が六・〇五四ピクセル、南北が一・二・三六九ピクセル、ファイルサイズは六〇メガバイト強である。約二十四倍弱までサイズを拡大できる余地がある。しかしサイズが大きくなれば、パソコンに負担をかけるし、デジタルアーカイブでの公開の場合、誰もが最新かつ最大スペックのマシンを用意しているわけではない。

当館には、カラーコピー用に印刷した国絵図控がある。これも文字情報が見づらい。併設する秋田県立図書館が準備しているコピー機を使用しているが、最大サイズがA3である。原寸大では収録範囲が狭くなり、収録範囲を広くすると細かな文字が見えづらい。とはいえ原本に比べて取り扱いが容易であり、手つ取り早くペーパーで入手できるから、コピーを希望される方がいる。

以上を要するに、当館では原本閲覧の困難さを解消する手だてを準備している。それでもなおデータ提供が不十分である。国絵図控の複製作成は、こうした問題をいくらかでも解決しようとす

るものである。
なお当館閲覧室壁面に、国絵図控の「複製」がある（写真1）。これは、レイアウトの一つとして作成したものである。だから調査には安全とはいえない高い場所に設置している。



写真1 閲覧室の複製

二 どのような複製を作成するか

この節では、現在の複製作成が決定するまでの過程を、不採用になった意見を紹介しながら、述べる。

原寸大の複製を作成する場合、分割しない方法も考えられる。しかしそれでは原本と同じ問題が生じる。何らかの方法で分割することになる。

当初、出されたのは、南北を十一分割する方法である。これを南北十一分割案とよぶ。

南北十一分割案は、複製を床に敷くことを想定している。ここで念頭に置かれたのは一階エントランスホールでの展示である。また壁に掛けることもできるようにしたいという考えもあったようである。

南北十一分割案は、幅一メートル余、長さ約五メートルのピースを十一枚つくる。当館にはそのまま保管できるスペースがなく、輸送も困難である。よって複製を折る、もしくは巻くことになる。そのため次のような問題点が指摘された。

複製を折ったり、巻くと、折りグセや巻きグセがつく。複製を展示する際に、折りグセや巻きグセを直す作業が不可欠となる。しかし年月が経てば、直すのが困難になる。その結果、複製の使用年数が短くなってしまう。また五メートルのものを巻くという作業も容

三 どのように発注するか

複製は、どのようなものでなければならぬか。簡単にいえば、人があがっても色落ちせず、人が歩いてもらすべらない、この二つが最低の条件である。

簡単にいえば、約一メートル四方のマウスパッドを六〇枚敷いたものにするということである。そして次のような仕様とした。

① 溶剤インクジェット出力用ユボ紙（糊付）。

② フロアラミネートフィルム（GM—SFL）加工。

塩ビ基材厚一八〇 μ m（透明塩ビ特殊エンボス処理）。

UVカット率七〇％（JIS A五七五九）。

防滑性能C・S・R値（一） $\cdots$ 〇・四七八 $\searrow$ 〇・九三一。

人が複製品に上がって閲覧するので、低収縮で簡単な清掃が可能であること。

汚染回復率八五％以上（JIS A一七一一）。

③ ストップベース（GM—STRB）

基材厚一・二mm。

片面特殊プライマー処理でメディアを強固に接着。

裏面は特殊エンボス加工で高いグリップ性能。

カーペット・タイル面な様々な床面に対応可能。

これまで一枚あたりの大きさを概数で述べていたので、正確な数

値をあげる。縦一一〇・八センチメートル×横一〇二センチメートルが五五枚、縦一一〇・八センチメートル×横一〇三メートルが五枚である。（写真3）

複製作成のためには、国絵図控の分割撮影を行い、それを一枚につなげる作業からはじめなければならない。当館にはすでに、原寸大印刷に耐えられる、国絵図控の分割撮影データを一枚につないだデジタルデータがあった。MRSID形式のファイルである。それを非圧縮TIFFに変換し、印刷する方法をとった。

非圧縮TIFFファイルは、複製同様の六十に分割されて、当館に納められた。その旨を予め委託契約で定めている。

縦七六八〇ピクセル・横八

三四二ピクセルが五五、縦

七七五六ピクセル・横八三

四二ピクセルが五である。

解像度は一九一dpi。

非圧縮TIFFファイル

をJPEGファイルに変換

し、デジタルアーカイブに

公開している。

参考までに、起案から納

入まで約四ヶ月である。実



写真3 複製絵図

質的な日数、つまり業務委託する業者が決定し、契約書を取り交わした日付を開始日とした場合、当館に納入されるまでの日数は約三ヶ月である。

四 複製展示開催とその問題点

納入された複製は、六十枚のピースを積み上げた状態で保管している。一枚あたりの厚さが一ミリ程度であり、高さも一〇センチに満たない。

収納キャビネットの購入も検討された。しかし既製品の規格に収まらないため、断念した。

平成二十七年一月時点までの複製の公開は、次のとおりである。

①読書のつどい二〇一四秋

日時：平成二六年一〇月二五日（土）

会場：秋田テルサ体育館（写真4）

②当館単独事業

日時：平成二十七年二月二〇日（金）

会場：県生涯学習センター地下展示室（写真5）

③全史料協全国（秋田）大会

日時：平成二十七年一月一二・一三日（木・金）

会場：大仙市立大曲交流センター（写真6）



右上：写真4 秋田テルサ
右下：写真5 県生涯学習センター
左上：写真6 大曲交流センター

複製の輸送は、ワゴンタイプの自動車で行った。約一メートル四方だから、床面をフラットにすれば、輸送できる車種は比較的多いと思われる。敷く時間は一時間かからず、人数も三〇五名程度で十分である。

②は、秋田魁新報で前日及び翌日とりあげられ、当日は秋田テレビのニュースでも報道された。そのため翌日以降も問い合わせがあった。

観覧者数は、①が概数で一八〇名、正確に数えた②が一五六名である。この数字をどう見るかだが、次のように考えている。

一度に複製に上がるのが二〇人を超えると、複製の観覧が困難になる。通常の展示では順路を設定し、それに従って観覧していただく方法で混雑を解消できる。ところがこの複製の場合は、各自が興味関心に従って見たい地域が描かれた場所を集中的に観覧する。①・②のように秋田県内の観覧者がほとんどを占める会場では、現秋田県域に集中する。一度に観覧する人数が多いと、興味のあるエリアを見られなかったという不満が起こる。

こうしたことから観覧者数だけでなく、満足度も考慮にいれなければならない。①・②を平均すれば、一時間あたり三〇名程度である。三十分以上観覧する方が多いから、少なすぎず、多すぎず、適切な人数であると考ええる。

公開にあたって危惧した複製が動くことは、起こっていない。しかし次のような課題が残った。

まず複製は原本に比べ、史料に対するハードルが低くなるので、一般の方にとって史料が身近なものとなる。しかし複製とはいえ、史料の上を歩くのは抵抗があろう。実際、全史料協全国大会、史料保存機関が中心となっている団体が開催した大会であるが、この大会において、複製を公開したところ、抵抗感を持った方がおられた。史料保存機関に勤務する者としては、そういう感覚を大事にしなければならぬ。

次に開催日はすべて好天に恵まれた。こと②は二月開催で、積雪もなかったのは幸運であった。しかし悪天候もしくは積雪があった場合、着衣などが濡れた状態で複製に上がらないようにする措置が必要である。

当初、一階エントランスホールでの公開が考えられた。しかし併設する秋田県立図書館利用者が通行するスペースでの設置は何かと不便をかけると想定されること、悪天候時に対応に難点があることが明らかになった。公開は、体育館のような、土足を禁止する施設での公開が管理上望ましいことになる。

おわりに

以上、国絵図控の複製に関する報告を終える。

複製絵図の作成はこれまでも当館で行われているが、国絵図控

のような大型絵図を原寸大で複製するのははじめてである。そのため複製に関して、イメージを共有しているとはいいがたかった。数度に及ぶ会議で現在のかたちになったが、実際に運用するまで手探り状態であつたというのが実情である。

決定に至るまでの経過を採用されなかった案を含めて紹介したのは、当館内部でも次第に検証の過程がわからなくなるであろうと考えられたからである。不採用とその理由を記録することで、なぜ設置に際し六十枚を手作業で運ぶという手間のかかる方法をとったのかを理解できるだろうし、検証にあたつて欠落したものが何かも明らかになるだろう。

最後に、複製が現在のかたちに至ったのは、何度か開催された古文書班会議での成果である。班会議の記録は保存されるが、一定期間を経ると廃棄される。研究紀要であれば長期間わたつて記録が残り、当館以外の関係者でもその経過を知ることができるため、掲載という方法をとった。当館のように公文書館で大型絵図の原寸大複製を作成するケースは珍しいと思われるが、そうした際に参考事例となるようであれば幸いである。

〈史料紹介〉

湊九〇「郡方見回役加勢勤中日記」

文政九年丙戌正月 湊国季

はじめに

【日記本文】

当研究紀要一九号から、当館寄託「湊文書」より湊国季（曾兵衛）の御用日記を史料として紹介している。

「湊文書」及び湊国季の概要は、研究紀要一九号に述べているので参考にしていただきたい。本号では「郡方見回役加勢勤中日記」（湊九〇）を紹介する。

なお、未読の箇所は□で示しており、紀要本文の体裁に合わせて翻刻してあるため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない場合がある。その他、不明な点は原本で確認していただきたい。

大正月元日 終日雪

一 御盃頂戴ニ付五ツ時登城、七ツ時前相済、夫より年寄中小瀬又左衛門殿・向右近殿江斗年札相勤候、未タ加勢ニ候故武番之御番組ニ候故、御番方ニ而罷出候、

同二日 終日晴

一 今日年始年寄中、疋田斎殿を始手形・保戸野辺無残相勤候、

同三日 終日晴、静ニ候、

一 今日も朝より年札ニ出候、

一 同組合小栗忠蔵・関純五郎、浅舞村御役屋詰合、同断跡部惣兵衛湯沢町御役屋詰合、右三人之衆は旧冬より越年、并横手給人同役同組合吉沢助左衛門江助左衛門一名ニ致候而、斎殿戻御判紙添ニ而年始状差遣申候、

一 跡部惣兵衛江今日申遣候は、湯沢町御蔵元小川長右衛門、去夏中か於湊表二塩求、其後舟積二致候て上三郡江相払候心組二而、右之手配之处、何レより二候か右之塩舟積被指留候故、無扨湊表江其尽二而差置如何共迷惑二候趣、旧臘同处御役屋詰之節内々長右衛門申聞二候故、右之段跡月晦日夜役頭江罷出候節御もの語二相及候处、右塩ハ何之訳を以何方より差留二相預候と申義而已ならず、其筋迷惑二も候ハ、委曲書載を以申出候得者、向々江御掛合柄も御座候よし二候間、右之件々長右衛門御催促候而篤と此義被仰含、いよ／＼迷惑二候ハ、願書可差出旨、委細惣兵衛迄申遣候、

同九日

一 今日御用初二而郡方諸役人公用・病氣之外無残御会処江出席、御熨斗頂戴、右畢て御用始、恐悦申上候、八ツ時過何も退散、
一 郡奉行無残出勤、此度思召之旨御書付を以左之通被仰含候、右之□、

金易右衛門

蓮沼仲

益田治右衛門

杉本丹下

国安又左衛門

物産取立之義ハ 御代々被仰出候思召之旨も有之候、天樹院

様二は猶更御心を被為尽候二付、木山を始領内之諸産追々取立候よし相聞得大悦之事二候、抑蚕桑之義ハ農隙之業二而産物第一之品二候处、近年余程開候様二も相聞得候得共、領分一体二引競候而は未夕尺々敷様子二も不相聞得残念なる事二候、依之其方共養蚕掛申付候間格別二遂相談、猶前之損益二而已不相泥、追々領内一同二推広候義專要二相心得、属役を始領民末々ニ至迄此旨趣篤ク可申論候、猶委曲之義ハ年寄共可申渡也、

月日

右之通、御代筆を以被仰含渡候、

一 金易右衛門、御勘定奉行二而掛り被仰付候由、

一 当月七日、是迄御評定奉行兼帯之郡奉行衆も有之候得共、以来郡奉行老役二被仰付候、

同廿一日

一 明日より浅舞村御役屋詰二罷越候二付、御評定処江御届申上候、

同廿二日

一 今日田処主鈴同然出立二而回在、田処ハ湯沢御役屋詰、惣兵衛江交代二相成候、和田村二而昼食、上淀川村二而泊り、

同廿三日

一 上淀川村出立、花立村ニ而昼食、田処ハ横手町ニ而泊之筈、我等ハ角間川村ニ而泊り、

同廿四日

一 角間川村出立、昼食なしニ而浅舞村御役屋江着、此節ハ同役組合之面々罷歸り候故交代なしニ有之候、

一 御役屋詰御足輕作左衛門・勘六右兩人ニ申含候は、明日より平鹿西山通江手分回村致候而、来月十日迄ニ田面江無残□引届候様ニ可申渡候段申含候、同郡東山通りハ先頃御足輕差回シ候よし、同役吉沢助左衛門より今日以手紙申来候、

同廿九日

一 御撫育御渡米有之候ニ付、同役助左衛門横手より御役屋江罷越一宿、

同晦日

一 助左衛門御用相済、横手江罷歸り候、

一 御足輕勘六回村御用相済候而御役屋江罷歸候故、□之模様承り候処、当廿六日より之日々之雪ニ而田面江ならず轉を引き候義相叶不申候間、とふて尺取り申間敷候、是迄引渡候□ハ其村ニより候得共、三ヶ壺位田面江引出シ候よふニ相見得候趣ニ有之候、

一 御撫育願相済候上我等回在之上、左之人数江定式之通耆人江米九斗二錢貳貫文宛拝領相渡候、

浅舞村長右衛門 黒川村文蔵 増田村久内

上鍋倉村仁兵衛 砂子田村與兵衛 右合五人

小二月朔日

一 御足輕作左衛門回村□引届之義、一村限りニ申渡候而、右御用済ニ相成罷歸り候、

同二日

一 跡月廿九日附御会処出シニ而関純五郎より御用状相達シ候、先頃御伺申上候東里村長蔵・亀之助御撫育頼ニ相向ひ吟味之筋申上候処、長蔵と申もの江斗り拝領、亀之助ハ御取揚無之段申来候、

一 八柏村打返シ拝借式拾五貫文相済、御蔵元三右衛門渡シ之

差図書相達候故、株帳・割判帳・出入帳江も相記シ申候、

一 差図書新古取合拾九枚相達候間、御蔵元共江引渡申候、

一 左之通り申来り候間、明日湯沢詰田処并吉沢江も手紙を以為申知相伝候、

御撫育願之分是迄申立ニ相臨御吟味ニ相成候得共、以来ハ兼而より御取調ニ符合致候よふニとの御趣意ニ而、春農回村之砌より極窮・懷妊之者誰々と大略ニも見聞致シ置候様被仰含

候間、御回村之砌被下候御取調御回村被成候而可然奉存候、
下略、

同三日

- 一 御撫育取調之義田処・吉沢江も相伝ひ申候、猶横手御蔵元共へ
相渡候差図書昨日関より仕送り之内七枚吉沢迄差遣申候、
一 東里村肝煎江其村長蔵江御撫育拝領被仰付候間、右請留持参、
御役屋江罷越候様、御用状を以申遣候、

同五日

- 一 跡部惣兵衛より先頃御伺ニ差遣候増田村儀兵衛御撫育願書、右
拝領之義ニ相済仕送來り候、依之増田村肝煎江右之段御用状を
以申渡候、

同六日 初午

- 一 鯨岡四郎左衛門より下院内村より昨日差出候御用状相達候、新
町村之義ニ付御相談申度候故、横手江罷出候よふニ付、昼食後
より直々横手江罷越候、

但シ、鯨岡院内山中雪模様見分被仰付、右御用済ニ而一ト先
帰宅、右見分之趣申上候よしニ而今晩横手ニ而一宿、右雪も
よふ承り候処、道筋既六尺余、山々なて模様も無之候へハ、
来月御登被為遊候義ニは相成申間敷と被考候趣ニ有之候、猶

以新庄領ハ雪深之よしニ御座候、

同七日

- 一 鯨岡は今朝出立、我等事ハ昼食後横手町より御役屋江罷歸り申
候、昨晚鯨岡江新町村之義篤と相談候而、湯沢御足輕之内左平
一ト通り差遣候而、処々より算用米ニ仕向居御百姓共より旧冬
取立兼候分を逸々吟味ニ差遣候、

同八日

- 一 御足輕左平新町村肝煎作左衛門同道罷越候而申聞候は、昨年ニ
相当候五斗米并諸連貫共ニ旧臘米拵不相成候故正月迄相延シ呉
レ候よふ申出ニ付、作左衛門一存之心得を以願通ニ候よしの処、
此節ニ相至り候得共尔今御百姓共之手内より差出不申候、此分
都合式百式拾貫文余如何共可仕候義無之よし申聞候故、去年我
等罷越候節稻数ニ相向ひ、銘々之米取を差考候而、其内諸連貫
之分形立、余米無之候分とも一ト通り決算可致、春農中ニ相成
候上は夫レノ二手当可申候故、此節より有米取調、銘々より
為差出候義ニ肝煎・長百姓江廠敷申含候而、猶其後御足輕左平
附置候処、全ク取立候よしニ肝煎書付を以申出候故、如何様左
様可有之と存候処、肝煎江御百姓共偽り、多人数之内ニハ払米
又ハ喰込等ニ相成候よし故、唯今ニ相至り候而何を申候而も皆
跡先ニ有之当惑ニ候得共、夫レ形ニ致難差置候故、是より直々

立戻り、御百姓共手内逸々吟味之上手ニ寄家財諸品引揚可申候趣、左平并作左衛門へ申含差遣候、我等も同様ニ罷越、片時もはやく取調不申候得者不相成候段申聞候処、左平申条ニは、右取立之義ニ差〇候筋有之候故、明後十日ニ罷越候よしニ付、依而見合申候、

一 左平義湯沢御役屋ニ而御詮義者有之候処、是非〳〵左平湯沢江罷歸り不申候得者御尋之節当人居り不申候得者御詮義之手掛ニ致方無之候故、早々罷歸り可申候段、田処申条之よしニ候故、左平事ハ暫之内新町村取調ニ付、火急御用出来候故難差遣候趣、態夫を以申遣候処、是非左平居り不申候得者御詮義可致候よふ無之候故、早々相返シ呉候よふニ田処より返答ニ有之候、

同九日

一 田処へ態夫を以申遣候は、左平差上可申候義ニ昨日被仰下候得共、当人事ハ御差心得之通り新町村へ人指ニ而片付被仰付罷有り候得者、下地より村居之事充分ニ差心得罷有候得者、別人ニ而は尺道也不行、猶又当人義も一ト工夫有之候事ニ候間、十二日朝ニ差上可申候故、何分夫レ迄御差控被下度候段申遣候、右新町村之義、鯨岡四郎左衛門江為申知之書状差出候、

同十日

一 新町村江昼食なしニ而罷越、左平并肝煎を始長百姓共手ニ附、

家毎ニ有米吟味等之取調致候、

同十一日

一 米又は粗処持無之者ハ銘々手段を以借用、且ツハ不用之品売払候而も算用立可仕候間、十三日晚方控呉候様願ニ付其通ニ承知致候、大体荒々ハ相片付申候、

一 大森村ニ而出生之子供病死之段、当人共より村方江其時々不申出候義、此度御吟味当りニ相成候故、右御伺申上候処、鯨岡より左ニ申来候、

大森村出生之子供病死御届不致候忝件御伺致候処、外ニ怪敷次第も無御座候ハ、肝煎・長百姓御用農事之外御呵、当人共ハ急度お呵、日数七日も過候ハ、当人とも御用農事之外御呵之事ニ被仰渡候様被仰含候間、左ニ御承知可被下候、

一 先頃鯨岡院内山中雪見分被仰付、右御用明ニ而御当人御歸り之節横手江我等も罷越候故、其節今年郷普請片付之義ニ致候而は角間川村之御開田御用も有之候得者御用多ニ相成候故、御普請之方ハ御免ニ相成候様役頭へ御示談被下置度義御頼仕候処、左ニ申来候、

貴兄今年ハ角間川村御開田江御片付故、郷普請之方ハ被相除可然候哉之段申上候処、御承知ニ御座候間是又左ニ御心得可被下候、下略、

一 右之通り鯨岡より申来候間、大森村江御用状を以、肝煎・長百

姓并五人之者共同道ニ而新町村肝煎作左衛門処へ罷越候義申遣候、

同十二日

一 此度新町村不納之面々あら／＼ニ相片付候間、御足輕左平ハ湯沢江相返シ申候、当人事ハ湯沢御役屋ニ而御詮義ものゝ義ニ付是非居掛不申候得ハ不相成候よし、田処より再応申来候故、一ト先返置申候、今日直々当人ニ、廿五日ニは長兵衛出錢之分親類共願ニ付、同日迄相控候故、廿四日方ニ又々罷越候而、右吟味候様申含差遣候、

一 昨日催促致候大森村左之通申渡候、

御用農事之外御呵

肝煎

出生之子供月日も相立養育致候得共

長百姓

其後病死之段一円ニ郷中江不申出、

惣右衛門子供惣助

甚不埒之至り候、依而急度御呵被仰

吉右衛門

付候、

喜兵衛子供常助

伝九郎子供伊七

惣右衛門子供亀松

同十四日

一 新町村御百姓去年ニ相当り候五斗米并諸連貫之分昨晚迄之内ニ不納居り候者共より無残取立申候、依而今日金主方之面々江決

算為致申候、米錢混雜取立候米ハ壹俵ニ付壹貫貳百拾文宛の相場、右惣都合之錢貳百七貫貳百九拾壹文、此分今日向々江為相渡申候、

一

以来御收納取立を始、諸連貫割合等之義ハ惣長百姓ニ而取纏、何義も金銭ハ肝煎取扱不申候而、諸万端表立候御用之外ハ惣長百姓共相談之上ニ肝煎江申出候而取扱候様申含候、
一 右御用相片付候俣、昼食後浅舞御役屋江一ト先引取り申候、七ツ半頃御役屋江着、

同十五日

一 湯沢同役田処より、久府同役鯨岡より申来候よしニ而、左之通之書付相達候、

横手 忠藏・助左衛門

湯沢 主鈴・縫殿

院内 惣兵衛・純五郎

四郎左衛門・曾兵衛

右之通御参勤砌馬場片付被仰付候、

戌二月十二日

横堀・湯沢ハ田処、山田・前郷・植田ハ跡部、堀回り・八沢木・沼館ハ関、角間川・下境・阿氣ハ湊、浅舞・醍醐ハ鯨岡、増田・横手ハ吉沢、稲庭・猿半内ハ小栗、

右之通寄郷共春農より刈収候迄御引受御取纏、植場迄時節

後等二而秋作不宜候得者御毛見願等御取揚被成かたく候段
申来候、

同十六日

一 吉沢助左衛門江昨日田処主鈴より之伝ひ書受取、態夫を以差遣
候、

一 阿氣村・角間川村・下境村、右三親郷江今年時節後等二相至り、
万々一不作之義二相成候而は御毛見願御取揚不被成置候而已な
らず、人命二相抱候故、春農・植場等二至迄手後二不相成候事
勿論、此節より諸事手配致可申候、右之為此度格別之御吟味を
以親郷切同役老統手分ヶ被仰付候而、以来回村吟味致候故、寄
郷村々江可申渡候、委曲二回文相認候而嚴敷申触候、

同十七日

一 仁井山村御・百姓甚太郎・梅蔵、老ツ昨夜七ツ時頃出火二而、米
并粃等焼失之段、訴状を以申出候付、明十八日罷越候而、御検
使可致候義申含差遣候、

同十八日

一 仁井山村江御検使二罷越候二付、御足輕左太郎召連候而右村江
罷越、肝煎・長百姓共先達二而見分致候、同村二而昼食、直々
大森村江罷越候而一宿致候、

一 仁井山村江差図致候は、訴状案文も不宜、且ツハ親郷より
添翰を取候而大森村へ持参候よふ申渡候処、今晚同村迄長
百姓持参致候、

一 大森村御百姓之内、当十二日御呵被仰渡候肝煎・長百姓之
外五人之者催促致候而、以来御用農事之外御呵二相成候段
申渡候、是迄ハ急度御呵二而居り候、

一 仁井山村御検使書・尋問書共二出来候得共、右村方より之
訴状今晚遅相達候故、明日町送差上候、

同十九日

一 又七郎殿辰御判紙添を以跡部惣兵衛江仁井山村甚太郎焼失之訴
状親郷添書・御検使書・尋問書共都合致候而、町送二而差遣候、
御検使形之義委曲御検使控江留置候故、此記江は相記不申候、
右御用済二相成候故、手分被仰付候角間川・阿氣・下境三ヶ親
郷・寄郷共二今日より直々御足輕左太郎召連候而、□引届方等
を吟味之為回村致候、

一 大森村出立、板井田村二而昼食、角間川村二おゐて老宿、思ひ
候よりハ□も尺取り候方二有之候、

同廿日

一 今朝角間川村出立、阿氣村二而昼食、薄井村二おゐて老宿、
一 今年は未夕雪沢山二而中々当月杯二は消払候模様不相見得

候、然者春農猶以相後レ候故、雪消相待不申候而、来月節句前より取り掛可申候、

一 田植ハ四月中無残植立可申、其村ニ寄恵田在処ニ無之候而も古来より悪敷仕曲ニ而、半夏ニ相至り不申候而は田植江相向不申候故、今年之義ハ左様不被相成候故、是非四月を伐シ候段曾而不相成候、

一 苗育悪敷植場後ニ相成候村々ハ、此節より雪を割、又は藁・あくを苗代江入置、雪の消候よふニ可致候、

一 苗代風当り強候為苗育兼候ハ、苗種蒔より風上江風除立置可申候、

右之通村々肝煎・長百姓共江回村篤と小間居のもの共江も申渡差置、右手配之義此節より心掛可致候段能々申諭候、猶追々回村之上可申渡候事も可有之候趣共ニ申渡差置候、

同廿一日

一 薄井村ニ而口不足之分不少有之候ニ付、右之義取調、両肝煎江申渡候御用等ニ付、同村ニ而昼食、夫レより直々回村、御役屋江一ト先罷歸り申候、

同廿三日

一 四郎左衛門・惣兵衛今晩横手ニ而一宿、院内江御宿割等之御用ニ而罷越候段、日暮手紙到来致候、右両人衆江是非取合候御用

有之ニ付、我等今晚横手江罷越候而両人衆へ相談ニ相及申候、

同廿四日

一 岩崎村江御用有之横手出立、右村ニ而昼食、御用済ニ相成御役屋江罷歸り申候、四郎左衛門・惣兵衛も同村ニ而昼食、湯沢御役屋江罷越被申候、

同廿五日

一 雄平両郡養蚕取立御用掛大和田新左衛門被仰付、此節より回村致候付、東西親郷共へ回状を以寄郷村々江も申渡置候様申渡候、御撫育願書五冊取揃、関純五郎江今日仕送申候、

一 大和田新左右衛門より廿四日大曲村沓宿ニ而当御役屋江今晚罷越候様手紙相達申候、直々西馬音内堀回村江罷出候故、右村肝煎儀兵衛江通達呉候様申来り、則儀兵衛江手紙差遣候、新左衛門今晚御役屋へ着致候故、養蚕等之手配形之義承り申候、

同廿六日

一 新左衛門今朝御役屋出立ニ而西馬音内堀回村江罷越候、右は同村寄郷江今年より養蚕取り立候義ニ被仰付、同村肝煎儀兵衛をも新左衛門手ニ附、何角と寄郷之義也精分候よふニ被仰含候ニ付、先ツ新左衛門ハ儀兵衛処江落着、夫レより回村候よしニ有之候、

小三月二日

一 根田孫之助より役頭より被相渡候書付之よしニ而左ニ申来候、

焼失御檢使相及不申候得共、定而御收納米焼失と申事より御
檢使被成候畢、御收納之義ハ旧冬吟味役衆回在之砌無残上納
ニ相及候段見濟被帰候、いつ方之間違候哉御吟味之上御檢使
形被遣可申候、

同二日

一 昨日根田より申来候付、今日仁井山村へ甚太郎焼失米之義相分
ケ候而、早々書載を以今明日中ニ可申出候段申遣候、

一 先頃関純五郎迄御伺差遣候御撫育左之通り拝領之段申来、則此
義銘々へ申渡候、

黒川村久助 富田村與十郎 今泉村運藏

横手高町丹十郎 植田村長藏 合五人

一 片岡矢右衛門へ先頃内々申遣候者、岩井川村ニ鉄砲処持之もの
并伐木候もの有之候義申遣候処、右早々吟味候様役頭より被仰
含候段今日申来候、

同四日

一 片岡矢右衛門江岩井川村杓右衛門・七之助右両人之御書仕送差
遣候、是は博奕主頭郷中若勢共たまし取り致候もの也、外ニ鉄

砲四挺引上差置候義并越米吟味為致候得共、未タ一向相知不申
候付、吟味形無油断手配差置候趣共ニ申遣候、

同五日

一 吉沢助左衛門、今日浅舞御役屋ニおゐて先頃御伺相濟候而、関
より仕送相達候、御撫育願申立候五人之者江御撫育米相渡申候、
右は米請払之片付ニ而居り候為、

一 大和田新左衛門湯沢御役屋より当御役屋江参り申候、右は西馬
音内堀回村寄郷養蚕種紙引配形取調相濟候而、一ト先ツ罷帰り
役頭へ御伺申上候由、

一 先頃根田彈之助より仁井山村甚太郎焼失米之義、何レ之間違候
哉之段取糺シ可申候趣、役頭被仰含候段申来り、則催促致候処、
昨日長百姓耆人書載持参候而罷越候処、一向ニ不相知候故、早々
催促肝煎罷越候義ニ申合遣候処、今日肝煎子供外ニ長百姓耆人
書載持参罷越申候、右之案文左之通、

乍恐口上書を以奉願上候事

当村甚太郎二月十七日朝板藏焼失仕候、其節御届奉申上候処
早速御檢使被仰付御見分被成候通り、粃米尅残諸道具等迄も
焼失仕候、其節御尋ニ付御收納米と可申上候処、余りうろた
え取り間違奉申上候処、恐入奉存候故段々吟味仕候処、五斗
米五斗七升三合、御地頭米尅石五斗七合、合式石八升ニ御座
候、此分不納ニ候得共、重き被仰含ニ御座候故、於郷中取償

焼失後御屋敷方并五斗米共ニ無残上納仕候、然者其節右之為御收納と申上候義相違無御座候、為其肝煎・長百姓印居仕差上申候、

右之趣ひ恐ながら宜様ニ被仰上被成度、偏ニ奉願上候、以上、

文政九年戌三月

肝煎・長百姓惣連印

右之書載今日直々根田江仕送差遣申候、猶役頭より之御書付ニは、御檢使共ニ差添候様ニ候得共、先頃御檢使書・尋問書共ニ跡部惣兵衛へ仕送差遣候得者、此度は外ニ又々御檢使書差遣候に相及不申候訳故、此段共根田へ申遣候、

同六日

一 大和田・吉沢兩人共当御役屋より御用明ニ而銘々今朝出立被致候、

同七日

一 関純五郎御役屋詰ニ而今日昼過着申候、

同九日

一 下堀・道地両村より書載を以申出候は、昨年水除の土手并堰筋欠落候ニ付願申立候処、別明村御田地之内御張紙被成下、水除土手堤下共ニ拝領ニ相成、堰筋共ニ普請仕候、然者先頃より之

度々雪汁洪水ニ而右場処無残欠落シ候処、当時水引入可申よふ無御座候得共、春農江取掛り可申事ニ不相成、猶又別明・真木・下堀三ヶ村御田地江引入候口之分、少々之洪水ニ而も流失ニ相成候間、何分村々迷惑不相成候様、御取扱之義昨日申出候付、今日罷越、右場処見分之上堰筋并水除土手普請候様差図申渡候、但シ右普請ニ相成候場処ハ別明村御田地、昨年之御張紙残式石三斗九升九合位ニ相当り候分ニ候、右は無残給分高に有之候よし、且ツ右之義ハ春回御檢地役衆見分之上ニ無之候得者普請付置候義ニ不相成候得共、火急之事ニ候間、右見分之上仮堰筋相立候義ニ村方江申含候、

同十日

一 根田弾之助江駆送を以昨日見分致候趣并村方より差出候書載共ニ仕送差遣候、猶又其節ニ差図ニ相及候義共ニ申遣候、

同十一日

一 片岡矢右衛門より当九日久保田出シ、齋殿御判紙添ニ而、岩井川村左左衛門生保内御追放同村七之助一村払被仰付候義申来候故則御用状を以奎左衛門事ハ、親郷・猿半内村江先頃被預置候故、右村肝煎江申達候、七之助事ハ岩井川村肝煎江同断、鯨岡四郎左衛門御用有之、当御役屋へ被参申候、

同十二日

覚 半切紙

一 雄勝郡新町村之義ハ此節飯料無之者多人數有之、春農江為取掛可申よふ無之趣申出候付、鯨岡江篤と相談ニ相及候処、輕石式百表無利足を以五ヶ年割返上ニ而拝借被仰付候様ニ、旧冬より役頭江願申上置候処、春中御回在之上御沙汰可被仰付候由故、右是非拝借被仰付候義ハ今日内々相談致候而、前鄉村より御備へ返上之分之内を以、當時八拾七表新町村江拝借之義ニ相決申候、猶村方江ハ壹割御利足附ニ而拝借、右之利分郷備ニ可致候趣共ニ相談致候、

同十三日

一 四郎左衛門・我等は新町村江罷越候而、春農手入并拝借米之義ハ八拾七表壹割付ニ而被仰付候段共ニ申渡候、純五郎も同様出立、大戸村江罷越申候、

一 四郎左右衛門・我等は新町村ニ而昼食、前鄉村江罷越一宿、跡部惣兵衛同村ニ御用有之詰合居申候、

一 岩井川村生無宿左衛門、猿半内村長百姓同道罷越候故、御役屋詰御足輕勘六申付候而吉沢江申遣候而、外ニ誰か耆人附置候而差遣候様申遣候、且ッ岩井川村七之助未タ罷越不申候故、右当人參り次第差上可申候間、一村弘之義被仰渡候様共ニ申遣候、生保内口御境口御番人江之書付左之通相認候而、御足輕勘六江為持差遣候、

一 囚人耆人

右は生保内御境口御追放被仰付候間、其御境口御通可被成候、以上、

戊三月十日

名 印判

生保内御境口御番人衆

同十四日

一 四郎左衛門・我等西馬音内前鄉村ニ而昼食、湯沢御役屋江罷越申候、此節豊田・片岡・関も御役屋へ罷越申候、明日より御登り御用取調候ニ付、鯨岡・関・湊院内へ罷越候筈、跡部ハ明日前郷より直々院内江罷越候積ニ有之候、

同十五日

一 昼食後湯沢御役屋より四郎左衛門・惣兵衛・純五郎・曾兵衛共下院内江引移り申候、豊田ハ跡より參り候筈、

同十六日

一 御宿割を始諸道具等之義万端上下院内・横堀三ヶ村肝煎召寄セ、相談之上向々江申渡候、
一 銀山道先頃より普請居り候故、四郎左衛門・曾兵衛見分ニ罷越申候、

同十八日

一 四郎左衛門今日より山中雪割御普請江罷出申候、御足輕手附兩人之内耆人湯沢より耆人昨日罷越候故、直々召連申候、

同十九日

一 山中雪割り普請江四郎左衛門手附御足輕横手より十吉昨晚罷越候付、今日山中江差遣申候、

同廿日

一 湯沢御足輕伝六・礼藏、去年囚人附添罷有候処、右囚人取逃シ候不調法ニ付御奉公御暇被下置候処、此度被召出候段昨日田処主鈴より申来り候ニ付、今日湯沢御役屋ニ詰合居り候吟味役五右衛門并矢右衛門兩人江御用状ニ而右可被仰渡候義申遣候、
一 此度屋形様御登ニ付、院内駄片付豊田五右衛門・鯨岡四郎左衛門・跡部惣兵衛・関純五郎・我等被仰付候、右之取調書ハ別録ニ致候故此記ニ略ス、

同廿一日

一 田処主鈴より以来屋形様御上下之節御目見、其駄々詰合同役共被仰付候義被仰渡候段申来候、
一 吟味役豊田五右衛門、湯沢御役屋より今日引移り申候、

一 横手より御足輕伝藏・勘六・文多昨日より罷越申候、都合五人二相成申候〔但シ湯沢より正助横手より十吉・伝藏・勘六・文多〕

同廿四日

一 片岡・田処より昨晚申来り候は、岩崎村舟場雪汁水ニ而大変化ニ相成候故、横手詰之衆小栗・吉沢・山方立会之上見分候処、廿五日ニは四人ニ而舟場方御用相勤候様申来り候間、一統相談ニ相及、我等今朝より岩崎村江罷越候処、同処御小屋御用ニ而根田弾之助参り居候故、舟場の模様見分致候処、館下タより山道を附置申候至揚中川原既ニ一丁余川ニタ筋ニ相成候、

同廿五日

一 川前江古内村之方ハ小栗忠藏、川中・川原・古内之方江青柳縫殿、同岩崎村之方江我等、館下屋形様御渡シ御越被遊申候、夫レより我等事は直々院内江立戻り申候、

同廿六日

一 屋形様銀山江被為入、同処ニ而御昼ニ付、我等事銀山江罷越候而人足等之差図致候、八ツ半頃銀山より院内御休江御帰り被遊候、我等事御跡より直々参り、御休江豊田五右衛門・跡部惣兵衛・関純五郎罷出候而御目見被仰付候、御披露御用人中安主典、

同廿七日

一 卯之下刻、屋形様益御機嫌能御山越被遊候、跡部ハ鯨岡四郎左衛門同様山中ニ而御見送り仕候付、二番御拍子之節山中江罷越申候、右御用明ニ而鯨岡・跡部共ニ院内江八ツ頃罷歸り候、豊田ハ湯沢御役屋江引移り候、

同晦日

一 院内御用済ニ而四郎左衛門・惣兵衛・純五郎・曾兵衛、湯沢御役屋江引取申候、

一 今日役頭久府より当御役屋江御出張被成候、此節吟味役五右衛門・矢右衛門、同役無残湯沢御役屋江相集り申候、

大四月朔日

一 院内詰ニ相成候同役共相揃候而 御參勤之節之品々御用向申上候、猶諸村より肝煎・長百姓とも之内同駄江召寄せ御用相弁候間、右当人共へ御伺被下置候様申上候処、御備より老人二付三升宛拝領被仰付候間、向々江其段申渡候、

一 四郎左衛門・曾兵衛相揃申上候は、新町村家数・人数共ニ当春中取調差上候分一円ニ飯米無之、春農江為相向可申よふ無之ニ付、無扨当座借等仕候而為給罷在申候、然者最早其分逆も給仕舞ニ相成候へハ、右返済ハ扨置、秋中迄之取続可為致よふ無之

候間、何分式百表不利足を以五ヶ年返上ニ而拝借被仰付被下置度候、尤今年之義ニ仕候而は昨年之不作ニ而春農等之願ハ莫太ニ御座候処江拝領候事恐多次第二御座候得共、段々精細ニ取調申上候通ニ御座候段申上候処、百五拾表無利足五ヶ年割を以拝借被仰付候故、不足分ハ他借ニ而也相弁可申候趣ニ被仰合候間、無扨畏入申候、実ハ於役頭ニも今年ハ莫太之義ニ而御当惑之筈ニ候、依而右之百五拾表尅割ニ而村方江拝借年切上納ニ致候而、右利分備ニ相立候様、四郎左衛門と相談ニ相及候て、此段をも役頭江御耳立候而差置申候、

同二日

一 湯沢御役屋之方御用済ニ相成、浅舞御役屋へ引移り申候、
一 昨日拝借ニ相成候百五拾表之分三ヶ度位ニ致候而移り申候、

同三日

一 山方喜右衛門・根田弾之助回村向より御役屋江罷歸り申候、

同四日

一 同役純五郎、大戸村より御役屋江引移り申候、

同五日

一 喜右衛門・弾之助役頭江申上候御用在之、今夕後湯沢御役屋江

兩人共罷越申候、

同六日

一 湯沢御役屋より弾之助・四郎左衛門浅舞御役屋江罷越候、

同七日

一 純五郎ハ沼館より段々八沢木村寄郷共回村ニ出掛申候、我等ハ下境寄郷之方江回村、処々田面見分致候処、此節小切又は代掻最中ニ御座候、随分尺取り候方ニ相見得申候、塚堀村ニ昼食、角間川村江罷越泊申候、

但シ御足輕左太郎召連候而黒川村ニ而今晚壹宿為致候而、直々明日阿氣村寄郷共田面吟味致候而未夕尺取兼候村々は親郷阿氣村江申通候而、長百姓之内附置、敵ニ為尺取候よふニ可致候段、左太郎江申含差遣候、

同八日

一 朝より黒丸五郎兵衛并御開田御用添之者共角間川村肝煎同道致候而、当春中雪汁洪水ニ而堰筋之破損処并夏川の切場処見分ニ罷越申候、

同九日

一 昨日見分ニ相及候御普請処江今日より人足を差出候而為取掛申

候、我等事ハ疝氣之為腰痛候故御用掛リニ而居候、甚七・吉多郎・市左衛門・権三郎右四人江篤と申合候而、御普請処江附置申候、

同十日・同十一日

一 昨今御開田御手入ニ相成候御普請江終日附添候而差図致候、

同十二日

一 角間川村出立候而田村ニ而昼食、諸方回村致候而、田面村毎ニ見分致候処、此節小切・代掻最中ニ有之候、

一 今年ハ正月末より二月末頃迄日々之よふ雪、春農甚相後候処、三月ニ相成雪消、当月昨日前より打続快晴之為農事も尺取り候、昨今共ニ単物着致候、

一 角間川村御開田処繕御普請之内少々相残候分ハ、右御用掛リニ而居り候十日町村市左衛門・角間川村甚七・吉太郎江右御普請場処江昨日召連候而、罷越候上篤と御普請之義差図致候、

一 仁井山村之内御役屋御備山江杉植立御用掛被仰付候而罷有候得共、如何共手違無之候故、先月晦日湯沢御役屋ニおゐて役頭江御伺申上候ハ、右植立些と時節後ニ御座候得共、御足輕之内附添ニ差遣候而植跡見分の義ニ仕候而可然候哉之段申上候処御承知ニ付、御足輕文右衛門江申付候而、右附添并植立方之趣申合候て、当月七日より仁井山村江差遣候処、杉植立仕舞候而今朝

角間川村江罷越申候、四千四百本植立候内三千六百本ハ横手給人郡方産物御用掛石川八左衛門より御取候分、八百本ハ仁井山村重吉・市左衛門兩人より寄植之分ニ有之候、

一 今晚薄井村ニ而一宿、村々田面小切・代掻最中ニ有之候、

同十三日

一 薄井村出立候而諸村田面見分吟味致候而、昼食なしニ而浅舞村御役屋江罷越候而役頭江田面吟味形并角間川村御開田処之内破損之分繕御普請、夏川留場処等之事申上候、此節吟味役喜右衛門・弾之助居り合申候〔但シ惣兵衛詰合居候処、今昼食後より回村ニ罷越申候〕、

同十四日

一 四郎左衛門回村相済候よしニ而御役屋江罷越申候、

同十五日 月食、亥ノ七刻左ノ下モより皆既、

一 忠藏・純五郎回村向より御役屋江罷越申候、

同十六日

一 今日御用済ニ相成候俛角間川村江引移り申候、且ツ役頭ハ横手・三内江今日より御出候付、御吟味役喜右衛門御同伴ニ有之候、忠藏ハ湯沢御役屋江引移り、其外之衆ハ直々浅舞御役屋ニ

居り申候、

同十七日

一 角間川村御開発御前川口前阿気村地形之内、乗上ケ下タより水引取候付、右場処江夏川留致候付堰根百間余口前幅五間、深サ四尺位ニ致候て、今日より人足遣ひ候故、右江附添申候、

同十八日

一 昨日之通御開田堰根口前堀立江附添申候、

同十九日

一 昨日之通り、

同廿日 先月廿九日より雨無之、昨晚より降、

一 昨晚より之雨ニ而堰地盤より水出候而、如何とも堀立候義ニ不相成候俛、今日ハ右場処江罷越不申候、

同廿一日

一 昨日之通り、但シ川水も沢山ニ相成候故川留候事相叶不申候、猶口前堰口浅ク候故、いま式尺位も堀込候而、夫レより川留可致義ニ申含候、一昨晚より未タ雨ニ而いよ／＼川水沢山ニ相成候、引水次第第二堰口堀立候様手配ニ申含候、

同廿二日

一 役頭今日浅舞御役屋御出立ニ而御帰り被成候処、今宿村御百姓文兵衛深井村野形之内不少桑畑伐開候よし、右御見分候而、夫レより角間川村松田新田村川筋変地御見分、御開田場処共ニ御見分候故、先頃御役屋江罷出候節今宿村迄罷越可申候よし被仰含、今日早朝同村迄罷出申候、夫レより処々御見分被成候而、角間川村江夜六ツ過着、

但シ御開田処堰根口、阿氣村地形之内乗上ケ下タより御見分、夫より舟ニ而松田新田村川筋を御見分候なり、

同廿三日

一 役頭昨日御見分、川筋如何共六ヶ敷場処故今日又々再御見分候而、右御普請時之義我等江篤と被仰含候間、不案内ニ御座候俣四郎左衛門立会之上ニ時仕度候段申上候処、左之通ニ可仕候よしニ而普請之模様之処御差図、猶角間川村御開田処新中嶋江打付ケニ相成候、川処之義も被仰合候て今昼後角間川村御出立、御帰り被成候、

一 御開田御入料是迄請払之分為書出候而役頭江差上候、猶右御普請之義而已ならず御開田之事ニ付品々御入料ニ相成候義御同上候処、何分勝手ニ尺斗可申候段被仰含候、

一 角間川村水除土手、昨年中洪水ニ而両度破損ニ而、右普請致候

処七拾七貫文余之入料ニ相成候間、御開田方御備錢之内より右無残拝領仕度候よし、肝煎幸四郎願ニ御座候俣、役頭江御同上候処、右水除土手ハ御開田無之候而も普請不致候へハ不相成候筈、且ツ願申立候而之普請ニ候得者、百石五拾人之至人足并御高割ニ相当候人足連も不指出候へハ不相成候故、七拾七文余之内半通り御開田方より拝領可被仰付候間、此段可申渡候由ニ而直々幸四郎江此義申渡候、

一 根田弾之介今日角間川村ニ而馬調致、右御用相済候間明日出立罷帰り候趣ニ有之候、御用之義候故、今晚宿元肝煎幸四郎処江罷出候而申会致候、

同廿四日

一 御開田堰根乗上ケ下堀立候堰浅ク候よふニ相見得、依而今日又々為堀候ニ付附添申候、

一 弾之助御用済ニ相成、今日角間川村出立、帰宅致候、

一 今日御普請処江罷出候処、長百姓を以申出候ハ、昨廿三日晩津輕者之由ニ而親子三人連ニ而木賃宿九郎兵衛処ニ而一宿、今朝出立之節急段病氣差起り俄ニ医者文庵相招候而容子見セ置候処、誠ニ変症ニも候哉、薬をも不相用病死致候段申出候付、今晚肝煎・長百姓共先立ニ而御檢使ニ罷越候、

但シ夫婦者ニ候故御檢使ニ相及申間敷とハ存候得共、旅人之事ニ候間見分致候、右御檢使書記シ候故爰ニ略ス、

同廿五日

一 御普請も出来候故休居候、川普請立会見分可申よし二而四郎左衛門浅舞御役屋江罷出申候、

同廿六日

一 今日四郎左衛門同様川見分可申候处、昨晚より雨ニ相成出水ニ罷成候事故見合セ居申候、

同廿七日

一 今日も少々雨ニ候得共、角間川・松田新田・阿氣右之三ヶ村之分川普請处、四郎左衛門立会之上見分致候、

同廿八日

一 昨日見分致候川普請畔江取掛候得共、杭御請負仕度上溝村之この候よし、阿氣村権三郎取次を以申出候处、右之口段相成不申候故畔出来ニ相及兼候、依而権三郎催促之上右御請負申出之当人江申談候而、明朝迄之内杭代付差出候義ニ申合差出候、

同廿九日

一 此間見分致候松田新田・角間川両村之畔今晚漸々出来致候、山方喜右衛門御用明ニ相成候よし二而、今日浅舞御役屋出立罷帰

り候二而、急度川村ニ而御逢申候、

同晦日

一 昨晚出来之川普請畔、今日役頭江仕送申候、

一 四郎左右衛門、今日袴形村之方より薄井・阿氣辺之御普請处見分候よし二而、角間川村出立、

一 我等事ハ角間川村御開田方御用も相片付候俣同处出立、田村ニ而昼食、浅舞御役屋江引移り申候、此節同役純五郎詰合申候、四郎左衛門江今晚参候、

小五月朔日

一 根田弾之助より申来候は、先頃角間川村ニ而病死致候津輕御領民伊三郎義ニ付尋問書不委ニ候故書次可申、猶又当人女房江合力ニ而も致候哉、且ツ女斗ニ候故、御領内中駅々より歩行夫を以津輕表迄仕送候様、役頭御指揮之段申来り候、

同二日

一 昨日弾之助より申来候義今日役頭江御挨拶左之通申遣候、猶書次候尋問書ハ御檢使控江相記ス、

一 此度角間川村ニ而津輕御領民伊三郎病死仕候付、右尋問書先頃仕送差上候处甚不委之よし恐入奉存候、依而別紙を以又々申上候、右ヶ条之義ハ最早ニ相尋候得共病死ニは紛も

無之、且ッ当人女房外ニ意念も無之事ニ御座候俣、先頃差
上候尋問書江相除き候、

一 伊三郎女房江合力等之義、且津輕表迄ハ当御領内駄々江歩
行夫を以仕送候様被仰付候得共、実ハ右之事一向ニ心付不
申候、二日逗留仕候而出立申候得者如何共今更残念とハ存
候得共無抛次第二奉存候、

右女逗留中旅籠代并出立之節老貫貳百文合力吳申候、

同三日

一 四郎左衛門御普請処見分致候付、今日御役屋より東里・深井両
村見分之上直々雄勝郡江罷出申候、

同七日

一 四郎左衛門御普請見分御用相濟候よしニて今日御役屋江罷歸り
申候、

同十六日

一 今日より阿氣・下境・角間川右三ヶ親郷・寄郷共ニ植仕附後レ
候村々も有之ニ付、回村見分致、薄井村ニ而昼食、阿氣村ニお
ゐて老宿、御足輕左太郎召連候、純五郎も今日より回村ニ出
掛候、御足輕伝蔵召連申候、

但シ当月十一日より御足輕左太郎・勘六・伝蔵・文蔵右四人、

平鹿東西之村々差回シ候処、未タ植後候村々も相聞得候俣、
今春より手分ニ被仰付候村々江銘々ニ相回り、四郎左衛門ハ
御役屋ニ居り候而日々ニ日帰ながら明日より浅舞・醍醐右両
親郷并寄郷ともニ回村致候趣ニ有之候、

同十七日

一 今朝阿氣村出立、川西・十日町村より段々田面見分、角間川村
ニ而昼食、夫より門目村・田村・百万刈村見分候而、黒川村ニ
而老宿、

同十八日

一 黒川村出立、夫レより段々回村、田面見分、横手町江罷越候而
昼食ニ御用有之、直々老宿、

同十九日

一 横手町より昼食なしニ而浅舞御役屋江着、此節山方喜右衛門切
支丹御調御用ニ而、同御役屋江罷越居り、同役四郎左衛門詰合
候、

同廿一日

一 片岡矢右衛門、当十九日御会処より差出候書状遣候、左之通り、
依而山方喜右衛門・鯨岡四郎左衛門江取合候処、雄平両郡之内

二郡方支配ニ歩行並御奉公之者無之趣ニ御座候、此段罷歸之上古風国礼吉可申談候間、矢右衛門江ハ別ニ返答不致候、

上略、郡方支配歩行並之者両郡ニ無之哉、如何様御差心得之筈故、御吟味之上古風国礼吉迄被仰渡候、右は御取調之筋有之、御記録方より被仰渡、礼吉御取り纏ニ付如此申上候、右可申上不備、

五月十九日

但シ雄勝郡之内ニも無之候間、此節詰合之同役小栗・田処江不申遣候、

一 関純五郎回村御用済ニ而今日御役屋江罷歸り候、

同廿二日

一 山方喜右衛門、切支丹御調御用明ニ相成、今日当御役屋出立、久保田江罷歸り申候、

一 当御役屋詰同役一統御用済ニ相成、明後廿四日出立罷歸候ニ付、横手同役吉沢助左衛門江廿五日より詰合候よふ、今日態夫を以申遣候、

一 当処江差出候御扶持手形左之通、

米壺石三升五合請取申候、右は郡方見回役加勢ニ而、平鹿郡浅舞村御役屋詰当戌正月廿四日より同五月廿三日迄日数百拾九日之内五拾日雄勝郡湯沢町御役屋詰并他村回在日引残六拾九日分、但壺日五合三人御扶持方於当処被渡下候時、以上、

文政九年戊五月廿四日

名前印判

浅舞村肝煎殿

同廿三日

一 同役吉沢助右衛門、今昼横手より当御役屋江交代ニ罷越申候、

同廿四日

一 今日同役四郎左衛門・純五郎・我等三人共ニ一ト先御用済ニ相成候俟、御役屋出立、角間川村ニ而昼食、刈和野村ニ而泊、

同廿五日

一 今朝刈和野村より三人共ニ出立、和田村ニ而昼食、在処江八ツ時過着、依而役頭江歸り御届ながら御用も有之直々罷越申候、

同廿六日

一 昨日罷歸候段御評定処并役処出勤、御届致候、

大八月廿二日

一 明日より回在致候付、御評定処江御届申上候、御添役吉川忠市郎、

一 御役屋詰御合力之分、当月廿四日より十月廿四日迄六拾日分今日請取候、

一 役頭今日罷出候、御用向之義御同致候、

同廿三日

一 在処出立、和田村ニ而昼食、刈和野村泊、

同廿四日

一 刈和野村出立、昼食なしニ而角間川村江着、

一 松田新田村新川御普請之處、当夏中四郎左衛門同然見分之上厝書相渡候処、先頃右村より願書を以申出候は、壹番ノ切長四拾間、貳番三拾五間と之厝ニ候得共、壹番長七拾間、貳番六拾五間位と申出候故、右見分致候様ニ被仰含候故、今日見分、縄張為致候処左之通ニ有之候、最初見分と違長間ニ相成候訳ハ、新川口前を上江登セ不申候得者水吞不宜候付、貳拾三・四間上江上ケ候故、其為右ニ準シノ切場処も登り候故長間ニ相成候、根元見分差図致候場処ニ候得ハ、間数も違ひ不申候、

同廿五日

一 昨日見分致候通、鯨岡江今日書状を以申遣候、

一 此度伊達より桑苗木三千本御下シ、村々江拝領被仰付候為、今宿村文兵衛巧者之よしニ而右被仰付被差登候ニ付、代金十壹兩

御藏元荒川勘助より請取、右文兵衛江直々相渡候、

一 同廿六日より御開田御普請江附添居候、

同廿七日

一 松田新田村肝煎與十郎御普請処江罷越申聞候は、当村新川御堀替被仰付、古川今日ノ切杭打立候処、最早打揃候間、何辺見分候様申聞故、八ツ時頃御普請処より舟ニ而松田村ノ切江罷出候処、上川舟相渡候ノ切被掛破舟致候故、右之容子松田村肝煎多右衛門取尋候処、上より荷舟相見得候間、人足共之内走セ候而、古川ハノ切新川通舟可致候趣申聞候得共、新川江舟乗入候模様ニ不相見得候間、多右衛門并多人数出渡り居候人足ニ迄新川通舟可致候、万一古川ノ切御普請処痛メ候得者縄を掛候扨と声々ニ申聞候得共ノ切江乗入候義誠ニ乱妨之致、今更当惑之次第之段申聞候故、舟頭召寄セ名前取尋候処、大保村福松と申ものゝよし、右ノ切江乗込候段誠ニ狼藉之致方相胆之次第第二有之候、如何致シ右ノ切江乗入候哉、取尋候処、何角不取合返答ニ候故、何レ追々御取尋被成置候間、此義左ニ可相心得申渡候、何ニ致候而も荷品流失ニ相至候故人足共差出候故、其場処深く堀レ可申候故、早々荷品取り運可申候段、舟頭福松江申渡、日暮ニ相及候間、宿元江一ト先罷帰り候、

同廿八日

一 松田村肝煎與十郎罷越申聞候は、今朝舟取片付ノ切処見候処、測之よふニ相成如何共繕ひ普請可仕候手段無之候故見分呉候様

申来り罷越、直々見分致候処、既ニ九尺余壺丈位之深サニ相成り、其上右深サニ水被纏候為、新川口之水戸逃如何共無心元、新川口前ニ至り候故、小栗忠藏川普請同役之内ニも巧者之仁也湯沢御役屋江詰合候故、右取合之書状差遣候、御用違候て立会見分候様ニ申遣候、

同廿九日

一 大保村肝煎江昨晚書状を以今朝舟頭福松同道可罷越候段申遣候、御檢地役須田形右衛門・岡村源藏、角間川村御開発之義ニ付堰下タ土手下タニ相成候分立会之上見分、御張紙ニ相成候分之義ニ付今日回在、直々同宿居候、

一 今日暮ニ相至り大保村肝煎病氣之よしニ而長百姓七郎兵衛、舟頭福松同道罷越候間、先日松田新田村へ切御普請処舟ニ而乗破り、破舟ニハ相及候得共、上之御普請処如何致舟乗込候哉、甚以狼藉之致方ニ有之候段尋候処、古川乗り候而も不苦候趣申聞候者有之候為乗込候よし故、右御普請場ニ同村肝煎始長百姓・人足共ニ至迄既ニ六拾人余居合候故、木内村下タ江人を走らせ是非新川乗可申候、古川江は杭打揃候段申断候得共一円ニ不聞入候哉、古川之方江乗入候模様故、肝煎始人足共迄も新川を通舟可致候趣声々ニ申聞候得共古川江舟乗入候よし、且ツ古川是迄之通り通舟相成義ニ候得者態二人を差出シ古川を乗り可申段差図可致よふ無之候、此義相分レ可申上候、右而已ならず御答

ニ困り候間此方より左候ハ、御不審ヶ条書差遣候故、右江御答可申上候段申渡候処、無筆ニ御座候間村方江罷帰り相認候而差上度候趣、長百姓七郎兵衛申聞候故、願之通申渡候、猶其節七郎兵衛江舟頭福松其村江預置、外出差留候段福松同様申渡差遣候、

同晦日

一 舟頭福松義松田新田村於御普請乱妨之次第、久府組合同役江今日一ト先申遣置候、

一 舟頭福松罷越不申候故、形右衛門・源藏同然ニ御張紙ニ可相成候場処立会見分ニ罷越候、若シ大保村肝煎・福松同道致候ハ、相控可罷有候段申置候得共、不罷越候よし故催促之手紙遣候、

小九月朔日

一 今朝も大保村より不罷越候間催促致候、猶昨日之通り申置、三人見分ニ罷越候、

一 小栗忠藏湯沢御役屋より松田村江罷越候よしニ而、立会見分可致趣使ニ候間、則罷越候而見分之上村方江御普請之義差図致候、猶忠藏斛之分久府江差遣候よふニ而、右之下タ書請取り候故近日中仕送り可差遣候、

一 鯨岡四郎左衛門より又七郎殿刻付御判紙ニ而申来候ハ、先頃文兵衛江被仰付候而、伊達より被差下候桑苗木五千本之よし、然

ハ三千本ニ文兵衛江申附候義如何ニ候哉申来候間、則今晚態夫を以今宿村文兵衛江申遣候ハ、根元役頭より被仰含候ハ三千本之趣ニ有之候、承り違ひも難斗候故、回在之節端書致候故、右吟味致候処、是二も三千本と有之候、然ハ此度五千本と申来り候故、不足式千本之分幸便之節被申遣候而五千本都合ニ致シ先注文同様差下シ候義相成間敷候哉之段申遣候処、態ニ飛脚を以不申遣候得ハ埒明兼候段、今晚返答ニ有之候、

一 四郎左右衛門より阿氣村・檜岡村御普請相達候故、阿氣村之分今晚同村権三郎江相渡候、

一 右御当人より門目村砂引新川ニ御取立候段被仰含候間、見分之上早々料可差出候義申来候、

一 大保村より今日長百姓之よし罷越候得共、一向ニ不相分、当人ニ候故早々舟頭福松同道罷越可申候義申含差遣候、

同二日

一 大保村より今朝も罷越不申候故、御開田処御張紙ニ相成候分三人共ニ見分、猶手元ニ而は門目村砂引をも見分ニ罷越候故、大保村より罷越候ハ、相控罷有り可申候段申置候得共、七ツ頃迄も罷越不申候故催促之手紙差遣候処、夜中ニ相至り長百姓之口ニ而左吉とか申もの罷越、申条ニは、舟頭福松御答書難差出趣候段申聞候故、何之為御答書難出候哉、甚以不屈之至候、左候ハ、何之訳ニ而御答書難差出と申訳書載ニ相認可差出、且ツ舟

頭同道早々可罷越候義申渡候処、又々七郎兵衛・左吉兩人罷越、明朝迄相控呉候よふ達而之願ニ御座候間、願之通申渡差遣候、四郎左衛門江今晚書状相認候而左之通、

一 今宿村文兵衛江桑苗木之事委曲之義前ヶ条ニ相記候故略ス、
一 松田新田村へ切御普請忠藏立会、村方江申渡候義并諸品御入増ニ相成候分御普請模様之筋共ニ委曲申遣候、

一 門目村砂引見分縄張之上間敷并切式ヶ処杭口ニ至迄有ら増相認候、猶砂引新川ニ御取立被成置候而は水戸不宜候而、新川江水乗申間敷候哉、絵図面共ニ差添遣候、

一 大保村福松件々未夕相片付不申候趣申遣候、

一 阿氣村猪岡村御普請料向江相渡候段申遣候、
右之通り相認候而、今晚伝馬役処江差出申候、

一 猪岡村江之料書状認候而、右江封込候而、黒川村肝煎江相渡、村送ニ而可差出候段申渡候、

同三日

一 大保村より今晚長百姓七郎兵衛と申者、舟頭福松同道罷越候得共、夜分之事故宿元ニ控罷有り候而、明朝可罷越候段申渡差置候、

同四日

一 今朝大保村長百姓七郎兵衛舟頭福松同道罷越候故、御答書為差

出申候、委曲別記ニ有り、

一 右之御答書鯨岡四郎左衛門江今日直々仕送差遣候、猶破舟之荷品ハ其品主共より之申出二付、松田新田村肝煎江請留為差出候而為請取候、舟は大保村肝煎より請留を為差出候段共ニ委曲申遣候、且ツ当秋より御開発ニ可相成候地処須田形右衛門立会見分之上、右御入料御忠進主十日町村市左衛門より斛書為差出候処、五百三拾貫文斗諸御入目二候処、百三拾貫文位ならて御有錢無之、右不足分御伺之上御指揮形早便被仰下候よふニ申遣候、且ツ市左衛門差出候右之斛書共ニ仕送り申候、

一 右鯨岡江仕送、昼食後より仁井山村江引移り候、右は御役屋御備山江明春杉植立処下タ刈并右村地形之内先年大森村赤川奎兵衛より御役屋江差上候、二ヶ山共杉すくり伐并式尺回り以上之分相調可差置候御用二付、右村江引移り候、

一 久府組合之同役跡部惣兵衛・関純五郎より申来候ハ、今年一統御毛見なし、依而右之御祝義於久府ニ役頭御催シ被成候故、十日迄之内ニ御用向大体ニも相片付候而、吟味役・見回役共二一ト先罷歸り可申候段被仰含候趣ニ而、豊田五右衛門・小栗忠藏・田処主鈴・我等名ニ而申来候故、今日直々湯沢詰小栗・田処江右書状差遣候〔但シ今年六郡共ニ御毛見願村々より申出無之〕、

同五日

一 関純五郎江今日書状を以豊年御祝義ニ付一ト先罷歸り可申候段被仰含之義被仰下候得共、御覺之通種物氣ニ而未タ不相止候而棄用罷有り候故、近頃我俣なから罷出兼候間、何分可然取扱異候様ニ申遣候、

一 大森村赤川奎兵衛より仁井山村地形之内宇内山堤ヶ沢、右之処江先年右同人植立杉すくり伐致させ候、猶尺回り改候分左之通、
一 式拾九本 式尺回り 一 拾七本 式尺五寸回り
一 三拾式本 三尺回り 一 拾壹本 三尺五寸回り
一 壹本 四尺回り 一 壹本 五尺回り

右杉合九拾壹本、外二式尺回りより下タ、小杉之分ハ沢山ニ有之候故、追々木数を取調可申候、

同六日

一 今日湯沢御役屋詰合田処主鈴江書状を以左之通御足輕左平江御申合被下候様申遣候、

一 雄勝郡新町村御百姓共之義ハ無殘他村ニも類之無之極貧之者ニ候処、先頃角間川村より書状〔御足輕左平江〕ニ而、最早早稲之分刈立候筈故、万一右當時より他払か又は心之俣飯料等ニ被致候而ハ、当御収納を始御役屋御備米錢其外他借之諸年賦共ニ不少有之候故、右吟味致候而左之不埒無之よふニ取扱可申候段篤と被仰含候て、其村肝煎・長百姓江も申渡、猶田表江出居り稲刈取候者有之候ハ、右吟味

之上村印可致候様之義共ニ委曲今日田処江申遣候而、御足

輕江御申含被下候ニ致候、

一 大森村赤川左兵衛より御備山ニ御役屋江差上候ニヶ山之内、仁

井山村海道南江通り候道之脇東方ニ相当り畑有之、其脇ニ田表

江行候細道と境ニて、字雷電と申候て、先年より植立杉有之、

右杉すくり伐并尺改為致候分左之通りニ有之候、

一 九拾七本 式尺回り 一 五拾三本 式尺五寸回り

一 四拾本 三尺回り 一 拾九本 三尺五寸回り

一 三本 四尺回り

右杉数合式百拾式本、其外式尺回り下より小杉沢山有之候

故、右之分追々回村之上惣数取調可申候、

同七日

一 当春中横手より杉苗木四千四百本取寄候而字大仙ノ沢と釜ヶ沢

之間平江、御足輕文右衛門附置候而為植立候分之内、根付兼枯

候分有之、右江植継千五百本為致候、右苗木仁井山村畠山市左

衛門取立分ニ有之候、

同八日

一 昨日残之分并十八坂之下夕長根通江千本植させ申候、右苗木市

左衛門取立之分ニ有之候、

同九日

一 仁井山村より昼食なしニ而角間川村江引移り候、

同十日

一 又七郎殿御判紙ニ而鯨岡四郎左衛門より書状今朝相達候、右御

用ハ先頃仕送候六郷西根村之内大保村舟頭福松義、松田新田村

ニおゐて川御普請ノ切江舟乗込候為右御普請破損ニ相及候一件

ニ付御答書を取り差遣候處、右ヶ条之内吉川通舟不苦と申もの

有之段御答申上候、右いつれ之村方之ものニ而名前誰と申義取

尋可申趣ニ候故、則右村肝煎江書状相認、態夫を以左之通申遣

候、

其村舟頭福松御用有之候故、其元不快ニも候ハ、長百姓之

内同道致候而角間川村宿元迄早々御越可申上候、

九月十日

一 右之通申遣候處、夕方迄ニも罷越不申候故又々書状相認態夫を

ニ而申遣候處、日暮ニ相及右村長百姓之よし左吉と申者罷越申

条ニは、舟頭福松此間病氣ニ而外出不相成候段申来候故、左候

ハ、右病氣ニ而外出不相成候義村方より書載を以明早朝無間違

可差出候事申渡差遣候、

同十一日

一 又七郎殿戻り御判紙附ニ而鯨岡四郎左衛門江申遣候は、昨日六

郷西根村江申渡候得共、右返答既ニ日暮ニ相及候得共返答無之、依而八槻学兵衛六郷村辺回在之よし、右当人江委曲申達候趣申遣候、

但シ右同村ニ致候而田処主鈴江湯沢町御藏元共江之差図書御割判取候分遣候、

一 又七郎殿御判紙添申ノ中刻出シニ而、八槻学兵衛江六郷西根村之内大保村舟頭福松先月松田新田村新川御普請右ノ切ニおゐて当人乱妨之義ニ付、其節御答書為差出候処、右ヶ条之内古川舟乗下り不苦段申聞候者有之趣申上候、右いつ方村誰と申もの候哉之義取尋可申候付、昨朝同夕方両度手紙ニ而態夫を以肝煎方江申遣候処、暮過ニ相至り長百姓左吉とか申者罷越、福松事病氣外出不相成趣故、左候ハ、其段書載ニ而明早朝無間違可差出申渡候処、何レ返答無之、郡違ひニ無之候得者其村江引移り候と也、又御足輕也差遣取扱形も有之候得共其義ニ相及兼候故、右舟頭角間川村宿元迄申遣候様ニ致度、無左ハ其先御取扱被下候と也早々被仰下度、猶右ヶ条之内御不審義をも委曲ニ相認差遣候、

一 今暮過大保村より長百姓之よし吉右衛門と申者罷越書載持参致候、右披見候処、大旨左之通ニ御座候間、不相当之申立二候間返置候、

舟頭福松義病氣之段申上候処入寺致居り候趣、当人女房申聞候よし、依之恐入候段申出候、

但シ此節吉右衛門江申渡候は、根元福松義外出を差留、郷中江追而御沙汰之有之迄預置候当人ニ有之処、昨日病氣之趣申立候故弥病氣ニ而外出不相成病体ニ候ハ、其義書載を以可申出趣、其村長百姓左吉江申渡差遣候処、只今ニ相至り又入寺致候趣旁不取合次第二候、何方寺ニ居り候哉、吉右衛門取り尋候処、六郷村浄光寺ニ居り候義故早々只今より右寺江罷越福松是非ノ明早朝迄ニ召連レ可罷越候段申渡候処、畏候趣ニ候、

同十二日

一 八槻学兵衛より昨日之返事左之通戻り御判紙附辰ノ上刻出、北檜岡村より差出候書状、今未ノ上刻角間川村江相達候、

上略 昨夜九ツ時過北檜岡村江相達致披見候、然ハ大保舟頭福松事被仰下神宮寺村詰合御足輕江申合、福松より御答書差出候様致候間、左ニ御心得被成下度、小生事も御普請見分ニ而御用込之事故如此申上候、六郷詰合ニ御座候ハ、当人催促致申度御座候得共、北檜岡村江催促致候事ニ候得者遠道ニ御座候間、御足輕御足輕差遣候故、左ニ御承知被成下度奉存候、猶又七郎殿戻御判紙差上候間御入手被成度奉存候、以上、
九月十二日
八槻学兵衛

湊曾兵衛

一 大保村長百姓吉右衛門罷越申聞候は、昨夜六郷村浄光寺江罷出

候処、福松居り合候間召連可申候処、淨光寺方丈申条ニは、当
人御用ニ候ヘハ相渡候義宜候得共、其方見候通病氣ニ候故明後
日迄当人御催促之処村方ニ而取扱可申よふ、方丈達而之申条ニ
御座候俟、無扨任其意候間、明日迄相控呉候趣ニ有之故、左候
ハ、明昼迄之内ニ同道可致申渡候、

一 八槻学兵衛より前条之通り返答ニ候故、吉右衛門罷越申開候趣
并御足輕を以御答書御取り候て昨日申上候通之ヶ条御不審之義
間違不申よふ、篤と御足輕江御申合被下度、猶御沙汰有之迄外
出差留村方江被預置候処、如何差心得外出致候哉之義をも御答
書御取り被下候よふニ相認、直々大保村吉右衛門江相渡、早々
北檜岡村迄仕送候趣申渡差遣候、

但シ吉右衛門江申含候は、明昼迄之内ニ福松角間川村江病氣
能候ハ、同道可罷越、其郡御足輕罷越義も可有之候故、我等
差図ニ而角間川村江罷越候段可致挨拶、若シ難罷越病体ニ候
ハ、其段共ニ右御足輕江可申開候義共ニ委曲篤と申含差遣候、

同十三日

一 先頃仁井山村江罷越候節、大森村赤川より御役屋江献上仕候両
山惣杉有体取調候よふ、右村肝煎十吉江申付候処、今日右書付
相達候、

一 字堤ノ沢又夕館平又夕両山共

惣杉千六百四拾本

内九拾壺本先頃調候式尺回リ以

上之分

残千五百四拾九本

式尺回より以下小杉共之分

一字野沢雷電

惣杉千五百拾八本

内式百拾式本

但し此分先頃調候式尺回以上之

分

同九百四拾六本

但此分式尺回リ以下小杉共之分

一 六郷村淨光寺より使僧を以大保村福松義此度不調法之筋二付、
当院江入寺致居り候段申越候故、右当人入寺と申義ハ不相成候、
其詮御答書之内是非今一応御吟味不被成置候ヘハ不相成義有之
候故、早々当人差遣候よふニ可致候段申渡差遣候、

同十四日

一 大保村長百姓之よしニ而七郎兵衛・吉右衛門右両人舟頭福松同
道罷越候間、先頃久府より申来り候通御答書之内御不審之処取
り尋候処、外ニ申開無之候よし、猶外出御差留之処いつ方より
か差図得入寺候哉段相尋候処、是以いつれ江も相伺不申趣ニ候
間、此義をも御答書江為載申候、猶村方より書載為差出候事ハ
村方ニ而預り置候当人我俟ニ外出為致候段恐入候訳を相認させ
申候、(但両人長百姓江猶為答之、福松義御沙汰有之迄外出差留
村方江預置候義申渡候)

但シ右御答書と村方より差出候書載、外ニ先頃久府より相達

候御答書共、都合三冊取揃候て、又太郎殿戻り御判紙添二而鯨岡江今申ノ上刻出シ二而久府江仕送り申候、但外二も御用之義申遣候、

一 八槻学兵衛江書状を以今日福松御答書此方二而相極候段申遣候、

同十五日

一 御開田堰福嶋村より下モ中木内村迄堰広々、并福嶋村屋敷辺江水除土手築立共二今日迄二而出来致候、

同十六日

一 今日より字居揚り野形江水除土手惣間数百八拾七間、右築立江取り申候、

同十七日

一 右御普請処江不相変出張、

同十八日

一 右土手今日出来上り二相成候、依而右場処江築立堰根百四拾間、是江普請二取掛り候、

一 此間久府組合同役江取り合二差遣候御用向之義、一昨日返答二は、近日中役頭御回在故、其砌御指揮有り候段、跡部ハ鯨岡・田処・関より申来り候、

同十九日

一 役頭又左衛門殿・同役惣兵衛共二今日当処〔角間川村〕一宿、回在被致候間、仁井山村地形之内赤川亥之松より御役屋江差上候杉数尺調木数共之書付、役頭江差上候、

同廿日

一 役頭御同道致候而、御開田処并此度御普請被附置候角間川・板井田・松田新田右三ヶ村共二川見分之上差図之趣三ヶ村江申渡候、今宵佐々木政吉・鮭網木屋二而老宿、此節浅舞御役屋より山方喜右衛門も右木屋迄罷出候、

同廿一日

一 昨日御見分残之場処御見分、田村二而昼食、役頭并山方・跡部共二浅舞御役屋江引移り、我等事は角間川村江罷帰り申候、又七郎殿并金易右衛門殿〔御勘定奉行〕養蚕方之義二付桑畑御取立処村々見分被致候よし、当月末か来月始迄二ハ回在可被致義も可有之候故、其節平鹿村々并湯沢辺迄御供致候而、諸事村々不案内之処も可有之候故、差図可致、猶桑畑取立候義をも其村より右よふ之事為致候而は却而差障り二相至候村も有之候故、其段共二右兩人江御同様回在可申上候よし、役頭被仰含候、

同廿二日

一 御開田処御普請被附置候分有之出張致候、

同廿三日

一 御伺致候御用有之、浅舞御役屋江罷越候、

同廿四日

一 下堀村地形之内御開発ニ可相成候処有之候よし、今宿村文兵衛御注進申上候付、右場処江役頭并御檢地役佐藤兵吉・坂本吉右衛門、同役惣兵衛・我等共ニ見分ニ罷越候、

同廿五日

一 明年植立ニ相成候稲草、兼而被仰渡、村々より書上致させ候而、左之通之稲種御停止被仰渡候、

○奥車 ○浅草 ○清水 ○浅草かむそふ
○清水かむそふ ○近なり ○文随 ○車豊後
○浅草豊後 ○大和返り

同廿六日

一 仁井山村御備山杉員数取調并右尺改之書付共ニ役頭差上候、且ツ村々角間川・阿気・下境・田村右四ヶ親郷之分極窮人取調纏共ニ差上候、

同廿七日

一 湯沢御役屋詰同役四郎左衛門・純五郎江此間御取調ニ相成候明年より植立御停止ニ相成り候稲草之分書付ニ而申遣候、

一 此間役頭江申上候は、角間川村長百姓甚七義、同処御開発御用掛り最初より被仰付罷有候処、其節より日々御普請処江罷出候而格別辛勞致候故、調錢百貫文拝領被仰付候よふニ願申上候処、当戌年より八朱五ヶ年割を以拝借之義ニ被仰付候間、依而此段幸ひ黒丸五郎兵衛江相頼、甚七江差遣候証文之事ハ近日中ニ我等角間川村罷越候砌差図可致候段共申遣候、

同廿八日

一 小瀬又七郎殿〔御家老〕・金易右衛門〔御勘定奉行ニ而養蚕御用係〕、御物成川筋野形空地江桑植立ニ可相成場処御見分候よし申来り、依而今日より惣兵衛・我等手分致候而、泊り・昼処并道々見分致候、

一 役頭今日湯沢御役屋江引移、
一 西野村ニ而昼食、今宿村泊り、

同廿九日

一 今宿村出立、大森村昼食、角間川村江着、

小十月朔日

- 一 御開発御普請江附添致候字松・小糸、右は角間川・新角間川・門目右三ヶ村入会之野形二候、其内角間川給人御仲分とて畑二相成候処も有之候得共、右畑二開候分ハわすかしき場処二候、郡方吟味役片岡矢右衛門より跡月廿九日刻付之町送、今亥之刻相達候、右は又七郎殿御回在之御日限并供人等之義、金易右衛門江相伺候処、来月七日方二相成可申、猶又太郎殿御人数八十七・八人之よし、金ハ六・七人、外ニ養蚕御用係之内三・四人ニ可相成候よし、且ツ壺日二八・九里斗宛之積を以泊昼共二可心掛候段申来り候故、則湯沢御役屋ニ居り候故、同刻附之町送を以跡部惣兵衛江右書状差添役頭江御伺之上、何レ御指揮之義矢右衛門江も可被申遣候段共ニ申遣候、

同二日

- 一 先頃見分致候村々江今日回状を以又七郎殿当七日方より御回在之段久府より申来り候故、早々道橋共ニ手入可致候、猶御日限・惣人数等之駈と相知候上追々可申渡候段共ニ委曲相認申渡候、御開田御普請処江出張、
- 一 鯨岡四郎左衛門より昨朔日附之書状到来、役頭明日御出立之段申来り候、
- 一 新町村之義ニ付相談之上右村江引移り取調致度事有之候故、湯沢御役屋迄可罷越候義、右同人より申来り候、

同三日

- 一 鯨岡江今日申遣候は、新町村之義ニ付可罷出候段被仰下候得共御聞及之通又七郎殿当七日方より御回在之よし、左候而ハ万事不都合之取調ニも相至り候間、何分此度之事ハ可然候様無心置御取合ニ不相及候間、御取扱被下候よふ返答致候、
- 一 跡部江又七郎殿高尾田村昼之節、膳器之類悪敷候ハ、前郷より借レさせ申度、猶料理人角間川村より差遣候而ハ余り手遠ニ候間、湯沢か前郷より相頼候事ニ御取斗意被下度段申遣候、

同四日

- 一 不相変も松山原御普請処江出張、扱今日之あつさ誠ニ育ミよふ二候、珍敷秋揚ニ有之候、

同五日

- 一 今日雨天ニ付御普請相止候、

同六日

- 一 此度又七郎殿御立之義、七日久府御出立ニ而九日晚角間川村御泊ニ而御回在之段、根田孫之助・片岡矢右衛門より今日書状相達候、
- 一 右ニ付同役惣兵衛、浅舞御役屋より今晚当処角間川江罷越申候、

同七日

一 仙北郡吟味役岡田清藏より今晚書状相達候、又七郎殿七日御出立之義ハ御延行被成置、八日ハ御精進候故九日ニ相成候も難斗、九日相止候ヘハ漸御延行被成候段被仰渡候旨申来り候、

同八日

一 回状を以昨晚清藏より申来り候趣、御泊・御昼ニ相成居り候村々江申渡候、猶治定之義相知候上可申渡候段申遣候、

同九日

一 当七日附久府出シ役頭より書状相達候、右ハ又七郎殿御回在之義九日・十一日両日之内ニ御出立之よしニ候得共治定無之候よし、右御日限相知候上ハ前廉ニ為知有之候段申来候、

同十日

一 昨夜役頭より申来候通り又七郎殿御回在之義、九日・十日両日之内久府御出立之御模様ニ候得共、御日限治定之義相知候上追々可申渡候段、御見分御通之村江回状を以申渡候、御泊り・御昼ニ相成居り候村々江ハ御回状を別ニ相認候而、両通ニ致シ差出候、

同十一日

一 当九日附二而役頭より書状を以又七郎殿御回在之義廿一日方ニ相成候由申来候故、則村々江回状を以此段申渡候、

一 田処江又七郎殿戻御判紙を以、外二兩人共二十一日迄角間川ニ御用無之候間、浅舞御役屋江引取り候故、御日限相知候ハ、刻付を以為御知有之候様、今日申遣候、且ツ御延行ニ相成候ハ、其段共ニ早速為御知被下候義をも申遣候、但シ惣兵衛・我等連名ニ而申遣候也、

同十二日

一 角間川村より惣兵衛同様昼食なしニ而御役屋江引移候、此節山方喜右衛門も詰合居り候、

同十三日

一 山方喜右衛門御用済ニ而今日御役屋出立、

同十五日

一 根田弾之助より申来候は、当春中御当人御回在之節西山通六ヶ村親郷江蚕種紙入用之村々寄郷共ニ取纏可差出之处、今以書出シ不申候故、当十八日迄二久府相達候よふニ取り斗意呉候よふ申来候、

同十六日

一 根田江昨日相達候書狀之返事蚕種紙六ヶ村親郷江今日申渡候へハ、十八日迄二仕送り候事ニハ間ニ合申間敷候趣申遣候、猶右六ヶ親郷江今日刻附回状を以十八日迄二取纏、御役屋江可差出候段申渡候、

同十七日

一 役頭より書狀ニ而又七郎殿此度尾回在ニ付、右御取扱形之義ハ先頃篤と御申会ニ相及候処、此間段々承り候得者、余り事高敷相騒候よしニ候故早々回村、御泊・御昼ニ相成候村々ハ不申及篤と可申含候義申来候、

一 仙北片付同役小野崎宇源多より今日大保村出シ之書狀、惣兵衛連名ニ而角間川・板井田・松田新田右三ヶ村川御普請処之内数ヶ処出シ川中江御普請被附置候付、如何共舟乗兼候段舟頭共より申出候付、右三ヶ村郷人召連見分致候処、舟頭共申出之通ニ候間、早々取払可申候、此節上浦より御米下ヶ置候故、御立会之上取払可申候義申来候、

同十八日

一 昨日役頭より申来候義ニ付、惣兵衛ハ植田村より下モ御昼・御泊村々江罷越申含、角間川村江罷越候而三ヶ村川御普請処小野崎宇源多江申遣、立会見分致候筈也、我等事ハ岩崎村より上、

御昼・御泊ニ相成候申含之為今日昼食前より湯沢御役屋江罷出候、此節ハ鯨岡・関詰合居り候、且ツ鯨岡江新町村ニ而当御收納を始、諸年賦手当成り如何候哉之段、其外申会致候御用も有之、依而右御役屋迄罷越候、

同十九日

一 御役屋江御昼・御泊ニ相成候村々催促致候而、又七郎殿此度御回在ニ付不相当之入料掛置御取扱致候義曾而不相成候故、此段差心得御取扱可致候、猶事ニ寄右入料書出シ為致候義も可有之趣共ニ申渡候、

一 昨十八日、小栗忠藏江書狀ニ而、又七郎殿此度稻庭沢目通をも御見分之よし、依而右沢目村々道橋共ニ手入致候よふ湯沢ニおゐて取り沙汰ニ候間、弥以右沢目御見分ニ候得者、手配形も有之故役頭江御伺之上早々可被仰下候義申遣候、

同廿日

一 湯沢御役屋出立、横手ニ而昼食、浅舞御役屋江罷帰り候、此節鯨岡御用済ニ而帰宅被致候故、横手迄罷越候、

但横手ニ而庄や共召寄セ候而、此度又七郎殿御回在御帰り之節、当御駅屋処ニ相成可申候故、其節手配不都合之義無之よふニ可致候段、篤と差図致候、

一 此間申渡候村々江治定之御日限相知レ候上、何日何ツ方村御泊

り・御昼ニ相成候段可申達候趣申渡候、

同廿一日

一 同役惣兵衛回村向より御役屋江罷歸り候、

同廿二日

一 西山通六ヶ親郷并寄郷共之分蚕種紙入用之村々有無書上候分取揃、彈之助江仕送差遣候、

同廿三日

一 惣兵衛同然、田村ニ而昼食、角間川村江引移り申候、

一 役頭より書狀ニ而、廿四日・廿五日、貞明院様御手回ニ候故、又七郎殿御回在之上様進料理ニ而可差上候義申来り候間、其段村々江申渡候、

一 大森村より伺ニハ、廿五日市日ニ御座候処、相止メ可申候哉之段申出候故、市立不苦候義申渡候、

一 田処より又七郎殿御判紙添ニ而、当廿二日巳ノ上刻出シ書狀亥之上刻相達候、右は又七郎殿御附添御用濟ニ相成候ハ、交代なし、兩人共二一ト先帰宅不苦候義ニ申来り候、

同廿四日

一 田処江昨日之御判紙添差添候而、此間役頭より御指揮之次第則

其時々村々江申渡、猶又七郎殿御昼・御泊ニ相成候村々過半之義致間敷、且ツ右御取扱之義共二篇と申含候趣、役頭江可被仰上候段共ニ申遣候、

一 又七郎殿今晚角間川村江御着、御宿黒丸五郎兵衛也、金易右衛門殿御宿ハ肝煎幸四郎、

同廿五日

一 又七郎殿角間川村御出立、十日町村御昼、但シ御昼之分ハ弁当ニ致候而、角間川村より持参、御人数上下拾八人、金ハ御昼なし、大森村御昼、薄井村小昼、今宿村御泊也、又七郎殿御宿ハ肝煎久兵衛、易右衛門殿宿ハ伊兵衛ニ而相頼申候、

一 今晚易右衛門殿被仰含候ハ、浅舞村佐藤宇一郎・村田四郎治養蚕方江桑苗木此度差上申候、猶当人共只今催促、養蚕方御用達之義申渡候処、当人共申条ニハ、私共義ニ仕候而ハ都而左様之義ハ郡方御指揮を得居り候身分之者ニ御座候間、何分郡方より被仰付被下度趣ニ候間、御手元衆より右御用達之義可被申渡候、左候上ハ、又七郎殿御逢被成候趣故、右之段畏入候得共、右御用達之義ハ私共より難申渡候訳ニ而、一ト先役頭右御含之筋も無之、手元より之差図ニ而ハ郡方之御指揮ニも相拘候段易右衛門殿江申談候処、其義ハ於久府又左衛門殿江も篤と御談差置候義故少シも不苦候、猶又右当人共ニ不相限、惣而養蚕方御用達被仰付候人別之事ハ兼而又左衛門殿江御談不苦事故、右兩人と

今宿村山三郎江も御用達之義可申渡趣故、同役惣兵衛相談之上右三人江養蚕方御用達被仰付候段申渡候处、畏入申候、又七郎殿御逢被成候事故、右御披露致、御請之御礼共二申上候、

同廿六日

一 又七郎殿今宿村御出立、西野村二而小昼、植田村二而御昼、八幡村二而小昼、山田村最禪寺二而御泊、

一 易右衛門殿ハ今宿村より西馬音内辺江御用之よし二而、其方江御出候而、最禪寺江又七郎殿御同様泊り、

一 田処主鈴より今晚申来候ハ、於御評定処奉行桜田喜一郎・御添役吉川忠市郎を以右近殿被仰渡候ハ、今年六郡老統御毛見なし二相済候義ハ畢竟農事吟味形兼而宜敷取扱致候故、右御祝義旁ニ金貳百疋拝領之段申来候、猶一円ニ回村不致候同役ハ百疋宛之よし二有之候、

同廿七日

一 山田村最禪寺御出立、小昼なし、相川村御昼二而湯沢御役屋二而小昼、岩崎村御泊、

但、湯沢御役屋小昼之義ハ俄之事故、最禪寺より我等事ハ直々御役屋江罷越差図致候故、吉川村江ハ惣兵衛斗罷出候、御役屋ニ純五郎詰合居候、又七郎殿江純五郎も御見舞致候、直々純五郎岩崎村江御供二而罷出申候、

一 又七郎殿今晚我等江御内々被仰含候ハ、明後晩は横手町二而屯宿之事ニ致候得共、同処二而泊り候得者内外彼是と勞煩之義共ニ斗ニ候間、相成候事ニ候ハ、別村ニ致呉候よふ御頼ニ相預候故、惣兵衛相談之上、左候ハ、外ニ御宿仕候村逆も無之候間、大国寺内村肝煎堀江平蔵宅ニ而御宿可仕候段申上候而、則平蔵江書状を以明後晩御宿ニ相成候段、猶我等明朝より罷越候而差図差図可致候趣申遣候、横手町江ハ又七郎殿御泊其訳相止、大国寺内村ニ而御泊ニ相成候段申遣候、

同廿八日

一 又七郎殿・易右衛門殿岩崎村御出立、増田村二而昼、川連村肝煎喜内〔但養蚕方支配人〕宅ニ而御泊、

但昨晚又七郎殿ハ石川平兵衛宅、易右衛門殿ハ御役屋ニ而御泊り也、

一 我等事ハ大国寺内村江罷越候ニ付、増田村江ハ惣兵衛斗罷越候、純五郎事ハ御用有之ニ付御暇ニ而湯沢御役屋江罷帰り申候、今朝より我等事大国寺内村江罷越候て料理方并万端之手配差図致候、歩伝馬之分ハ横手より取り寄不申候ハハ不相成候故、駅役人催促之上申含候、

同廿九日

一 又七郎殿大国寺内村江日暮御出候、易右衛門殿ハ川連村二而外

二御用之よし二而同村御泊申候、

- 一 今晩惣兵衛伝ひ二ハ、昨晩於川連村ニ易右衛門殿被仰含候よし
二而、西馬音内堀回村七郎右衛門義兼而養蚕江心を相用ひ、桑
取立等之義ニ付伊達本場江も折々罷越候、猶以来郡方・養蚕方
江自分もの入を以桑取立差上候付、往々出精形ニ寄り取扱可被
成趣ニ而又七郎殿御逢被成候よし、且ツ仁井田村宇右衛門調銭
千貫文三ヶ年ニ養蚕方江差上候付、是又又七郎殿御逢被成候よ
し、右錢上納済之上御取扱可被成候よし二有之候、
- 一 又七郎殿江今晩惣兵衛同よふ相揃申上候ハ、明日平鹿と仙北境
ニ而御暇拝領被仰付被成度申上候处、此間回在中、別而彼是勞
煩致候よし二而、塩□御手柄之内より壹羽宛被下候、

大十一月朔日

- 一 今朝又七郎殿大國寺内村御出立、直々我等・惣兵衛とも二御附
添、小昼なし二而郡境迄罷出候而、御暇之義申上候处、御昼金
沢村迄御誘行ニ付罷出、又々御暇之段申上候处、御泊六鄉村迄
可罷出候よし被仰含候ニ付、直々同处迄罷出申候、又七郎殿始
我等ニ至迄六鄉村御役屋ニ而泊り申候、

同二日

- 一 又七郎殿江御暇之義申上候处、今昼ハ小西儀八郎江御出、晩は
栗林與東治江直々御老宿ながら御出之よしニ付、御誘行ニ相預、

直々其方江罷出申候、夜中ニ至り惣兵衛同様御役屋江参り泊り
申候、

- 一 今日久府役頭江書状を以此間又七郎殿御回在ニ付、養蚕方御用
達被仰付候もの共之訳柄并御附添中之義共ニ委曲書状相認候而、
今日駄送ニ而申遣候、

同三日

- 一 又七郎殿昨晩御申二ハ、神宮寺村御泊迄御誘行之处、今日渡留
りニ而今晩も六鄉村ニ而御泊ニ相成候ニ付、押々願申上候而御
暇被下、直々横手町ニ而泊、

- 一 藤田喜内より外御用も有之回在ニ付、役頭より内々被仰含、又
七郎殿御回村中附添申候、仙北郡吟味役庄司小左衛門御誘行之
よし二而、是も雄平共ニ御回村中御附添被申候、

- 一 又七郎殿并易右衛門殿御回在ニ付、駕籠夫ハ村々ニ而繼立候而
ハ却而勞煩ニ候故、角間川村より駕籠功者之もの拾人撰、又七
郎殿江六人、易右衛門殿江四人ニ而、雄平御回村中通シ夫ニ致
候、右代料ハ御昼・御泊ニ相当候村々より為差出申候、老人ニ
付老日三百文宛の雇代ニ而相渡候、

- 一 小昼之分ハ御泊・御昼ニ相成候村々ニ而取扱、弁当ニ為致候而
持参申候、又七郎殿御通之村毎ニ手広之家老軒宛掃除為致差置
申候、右之家ニ而小昼差上候手配ニ最早より其村々江も申渡候
而差置候故、一円ニ手遣ひ無之候、

同四日

一 横手町ニ而今晚も外ニ申会御用有之、忝宿致候、

同五日

一 横手町出立、惣兵衛同然、昼食なしニ而御役屋江罷帰り申候、

同六日

一 惣兵衛事西馬音内前郷村江御用有之、今朝より右村江罷越申候、

同七日 同八日

一 昨今共ニ御備錢取立帳相認申候、

一 明日御用済ニ而一ト先罷帰り候付、左之通り手形相認、肝煎方江差遣候、

米四斗九升五合請取申候、右は郡方見回役加勢ニ而、平鹿

郡浅舞村御役屋詰、当戌八月廿四日同十一月八日迄日数七

拾三日之内四拾日、雄勝郡湯沢町御役屋詰并他村回在日引

残三拾三日迄、但忝日五合三人御扶持方、於当処被渡下候時、以上、

文政九年戌十一月九日

名前 印判

浅舞村肝煎殿

同九日

一 今日御役屋出立、田村ニ而昼食、角間川村ニ而泊り、

同十日

一 角間川村出立、神宮寺村ニ而昼食、刈和野村ニ而泊り、

同十一日

一 刈和野村出立、昼食なしニ而着、

同十二日

一 昨日御用済ニ而罷帰り候段御評定処江罷出御届申上候、猶役頭江罷出候而御用向之義申上候、且ツ御評定処江先頃豊年御祝義旁ニ付、貳百足拝領被仰付候御札共ニ申上候、夫レより直々役処江出願、昨日罷帰り候段詰開ニ相及候、

同晦日

一 明日より回在致候付、御評定処江御届申上候、

一 御用向之義、昨晚役頭江罷出候而御伺申上候、

一 御役屋詰御合力之分ハ跡部惣兵衛代判を頼候而、十二月二日より正月二日迄之分三拾日、都合貳拾日之分二日ニ請取り呉候様ニ相頼候、

小十二月朔日

一 今日出立、戸嶋村ニ而昼食、境村ニ而泊、

同二日

一 境村出立、神宮寺村ニ而昼食、角間川村ニ而泊、

同三日

一 角間川村出立、昼食なしニ而浅舞御役屋江着、此節吟味役山方喜右衛門・同役鯨岡詰合、吟味役根田弾之助植田村江回在之よし、

同四日

一 浅舞御役屋出立、弾之助江御用有之二付植田村江罷越、同人ニ逢、御用向相弁、同村ニ而昼食、直々湯沢御役屋江着、此節豊田五右衛門・同役小栗忠藏詰合居り候、

同五日

一 今日より御役屋御備金銀錢、当暮村々より上納分取立、本書江取掛り申候、

一 此間雪少々宛降り候得共、今以院内山中共馬足相立候、誠ニ珍敷年柄ニ候、先頃上関村ニ而梅咲候よし、湯沢長百姓之内右梅花見候ヨシニ有之候、

同九日 寒

一 両三日此方雪ニ相成、今日より馬足留之段届有之候、

同十日

一 忠藏今夕より岩崎村江罷越候、右は御役屋江村々上納米請取候付て也、

同十一日

一 豊田五右衛門御用明ニ而、今日御役屋出立、罷帰り申候、

同十二日

一 御藏元共江今日御備金銀錢本書帳催促之上相渡申候、
一 忠藏今夕後、岩崎村より御用済ニ而御役屋江罷帰り候、

同十三日

一 純五郎江駄送ニ而今日御撫育取調帳差遣候、

一 四拾六人、右は申年御撫育拝領之人別ニ而、今年ハ三ヶ年目御取扱ニ相当候もの共、

一 七拾三人、右は酉年御撫育拝領之人別ニ而、今年ハ弐ヶ年目ニ御取扱ニ相当候もの共、
合百弐拾人

右之通老村限名前取調之上委曲相認差遣候、

- 一 昨日浅舞御役屋詰同役田処主鈴より金拾五両仕送り相達候故、御藏元小野屋伊八江被入置申候、右は久府二而御貸付之内返上分之よし、

同十六日

- 一 横堀村肝煎利兵衛江金三拾両八朱五ヶ年割二而拝借相済候段、主鈴より申来、伊八江被入置候金拾五両為相渡申候、残拾五両之分ハ久府二而被相渡候筈、

同十七日

- 一 田処より昨日横堀村肝煎江拝借分三拾両之内、拾五両之差図書御割判手形参候故、今日伊八催促相渡候、

- 一 片岡矢右衛門より越前屋和助江拝借之百五拾文御割判差図書式枚〔内老枚ハ内藤吉兵衛、同老枚ハ佐藤治右衛門〕仕送相達候故、昨晚和兵衛催促相渡候、

- 一 片岡より申来候は、湯沢駅近年入増二相至候故、与右衛門・茂八・甚右衛門、駅場差引役ニ申渡、万事此節取調可申よふ役頭江も申上候処、御承知ニ候故、肝煎伊八委曲之義相心得居候故、当人催促相談之上取調候様被仰含候段申来、依而伊八江も其義申渡、近日中より取掛り候訳ニ致候、

同十八日

- 一 片岡矢右衛門より十六日出シ書状を以申来り候ハ、藤木平兵衛〔御藏元〕此度潰レニ相成候処、是迄御入銭之分御利足御免ニ而被仰付候義役頭被仰含之趣申来り候故、平兵衛御呵申故親郷催促致候処、小川長右衛門・佐藤久右衛門罷出候故、久府より申来候趣申渡候、猶外二借財之分をも取り片付候よふ二内々申渡候、

- 一 湯沢駅役人之義、矢右衛門より申来候人別三人之者共今晚御請申上候、猶当人共心附候義差当り候義二・三ヶ条相認罷越候故、其通二可致候趣差図致候、

- 一 是迄相願居候駅場差引役孫右衛門・七右衛門、筆取清五郎共二陳明之段申渡候、猶申伝候御用向之義無落可相伝候段共申渡候、

同十九日

- 一 関純五郎江今日忠藏・我等連名二而此間被召捕候盜賊無宿伝藏口書、并当人留置候湯沢町之内田町髮結伝多、西馬音内前郷村之髮結新之助、右兩人より書付取り差遣候、

- 一 下院内村吉右衛門より差出候御撫育願書仕送り申候、
- 一 高松村より御引上候鉄砲五挺、右処持居り候もの并村方迷惑ニ不相成候よふニ申遣候、

右之通り関江今日申遣候、

- 一 当十七日夜、椿彦村菩提処岩井川村龍泉寺如何之次第二候哉、

椿彦村江和尚同道ニ而催促人四人、外ニ御足輕と申十手縄杯持
参乱妨之よし申出候故、親郷猿半内村より申出候付、御足輕左
平・礼藏同夜中差遣候処、昨晚当人共より増田村より書状相達
申候、

上略、昨四ツ半頃岩井川村迄罷越候処、幸ひ龍泉寺始外人
数共ニ引取罷有候故、作右衛門・孫六・重兵衛・市郎兵衛
召捕申候御足輕之名差出候者ハ寺之下人ニ而、和尚の方よ
り御答有之候筈ニ御座候、然ニ今朝五ツ半頃漸々村方出立
仕候処、雪高二而今晩六ツ半頃増田村江参候処、囚人之内
式人足病之もの有之、無扨止宿仕候、定て思召も可有御座
と奉存候得共、右之仕合ニ御座候、扱又龍泉寺和尚も追々
参候得共、是迎も明日之湯沢着ニ可有御座候、下略、

一 一昨日増田村万福寺催促致候処、方丈直々御役屋江罷越候故、
御末寺岩井川村龍泉寺椿彦無村江御越如何之次第二候哉、催促
人共を被相連乱妨之趣有之段、村方より申出ニ相向ひ申談差置
候、

一 純五郎より十五日附之書状相達候、輕井沢村六兵衛・床舞村菊
松江御撫育拝領相済候よしニ而、右之御割判差圖書壹枚、外ニ
伊八江被相渡候御土藏御普請料之内ニ而被相渡候分、御割判差
圖書壹枚相達候、依而伊八江則相渡候、

同廿日

湊九〇「郡方見回役加勢勤中日記」

一 今日岩井川村龍泉寺御役屋江罷越候故、此間椿彦村肝煎宅江被
相越、同村弥惣兵衛より菓代金不差出候分柄ニ付御催促ニ罷越
候よし、右始末成相尋候て猶於此方ニハ同様罷越候者、右村方
共ニ吟味之上其向江可申立候段相段申候、

一 鯨岡四郎左衛門より御撫育今年三ヶ年目ニ相当候者江ハ米三斗
式ヶ年目ニ相当り候もの江ハ昨年之通り米六斗宛拝領被仰付候
段、久府より申来候よしニ而伝ニ有之候、猶明日御用済ニ而一
ト先罷帰候よし申来ル、

同廿一日

一 関純五郎より大山因幡殿手医下院内村住居周達江調錢三拾貫文、
御同天下屋敷守福松江同断、無利足来亥年より五ヶ年割返上拝
借被仰付候由ニ而、右御割判差圖書式枚相達候、

但シ右は家作自力ニ相及兼、御上下之節ハ不及申、御賄宿可
申候筋故、内々願申立候ニ付此度拝借被仰付候、

一 右御当人より青柳縫殿江暮為御合力臨時拝領之分式拾五匁「一
昨年ハ式拾五匁、昨年ハ式拾目」御割判差圖書相達候故、則青
柳江相渡申候、

一 跡部惣兵衛「西馬音内前郷村江一昨日より回在」書状ニ而、前
郷村酒屋利三郎兵衛ニ平左衛門江金拾五両宛「久保田渡り」、来
亥八月中迄ハ朱御利足ニ拝借被仰付候故、株帳江記置可申趣故、
則相記置申候、

一 此間岩井川村龍泉寺參代金一件之義ニ付、同村肝煎・長百姓之内両三人椿彦村より同断、外ニ右係り合之者共親郷猿半内村肝煎共召寄セ御吟味致候、猶龍泉寺演説共ニ事長き義故相略申候、右係り合之者共縄下タニ致候俟之御科形之ものニも無之候故、忠藏相談之上御答書ニ為致候而為差出候事ニ申合候、

一 右件々之義ハ担処之事故、片岡矢右衛門江申遣候事ニ致候、右かよふニ相成候訳ハ偏ニ龍泉寺過分之祭金等諸檀中江染々と取合も不致候而、寺職之威光を以無理ニ申付候事故相生シ候、御役屋江先頃罷越候節対談形、猶其後書狀ニ而之次第旁無法之訳ニ候得共、僧侶之事故相手ニも不相成、夫レ形ニ致申候、是を以考候得者村方より申出候義少シも無余義事共ニ被思候、龍泉寺より被相頼催促ニ最初罷越候平八・忠右衛門〔岩井川村〕右兩人共ニ無拋寺より被相頼罷越候よし、其後和尚并下男市郎兵衛・十兵衛〔岩井川村寺門前、平八・忠右衛門も同〕、平八・忠右衛門同道ニ而椿彦むら肝煎宅江催促ニ罷越候始末柄相尋候処、右催促ニ罷越候義ハ如何共延行ニ御座候間、押々御訴訟申上候得共御聞濟不被下、結句ハ御呵を得候事ニ相成候俟、右御供候て罷出候よし、猶其砌方丈御申ニハ、当村弥惣兵衛江人指三両申渡候処、右難差出候趣ニ付先頃平八・忠右衛門ニ申付右催促ニ差遣候処、一円ニ取扱猶催促代共ニ難差出趣申聞候段不得其意、不届ニ候趣を以殊之外御呵、依之右人指金難差出訳并先頃より度々書狀ニ而催促ニ相及候得共不罷越候筋共ニ可申聞候よ

一 しニ而、右口書御取り候よし故、いろ／＼と手を替ひ、肝煎并長百姓共も御訴訟申上候得共、更ニ御聞濟無之、其内肝煎・長百姓如何致候事か立去り相見得不申候間、和尚并私共ハ罷歸り、跡江御寺之下男斗被差置罷歸り候よしニ有之候、

一 椿彦村肝煎・長百姓并弥惣兵衛共相尋候処、□山振舞之節折悪敷大風ニ而往来も難相成候間御申訳も不仕罷有申候、長百姓十三郎幸ひ用事ニ付御寺江罷出候処、今年天徳寺詰合申、拾両余借金有之候、明後年ハ天徳寺より譲り弟子江江□附置不申候ヘハ不相成、是江ハ既ニ三百貫文余も相掛り申候、是ハ於寺ニ相并可申候故、明年参内金三拾両内拾五両ハ人指割、同拾五両ハ小人数割ニ致候故、右可差出方丈御申故、忝存之御挨拶ニハ難相成候間、罷歸之上篤と申会之上ニ御答可仕候段申上候処、方丈こと之外御立腹ニ候間、色々と手を尽シ御詫申上候得共御延行無之候故、余り恐敷御座候ニ付御暇乞をも不申上罷歸り候趣ニ有之候、弥惣兵衛申聞ニハ、方丈より御催促故罷出候処、明年之参内金其元三両可差出候由故、いろ／＼御訴訟申上候而忝両式歩可差出候段申上候得共御延行無之候間、夫レより段々忝歩足シ式歩足シ、被仰付候通三両差上候事ニ申上候処、其方甚不届之次第第二候、菩提処より之申付江彼是と申訳、只今ニ相至り申付通三両を差出候とても不相成、寺内之畳四拾五畳明春迄ニ取扱可申よし被仰付候間、寺門前平八杯を相頼、三・四度迄右畳之義ハ御免被下度御訴訟申上候得共御聞濟無之候故、三

両之外ニ壹歩可差上候間是ニ而御免被下度申上候得共、不相変不相濟候付、左候ハ、明春迄ニ疊拾枚取捨可差上、壹度ニ無殘取捨候事ニハ不相成候段申上候処、是又御聞濟無之候故、無是非罷歸り申候、右御掛合中ニハ菩提処申付を相省候得者切支丹同様ニ候杯と御申ニ有之、又ハ寺帳相除可申故此義可相心得と之御申をも有之候、右之通り御詫申上候得共御承引無之、依而外ニ御答可申上候よふ無之罷歸り申候、其後御催促ニ候得共余り無太ひ之御申掛、其上寺帳迄も相除候趣故、右催促代ハ不申及一円ニ取扱兼候段申上候ニハ相違無之、猶其以前御催促之御手紙相預り候得共、御收納取立最中ニ而不得手透候間罷出兼候段、長兵衛相頼、御寺江申上置候よしニ有之候、長き事故大旨斗認置候、

廿三日

一 忠藏今日より西馬音内前郷村江罷出候、右は村々より御役屋納米并拝借返上米を受取候付、前郷村御藏江上納為致候よし、

同廿四日

一 豊田五右衛門より廿二日附之書状相達候、泉沢村肝煎万太郎退役願之通御免、跡役当人子供永吉宇留、院内村肝煎與七郎退役願之通退役、跡役ハ当人孫嘉七郎、右可被仰渡候段申来、則御用状を以催促致候、

一 関純五郎より廿二日附先頃仕送候、無宿専藏義生保内御追放、当人留置候前郷村髮結新之助・湯沢田町髮結伝多、右兩人共ニ過料耆貫文宛ニ家業之外御呵被仰付候趣申来り候、
一 高松村より御引上之鉄砲、罷歸之節持參可申候、猶又右処持之者御呵無之趣、純五郎より申来り候、
一 下院内村吉右衛門、御撫育願之通り拝領御定之通米三表二銭式貫文被下候段、純五郎より申来り候、

同廿五日

一 御足輕伝六・正助催促、無宿専藏義生保内御境御追放被仰付候義申来り候故、右附添可罷越段申渡候、猶御境口江差出候書付、伝六江相渡候文言左之通相認候、

無宿 伝藏

右は博奕を好、剩盜賊致候不屈ニ付、御領内被払置候故、其境口可被相通候、以上、

戊十二月廿五日

名印判

生保内御境口 御番人衆

一 田町丁代和三郎、髮結伝多同道罷出候故、純五郎より昨日申来り候通被仰渡候、前郷村江手紙を以催促ニ差遣候、
一 泉沢村肝煎万太郎罷出候故、願之通御役御免、跡役当人子供永吉罷出候故申渡候、

一 関純五郎江伊八申出候通り、御役屋御境内江之柵御入料之内、式拾貫文も当時御渡被下度段願出二候故、御伺之上右之差図書御仕送り可被申候段申遣候、

一 斎殿戻り御判紙添片岡矢右衛門江申遣候義左之通り、忠藏・我等連名二而申遣候、

一 寒威甚敷御座候得共、弥御安祥御勤珍重之御事二奉存候、当十六日夜中椿彦村肝煎・長百姓、親郷猿半内村肝煎より之書狀持参申出候ハ、同村菩提処岩井川村龍泉寺江今年普山之和尚、登金諸檀中江割合等之義二付、和尚并下男二候哉、御足輕之趣二而縄十手持参、其外岩井川村中右衛門・平八・重兵衛・市郎兵衛、都合五人召連、肝煎方江罷越難題被申掛候二付、夜中二候得共其座を逃レ親郷江附、直々御役屋江罷出候趣二御座候、依而即刻御足輕左平・礼藏差向、右四人之御百姓とも御役屋江召連可申、猶和尚江ハ掛合二及候御用有之候間、御役屋江罷越候よふ以書狀申遣候、

一 同十九日、右四人之者御足輕同道、御役屋江罷出候、

一 同日竜泉寺和尚も罷出候故、始末柄相尋候処、参内金二も不相限諸割合之義ハ、権現様拾五ヶ条御定二も有之通、分限相応二割渡候、当二日諸檀中江普山振舞序右割合申付候内通二而、向々相招候処、外村々諸檀中打寄候得共、椿彦村肝煎始諸檀家不罷越、長百姓十三郎斗罷越候二付、差上り江は人指拾五両、小人共江も拾五両割合申付候処、外諸檀家ハ承知之趣二而手を打候

得共、十三郎義罷帰之上挨拶可致趣二而、同日馳走之沓礼をも不申述、拙僧不存内罷帰り申候、其後催促二相及候処、肝煎始弥惣兵衛罷越候故、夫レ／＼割合申付候得共承知無之、猶弥惣兵衛義ハ指上り之事故金子三両申付候処、沓両二而訴訟故、不相成趣申渡候、左候ハ、沓両式歩二而御免被下度と段々掛合相重り、式両より式両式歩迄可差出趣故、人別分限吟味之上申付候義ハ、権現様拾五ヶ条表之通二有之、右江彼是異論致候義不届二候間、寺帳より相省キ、切支丹同様之取扱可致申渡候処、弥惣兵衛外人を以被仰付候通三両可差出候間、御憤之義ハ御免被下度段申出候得共、当人義同寺先住代内借之為寺より薄縁四拾五枚持参致候、右為過代来春迄二寺之畳四拾五畳取捨候て可差免申渡候処、三両之外二沓歩可差出候間御免被下度趣二候得共、左よふ二ハ不相成候段申渡候へハ、左候ハ、拾畳取捨可仕趣二候得共不相成、旁不届二付不致承引候、依て又候催促致候得共、肝煎始何レも不罷越候故、平八・忠右衛門兩人椿彦村肝煎宅江差向、同村弥惣兵衛催促為致候処、当人世倅罷越、御寺より之御用二候得者、先頃御寺暇被差出候事故難罷出、猶御取扱も難相成趣二而、兩人共其俣罷帰り候故、拙僧下男并平八・忠右衛門・重兵衛・市郎兵衛四人之者召連、直々椿彦村肝煎方江罷越掛合申、肝煎・長百姓共いつれ江参候哉不相見得、郷人を以探セ候得共不相見得趣申出候、依て欠落之取扱可致段申渡候て、拙僧并四人之者召連帰寺致候、跡江ハ下中老人差置、肝

煎・長百姓共帰宅候て召連、寺江可罷越趣申付置候、然ハ右下男縄十手持参致候よふ之噂承り及候得共、元より寺ニ処寺之品ニも無之、通例檀家江持参之如意を下男ニ為持候を十手と見請候ニも可有之哉、いつれニ致候ても 勅許之三ツ字寺職も難相立事故、此段御差心得可被下檀中江申渡候義ハ私之頼筋ニも無之 権現様御箇条表を以申付候事故、御用状ニ而催促等致候趣ニ御座候、大凡掛合形右之通ニ御座候、事長き義也、其上仏語等ニ而相分兼義も俣有之候、且ツ和尚より演説書為指出候訳ニも「 ※ 「村江差遣候」 ※ 「

一 龍泉寺湯沢町江逗留長々不相成趣ニ而御座候、同寺より之手紙取合四通、文言等甚難相心得次第も御座候得共、僧侶之事故相手ニも不相成、其俣差上申候、猶四人之者共御用明相返シ候よふ申来候間、当人共之義御処之方ハ郡方ニ相預り候事故、御挨拶ニ難相及返答致候、

一 同廿一日、右同寺より面談申度趣手紙故、可罷越候趣申遣候得共参り不申候、

一 龍泉寺本山増田村万福寺催促、一ト通り右之形相断置候、

一 右ニ付岩井川・椿彦両村郷人共縄下タニ致候程之御科ニも不被考、別冊之通り御答書を以為差出申候、右御答書ニ相見得候通、龍泉寺下男縄十手持参致候哉、扱之者ニも無之候故召捕吟味ニも不相成候間、御答書之俣ニ而差上申候、

一 山内村々之義ニ致候而は無筆文旨ニて、御百姓働之外無他事義

ニ御座候、夫レも小事共逆も不相心得候、 権現様拾五ヶ条之次第等を以取扱候とて相分り候義有之間敷、龍泉寺是迄七ヶ年之内ニ五人移転之よし、其度毎□□并参内金等差出候事ニ而は村方立行可申よふも有之間敷、此処御差考被仰上可然候、猶時節柄と申、郷人共長逗留致候事ニ而は村方之浮沈ニも相拘り候事故、親郷猿半内村江平八・忠右衛門・市郎兵衛・十兵衛四人之者縄なしニ致候而預置申候、

一 平八御答書ニ相見得候通、岩井川村重左衛門参内金割差図致候よし、依而当人催促ニ相及候得共出先き相分不申候趣故、岩井川村肝煎江申合吟味中ニ御座候、右重左右衛門罷越候上篤と吟味可申上候、

一 右件々掛合之当人共より為差出候御答書并附書共七冊取揃差上申候、

外ニ半切紙江相認候て左之通申遣候、

別紙申上候、当処清涼寺当廿二日晚御役屋江罷越候て被申候は、何ソ岩井川村龍泉寺より被相頼候筋ニハ無之、清涼寺心得を以此度椿彦村之事段々風聞承り候処、於龍泉寺も些と立通候筋ニも相心得、村方ニ而も充分行届候訳ニも相聞得不申候故、何分内済ニ致候て双方立行候よふニ致度趣ニ候得共、此度之義ハ手内ニ而内済ニ致候事ハ不相成候段申断差遣候、

一 同廿四日、清涼寺又々罷越候而内談ニハ、当龍泉寺江も篤と申

諭方も有之、猶又岩井川・椿彦両村江も申諭方も御座候故、双方共二高下なしニ可致候故、何分此度之件々為相任呉候よふニ候故、幾度申上候通り村方御百姓共之義ニ致候而ハ当龍泉寺住居之事甚延行之よふニ相聞得、其上先夜も申上候通り手内切ニ相濟候事ニハ不相成候趣申断候処、左候ハ、此義久府江被仰遣、何分ニも拙僧江為御任被成度、若シ龍泉寺并村方江其節申諭候而も得心無之候ヘハ御返却相及可申候得共、幾重ニも拙僧江為御任被成度趣ニ御座候間、此段共ニ被仰上被下度候、

但シ当龍泉寺差置候事、村方不落合ニ候ヘハ、同寺本山万福寺江龍泉寺住職多病とか又ハ分柄有之とか致候而、難相頼よしを以申立候ヘハ、往々龍泉寺も相立候よし、無左録処江此度之義龍泉寺より附候ヘハ、御吟味之上不宜候ヘハ是切ニて有之よし、何分録処江附候事相止させ本山切之事ニ取斗意候て見申度よしニ御座候、併シ龍泉寺ハ年若之僧故右之事ニ聞請不申候も不相知候間、若シも右之順ニ不相成候ヘハ御取扱之事ハ御返却ニ相及可申候趣故、何分御伺之上御模様之義被仰下度候、龍泉寺もとふも苦敷処も有之、内々清涼寺最禪寺杯江相談之上ニも候よふニ相聞得申候、繰事ながら御沙汰次第御模様被仰下候ヘハ清涼寺江返答申度候間、如此申上候、

十二月

一 四人之者親郷ニおゐて御預り候義如何共迷惑之よし押々願ニ御座候間、是又御伺之上帰村為致候事ニ御取扱可被下候趣共ニ申

遣候、

一 田処主鈴浅舞御役屋詰合ニ而居り候処、当八月中八幡村と大久保村と掛合之義、其節田処吟味ニ相及、口書取り候上、久府より申来、大久保村多助と申者御引付ニ相成候処、右当人御詮議之上最初御答申上候事と相違之よしニ而、右当人同様其節御吟味ニ相成候もの再詮議候よふ申来り候ニ付、立会候故明日より当人共御催促候筈ニ致候、

一 御足輕共囚人附添御用ニ而久府江罷越候節、歩夫壺人被借下候、源一郎殿御判紙壺枚、外ニ切式拾枚持参、右之内拾枚ハ小栗分故直々御当人江拾枚御渡申候、

一 忠藏今晚暮頃西馬音内前郷村より御用済之よしニ而御役屋江引移被申候、

同廿六日

一 西馬音内前郷村長百姓同道ニ而昨日催促致、新之助御役屋江罷越候故無宿専蔵留置候為、御過代壺貫文可差出、猶家業之外御呵之段申渡候、右御過代錢ハ長沢屋源八江可相納候義共申渡候、今年組合同役壺統江銀八拾目宛為御合力被下置候段、関純五郎より申来り候、

一 純五郎より下院内村吉右衛門江此度拝領被仰付候御撫育料式貫文御割判差図書、越前屋輪助より御渡之分相達申候、
一 八幡村肝煎兵右衛門より催促、当八月中大久保村御草飼論之節、

同村多助鎌を以自分江為手負候段、其節御吟味之上御答当人申上候処、爪二而組伏らせ候砌些斗疵を附置候由御答之よし、弥以最前自分〔兵右衛門事〕御尋之節無相違鎌二而被為手負候よし、猶又可申上候段相尋候処、根元御尋之砌申上候通二少しも間違不申候趣、御答書を以可差出候義申渡候〔但最初御吟味之節尋問書為差出不申候由候故、如此二致候〕、右主鈴立会之上尋問二相及、

同廿七日

一 先頃純五郎より相達候輕井沢村六兵衛、床舞村菊松江之御撫育料、猶昨日御同人より相達候下院内村吉右衛門江之御撫育料差圖書、今日右親郷長百姓共江相渡候、

一 大久保村・八幡村草飼論之節、大久保村多助同様其節居掛り候、市太郎・勘太郎・三多郎今日主鈴同様二立会吟味仕候処、大久保村多助鎌を以八幡村肝煎を為手負候義、八月中吟味之節申上候通二相違無之趣二而、又々口書取り申候、

一 八幡村肝煎療治候左衛門殿抱医白川三省相招、当人疵処之義相尋候処、全ク鉄もの疵之よし申聞候間、其段委曲書付為差出申候、

但大久保村多助久府江御引附御吟味二相成候処、鎌二而為手負候事二ハ無之、爪二而些斗疵を附候義二口を替申上候義二付、再御吟味二相成候、

一 松岡村肝煎訴状、親郷山田村添書を以申出候ハ、同村長助家内長太郎女房兼而懷妊二而居候段申出二付、来月中取調纏江相加ひ、御役屋江書上可仕候内慮之处、昨夜九ツ時半産之よし申出候故、忠藏・主鈴相談之上松岡村肝煎御用農事之外御呵之段申渡候、猶明日右長之助同道可申候段申渡差遣候、

同廿八日

一 鯨岡四郎左衛門・関純五郎江主鈴・我等連名二而、此間取り尋候大久保村三人之者共之口書并八幡村肝煎兵右衛門尋問書、白川三省より差出候疵処療治致候書付仕送り差遣申候、

一 松岡村長太郎義、長百姓同道二而罷越候故、農事之外御呵申渡候、

一 豊田五右衛門より又七郎殿御判紙添左之通り申来り候故、則両村江催促之御用状遣候、

当高巻斗式升式合 林崎村
同高六石八斗八升三合 小野村

右は当戌年より横手小田部兵右衛門知行上り地御蔵入相成候間、此旨右村々江可被仰渡候、

文政九年戌十二月 御金藏

一 四郎左衛門廿六日附之書状相達候、
御勘定方より養蚕之義少シも掛合も無之事故清蔵〔高尾田村肝煎也〕相對二而貸置候事二も可有之、長兵衛〔新町村〕

家長々貸置、當時至立候義ハ甚我促之致方、右家取毀引取
候様ニ被仰付可申段被仰含候間、同人尾催促片時も早ク取
毀引取候様厳敷被仰含可申下候、御役頭御申之如、明家ニ
住人無之砌ハ、惣五郎〔新町村〕江いつ迄も貸置候様甘ク
申聞、五百貫文あたゝまり候へハ追立候義不屈之至ニ候、
此書状相達項ハ、御催促一日も御斟酌無之、早々取毀候様
被仰含可被下候、

右之通申来候故、則催促状差遣候、

但シ右家ハ長兵衛困窮ニ付清藏江書入致候処、長兵衛請戻
シ候事ニ不相成ニ付、清藏右家引受候処、其後直々惣五郎
江貸置候処、養蚕方江右家御用立候義ニ而、五百貫文養蚕
方より清藏借用致候よし、

一 惣五郎義〔根元高尾田村御百姓ニ候、訳有新町村引越〕清藏家
借居り、此節致方も有之候故、暫時之内借宅可致候、明春二相
成候へハ家普請料拝借可被仰付候段、四郎右衛門より申来、是
又当人江今日書状ニ而申渡候、

一 豊年為御祝義、同役老統江金子千疋拝領被仰付候段、四郎右衛
門より申来り候、正月中右相披キ候様久府申会之義申来候、
主鈴御用済ニ相成、今日浅舞御役屋江又々引移り申候、

同廿九日

一 林崎・小野両村肝煎罷越候故、昨日五右衛門より申来り候通り

申渡候、

一 高尾田村肝煎罷出候故、四郎右衛門より申来候通、早々本長兵
衛家取り毀候義厳敷申渡候、

一 御足輕内蔵丞、今年迄御奉公五拾年相勤候ニ付、先頃仲伴願書
ニ而差出候間、右仕送り申候処、御当用より老貫五百文為御賞
拝領被仰付候段申来り候、

一 横堀村忠蔵〔是ハ豊田先頃帰りの節願書ニも候哉〕右当人江定
式之通米九斗二銭式貫文拝領被仰付候付、右銭之御割判差図書
相達候、

一 豊年為御祝義、同役老統江千疋、吟味役江ハ式両、御検地役ハ
千疋、山川役ハ百疋、御割役ハ五百疋、御收納方江ハ五百疋、
右六郡御備より拝領、正月九日右御祝義頂戴披之よし申来候、
役頭并純五郎よりも御用済之上勝手次第第二可罷帰候段申来り候、

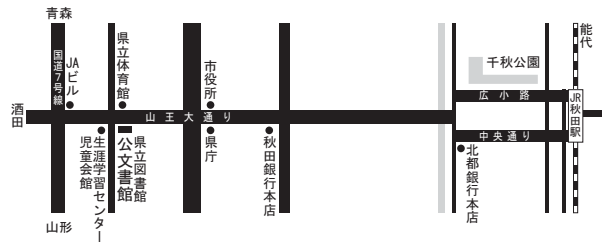
※ この部分、貼紙のため原文読めず。

開 館 時 間

- 平日……………午前 9 時～午後 7 時
- 土曜・日曜日・祝日……午前 10 時～午後 6 時

休 館 日

- 毎月第 1 水曜日（その日が休日のときは第 2 水曜日）
- 年末年始（12 月 28 日～1 月 3 日）
- 特別整理期間



秋田県公文書館研究紀要 第三号

平成二八年三月二五日発行

編集
発行

秋田県公文書館

〒〇一〇〇九五二

秋田市山王新町一四―三二

電話 〇一八（八六六）八三〇一

（題字 寿松木 毅）

この印刷物は六五〇部作成し、

その経費は一部あたり二八五円です



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。